別紙 6 茶·薬用作物等地域特産作物体制強化促進

第1 事業の実施方針

本事業は、茶や薬用作物等の地域特産作物(国内で地域特性をいかして生産され、 通常何らかの加工を施して利用される作物をいう。以下同じ。)について、消費者や 実需者ニーズに対応した高品質生産、産地の規模拡大及び担い手の育成などを強力 に推進するため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出など、生産から消費までの取組を総合的に支援することとし、実施するものとする。

第2 事業の内容

1 事業の内容

本事業は次の(1)から(3)までの事業から構成されるものとし、各事業の内容 等はそれぞれ I からⅢまでに定めるとおりとする。

- (1) 全国的な支援体制の整備事業
- (2) 地域の生産体制強化・需要創出事業
- (3) 甘味資源作物等支援事業
- 2 補助要件

事業実施主体は、本要領別表1の6に定める者であって、以下の要件を全て満たす ものとする。

- (1) 1に掲げるそれぞれの事業に係る地域特産作物についての知見を有し、かつ、地域特産作物の産地が抱える各種課題解決に向け、事業実施を的確に行う体制及び能力を有すること。
- (2)本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理と処理を行う体制及び能力を有する者であって、役員名簿、組織の事業計画・報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの)を備えていること。
- (3)日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
- (4)本事業により得られた成果を公益の利用に供することについて、制限なく認める者であること。
- (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 優先採択

本要領別表4の(注3)に規定する優先採択の予算の上限は1億円とする。

- 4 事業実施に当たっての留意事項 事業実施主体は、事業実施に当たって以下に留意するものとする。
- (1)スマート農機、ドローン(ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等)、農業ロボット(収穫ロボット等)、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドラ

イン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体(事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸し付けの対象となる者)は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結することとする。

(2) 農業者の経営安定及び農作業安全の観点から、受益農業従事者に対して収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すとともに、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

I 全国的な支援体制の整備事業

第1 事業の内容

- 1 事業の取組内容
- (1)本事業は、地域特産作物の産地が抱える共通の課題解決に向け、次の取組を実施するものとする。
 - ア 検討会の開催

事業の効果的・効率的で適切な実施を図るために行う以下の取組。このうち、 (ア)の取組は必須とする。

- (ア) 学識経験者、実需者、流通業者、農業団体等の本事業の推進に必要な有識者 による検討会を開催して行う、事業全体の方針及び内容の検討
- (イ) 進行管理及び成果の取りまとめ
- (ウ) (ア)及び(イ)の取組に係る情報発信等
- イ 事前相談窓口の設置

地域特産作物の産地化を望む地域の課題や要望に一元的に対応する体制を確立するための事前相談窓口の設置

ウ 地域相談会等の実施

地域特産作物の販路の確保・拡大に向けて、産地サイドと実需者サイドの連携を図ることを目的として行う、生産状況や需要状況に関する情報の交換や共有等を行うマッチング(実需者サイドに地域特産物を供給することを希望する産地サイドと、産地サイドから地域特産物を購入することを希望する実需者サイドの双方に対し、相互に関する情報を提供することをいう。以下同じ。)や地域相談会等の実施

エ 栽培技術研修の実施

栽培指導者等を対象とした地域特産作物の産地形成や栽培技術指導体制の確立に資する研修の実施

オ 産地動向・栽培技術等の調査・分析等

地域特産作物に関する各産地の生産及び流通状況の把握や栽培技術の確立・ 普及等に必要な調査・分析等

カ 需要・消費動向等調査・検討の実施

地域特産作物に関する実需者や消費者のニーズ、需給動向等の調査・検討

キ 課題解決実証の実施

各産地の共通課題の解決のために行う以下の取組

- (ア) 新たな作物や品種の導入
- (イ) 栽培技術・加工技術の確立
- (ウ) 農業機械等の開発・改良
- (エ) 新商品の開発、試作品の商品性評価等の実証及び実証に必要な農業機械等の リースによる導入。なお、実証に当たっては、産地と連携して広範な波及効果 を見込むなど効果的な技術実証となるように留意するものとする。
- ク 需要拡大に資する取組の実施

需要拡大を目的として行う、地域特産作物に関する普及・啓発、学校や消費地

のイベントへの日本茶インストラクター等の専門家の派遣、地域特産作物の加工手法、調理手法並びに地域特産作物本体及び地域特産作物を加工又は調理した成果品に対する評価手法の検討・策定等

ケー人材登録等の実施

地域特産作物に関する人材に係る以下の取組

- (ア)地域特産作物の栽培・加工、流通等に関して卓越した技能を有する人材(以下「卓越技能人材」という。)の登録、表彰及び周知
- (イ) 卓越技能人材相互の情報交換会の開催
- (ウ) 地域特産作物の生産体制の強化等を目的として行う、栽培技術等に関するアドバイスを行うことができる人材の全国への派遣
- コ 情報発信ツールの構築

地域特産物に関する情報発信ツールの構築や契約栽培の促進のための情報発信。なお、(3)ア(ア)にかかわらず、複数の対象品目について一体的に行うことができるものとする。

サ 技術拠点農場の設置

薬用作物の省力化・安定化技術体系について、実需者と生産者の相互理解が深まるよう、産地における新たな生産技術等を導入・実証し、省力化・安定化栽培技術体系を確立するための技術拠点農場の設置。

(2) 対象作物等の範囲

本事業の対象作物等は、茶、薬用作物(漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの及び健康食品向け等の漢方薬の原料以外に使用されるものをいう。以下同じ。)、いぐさ・畳表、繭・生糸、こんにゃく、パインアップルその他の地域特産作物とする。

(3) 事業の実施基準

ア 事業の実施

(ア)事業実施主体は、課題解決に資する(1)アからサまでの事業内容を、(2) に掲げる対象品目ごとに、原則として下表のとおり実施することとする。

ただし、茶、こんにゃく、パインアップルについて、他の事業内容を組み合わせて実施することが課題解決により効果的と認められる場合はこの限りではない。なお、(1)アの検討会については必ず実施するものとする。

_	0 0 0 0 0	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	品目	対象となる事業の取組内容
	茶	(1) ア、ウ、オ、カ、キ、ク及びコ
	いぐさ・畳表	(1) アからコまで
	繭・生糸	(1) アからコまで
	こんにゃく	(1) ア及びウからコまで
	薬用作物	(1) アからサまで
	パインアップル	(1) ア、カ、キ、ク、ケ及びコ
	他の地域特産作物	(1) アからコまで

- (イ) 事業実施主体は、対象品目における産地の意見・意向を十分踏まえて事業を 実施するものとする。
- (ウ) (1) サの実施に当たり、実証の対象となる薬用作物について複数の実需者が(1) アの検討会に参画することを必須とする。
- イ (1) キの課題解決実証の実施に当たり、実証地域の選定を行う際は、対象品目や産地の課題等を十分踏まえるとともに、効果的な取組となるよう、産地の行政や農業団体等の関係者を含めるものとする。また、効果的な技術実証となるよう、検討会において具体的な実証方法、評価方法、普及方法等を検討するものとする。

2 補助要件

- (1)事業実施主体は、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思 決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確に した団体の運営等に係る規約を定めていること。
- (2) 4の成果目標の基準を満たしていること。
- 3 補助対象経費
- (1) 1 (1) イからサまでの取組は、必要に応じて第三者(事業実施主体が協議会の場合は、構成員を除く。)に委託することができるものとする。
- (2) 1 (1) ア、ウ、カ、ケ及びコの取組については、備品費は除くものとする。
- (3) 次の取組は、国の補助の対象としない。
 - ア 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている 取組に係る経費
 - イ 農産物の生産費補塡(生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試 作に係るものを除く。)若しくは販売価格支持又は所得補償に係る経費
 - ウ 販売促進のための、ポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等のマスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に 係る経費
 - エ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
 - オ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施 に要したことを証明できない経費

4 成果目標の設定

(1) 成果目標

- 1(1)イからサまでに定める事業の取組内容に応じ、次の成果目標の中から1つを選択するものとする。
- ア 事前相談窓口を設置し、年間を通じて生産者等からの相談を受けること。
- イ 産地サイドと実需者サイドとのマッチングの取組を3地域以上で実施する こと。
- ウ 1つ以上の地域特産作物又は品目について(薬用作物の場合は3品目以上について)、産地の指導者等を対象とした栽培技術研修を3地域以上で実施すること(ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2地域以上とする。)。
- エ 1つ以上の地域特産作物又は品目について、3つ以上の産地の生産や流通 状況等の調査・分析を実施すること。

- オ 1つ以上の地域特産作物又は品目について、実需者や消費者のニーズ等の調査・検討を実施すること。
- カ 1つ以上の新作物又は新品種の作付けが行われること。
- キ 1つ以上の栽培技術又は加工技術の改良が行われること。
- ク 農業機械等の開発又は改良が1つ以上行われること。
- ケ 新商品の開発が1つ以上行われること。
- コ 地域特産作物に関する普及・啓発に資する取組を3地域以上で実施すること。
- サ 地域特産作物の需要拡大に資する新たな評価手法を1以上策定すること。
- シ 卓越技能人材が5人以上登録されていること。
- ス 5地域以上における技術アドバイスを行うこと(ただし、繭・生糸を対象と する場合は、2地域以上とする。)。
- セ 地域特産物に関する情報発信を1品目以上すること。
- ソ 技術拠点農場を1農場以上設置すること。

(2)目標年度

成果目標の達成の目標年度については、事業実施年度とする。

5 募集方法

農産局長が別に定める公募要領により公募を行うものとする。なお、追加公募は 行わないものとする。

6 審査基準

本要領別表4の2の審査基準は以下のとおりとする。本事業においては、以下のいずれかひとつの審査基準を選択するものとし、各審査基準に対応する配分基準にしたがってポイント付けを行うものとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	事前相談窓口を設置し、年間を通じて生産者	50 件以上	10
(1)	等からの相談を10件以上受けること。	40 件以上	8
		30 件以上	6
		20 件以上	4
		10 件以上	2
成果目標	産地サイドと実需者サイドとのマッチングの	7 地域以上	10
(2)	取組を3地域以上で実施すること。	6 地域	8
		5 地域	6
		4 地域	4
		3地域	2
成果目標	1 つ以上の地域特産作物又は品目について	(繭・生糸の場合)	
(3)	(薬用作物の場合は3品目以上について)、産	6 地域以上	10
	地の指導者等を対象とした栽培技術研修を3地	5 地域	8
	域以上で実施すること(ただし、繭・生糸を対	4 地域	6
	象とする場合は、2地域以上とする。)。	3 地域	4
		2 地域	2

		(繭・生糸以外)	
		7 地域以上	10
		6 地域	8
		5 地域	6
		4 地域	4
		3 地域	2
成果目標	1つ以上の地域特産作物又は品目について、	8 産地以上	10
(4)	3つ以上の産地の生産や流通状況等の調査・分	6 産地以上	8
	析を実施すること。	5 産地	6
		4 産地	4
		3産地	2
成果目標	1つ以上の地域特産作物又は品目について、	5つ以上	10
(5)	実需者や消費者のニーズ等の調査・検討を実施	4つ	8
	すること。	3つ	6
		2つ	4
		1つ	2
 成果目標	1つ以上の新作物又は新品種の作付けが行わ	5つ以上	10
(6)	れること。	4つ	8
		3つ	6
		2つ	4
		1つ	2
 成果目標	1 つ以上の栽培技術又は加工技術の改良が行	5つ以上	10
(7)	われること。	4つ	8
		3つ	6
		2つ	4
		1つ	2
 成果目標		5つ以上	10
(8)	ること。	40	8
(- /		3つ	6
		20	4
		1つ	2
 成果目標		5 商品以上	10
(9)		4 商品	8
\ - <i>/</i>		3商品	6
		2 商品	4
		1商品	2
 成果目標	地域特産作物に関する普及・啓発に資する取	8産地以上	10
(10)	組を3地域以上で実施すること。	6 産地以上	8
		ロ /土と凹とヘ 土	

,		4 産地	4
		3産地	2
成果目標	地域特産作物の需要拡大に資する新たな評価	5手法以上	10
(11)	手法を1以上策定すること。	4 手法	8
		3 手法	6
		2手法	4
		1 手法	2
成果目標	卓越技能人材が5人以上登録されているこ	9人以上	10
(12)	と。	8人	8
		7人	6
		6人	4
		5人	2
成果目標	5 地域以上における技術アドバイスを行うこ	(繭・生糸以外)	
(13)	と(ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2	9 地域以上	10
	地域以上とする。)。	8地域	8
		7地域	6
		6 地域	4
		5 地域	2
		(繭・生糸の場合)	
		6 地域以上	10
		5 地域	8
		4 地域	6
		3 地域	4
		2地域	2
成果目標	地域特産物に関する情報発信を1品目以上す	5品目以上	10
(14)	ること。	4品目	8
		3品目	6
		2品目	4
		1品目	2
成果目標	技術拠点農場を1農場以上設置すること。	5農場以上	10
(15)		4農場	8
		3農場	6
		2農場	4
		1農場	2

第2 事業実施計画等

- 1 事業実施計画の作成等
- (1) 事業実施主体は、交付等要綱第4の2に基づき、別添1-1により事業実施計画 を作成し、農産局長に提出するものとする。

なお、農産局長に提出する事業実施計画は、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金交付候補者の事業実施計画を基に、農産局長の求めに応じて所要の調整を了したものとする。

- (2)本要領本体第5の1のなお書きに基づき定める事業実施計画の重要な変更は、リースにより導入する農業機械又はリース利用者の変更であり、別添1及び別添1ー1の事業実施変更計画書により協議を行うものとし、これに該当しない軽微な変更については、実績報告をもってこれに代えることができる。
- 2 農業機械等のリース導入及び開発・改良に係る留意事項
 - (1) 共通
 - ア リース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲

第1の1(1) キに係るリース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、次の(ア)から(オ)までに掲げる農業機械等は対象機械から除くものとする。

- (ア)トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コンバ イン
- (イ) 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械等
- (ウ) 販売業者により設定されている小売希望価格(これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格)が、消費税を除いて50万円未満又は原則400万円以上の機械(ただし、上限について農産局長が特に必要と認める場合においてはこの限りではない。その場合、理由や必要性等を記載した資料を事業実施計画書に添付するものとする。)
- (エ) 本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等
- (オ) リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新 とみなされる農業機械
- イ リース又は開発・改良の条件 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。
- (2) リース導入に係る留意事項
 - ア リース契約の条件
 - リース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (ア) 事業実施計画書に記載されたリース利用者に係るものであること。
 - (イ) リース事業者及びリース料がウ(ア)に定めるところにより決定されたものであること。
 - (ウ) リース期間が4年以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する 省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)以内であること。
 - イ リース料助成金の額の計算方法

第1の1(1)キ(エ)に定めるリースに係る助成金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格(農業機械の実勢価格をいう。)及び残存価格 は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体又はリース利用者が農業機械 等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値 の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする

- (ア)リース料助成額=リース物件価格×(リース期間/法定耐用年数)×補助率
- (イ) リース料助成額= (リース物件価格-残存価格) ×補助率
- ウ リース等に係る手続
- (ア) リース事業者及びリース料の決定

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に農業機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、別添2により、入札結果報告を農産局長に提出するものとする。

(イ) リース料助成金の支払

事業実施主体は、(ア)の入札結果及びリース契約に基づき農業機械がリース利用者に導入され、当該リース利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、イにより算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該リース利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(ウ) リース料助成金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金をほかの補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

(3) 開発・改良に係る留意事項

農業機械等の改良を行う事業実施主体は、交付決定後、事業実施主体に農業機械 を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械納入契 約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、 別添2により、入札結果報告を農産局長に提出するものとする。

3 補助金の返還等

農産局長は、事業実施主体に交付した本事業に係る補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めなければならない。

また、農産局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又はリース利用者のいずれかが、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付の中止又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずるものとする。

- (1) 農産局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき
- (2) 第3の2に定める事業評価等の報告を怠ったとき

- (3)農業機械の改良用に購入した物件が消滅又は消失したとき
- (4) 相談窓口の取組が継続していないとき
- (5) 地域相談会や栽培技術研修が適切に行われていないことが明らかになったとき
- (6) 実証の取組が継続していないこと及び適切な管理が行われていないことが明らかになったとき
- (7)技術アドバイスが適切に行われていないことが明らかになったとき
- (8) リース契約を解約又は解除したとき
- (9) リース利用者のいずれかが事業を中止したとき
- (10) リース物件が消滅又は消失したとき
- (11) 締結されたリース契約が、2(2) アのリース契約の条件に合致しないことが明らかとなったとき
- (12) リース事業において導入した農業機械が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断されるとき

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添3により事業実施状況報告書を作成し、農産局長に報告するものとする。

- 2 事業の評価
- (1)事業実施主体は、本要領本体第7の1(1)に基づき自己評価を行い、別添4により成果報告書を作成し、農産局長に報告するものとする。
- (2)(1)の事業評価が適切になされていないと判断される場合には、農産局長は事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。
- (3) (1) の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、農産局においてその内容について別添5により点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を別記様式第2 号に記入するものとする。
- (4) 農産局長は、(3) の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、指導を行ってから1か月以内に、別添6により改善計画を提出させるものとする。この場合において、農産局長は、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体に指示して成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、評価検討委員会がこれを妥当と判断するときは、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。 ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

- イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じて いる場合
- (5) (4) の改善計画に基づく取組の再評価については、(1) 及び(3) に準じて 行うものとする。

なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年 度7月末日までに報告することとする。

第4 その他

1 推進指導

農産局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体(管理を委託している場合には管理主体)及びリース利用者(以下「事業実施主体等」という。)に対し、適正な管理運営や利用を行うよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

2 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することとする。この場合においては、事業実施主体は、以下の(1)から(4)までに定めるところにより特許権等を取り扱うものとする。事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱うものとする。

- (1)本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合には、 別添7により遅滞なく農産局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4)本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を 受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又 は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。事業実 施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについ ては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

3 収益納付

- (1)事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、別添8により、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに農産局長に報告するものとする。なお、農産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。
- (2) 農産局長は、(1) の報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。
 - ア 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金 総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じ て得た額

- イ 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計 年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化 されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまで に支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企 業化事業において利用される割合を乗じて得た額
- (3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を限度とし、農産局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

4 不正行為に対する措置

農産局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に 関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施 主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止の ための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

第1 事業の内容

- 1 事業の取組内容
- (1)本事業の内容は以下のとおりとし、地域特産作物の各地域における生産や販売の 実情を踏まえて、各地域で抱える作物ごとの課題等の解決に向けて、以下の事業メ ニューの中から必要な取組を選択し、効果的・効率的に実施するものとする。

その際、生産・流通・実需・消費の関係者が連携し、コンサルタント、デザイナー、研究者等の専門家を活用したモデル的な産地の取組とするよう努めるものとする。

なお、アの取組については必ず実施するものとする。

また、イ(ア)から(ク)まで及びウの取組は、必要に応じて第三者(事業実施主体が協議会の場合は構成員を除く。)に委託することができるものとする。

ア 検討会の開催

地域特産作物の生産体制の強化や需要の拡大に資する取組を実施するための 学識経験者、生産者、市町村、普及指導センター、農業関係者、実需者等の本事 業の推進に必要な構成員による検討会の開催。なお、検討会においては、事業全 体の方針・内容の検討、地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種や技術の 選定、進行管理、成果の取りまとめ、情報の発信等を行うものとする。

また、茶を対象としてイ(ク)に取り組む場合は、検討会の構成員に実需者を加えて需要に応じた茶の生産に関する情報交換を実施することを必須とし、茶以外の作物を対象とする場合は、検討会の構成員には関係行政機関を必須とする。

イ 生産体制の強化

次の(ア)から(コ)までに掲げる取組のうち必要なもの

(ア) 栽培実証ほの設置

地域特産作物の新たな産地の育成、既存産地における高品質化や低コスト化等に向けて行う、地域条件に適応した栽培技術を確立させるために必要な栽培実証ほ(繭・生糸を生産するものを含む。以下同じ。)の設置。この場合においては、収穫まで複数年を要する薬用作物(漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの及び健康食品向け等の漢方薬の原料以外に使用されるものをいう。以下同じ。)等の地域特産作物にあっては、収穫までに要する年数相当分(ただし、3年相当分を超えないものとする。)のほ場借り上げ等の経費を補助対象経費として計上することができるものとする。

(イ) 種苗等増殖実証ほの設置等

地域特産作物の優良種苗の安定的な生産及び供給を図るための栽培技術の確立に必要な種苗等増殖実証ほの設置や種苗等の増殖。この場合においては、アに定める検討会において、産地の安定的な種苗供給に関する方針について検討するものとする。なお、本取組については、必要に応じて、取組の初年度から3年間を上限に取り組むことができるものとする。

(ウ) 新たな栽培技術等の実証導入

低コスト·高品質化生産技術や新たな栽培技術等の実証導入のために必要な 農業機械等のリースによる導入

(エ) 関連設備・農業機械の開発・改良

地域特産作物の新たな産地の育成や生産拡大等に資する低コスト化や品質の安定・向上等に必要な設備や農業機械の、以下のa又はbに定める方法による導入

- a 事業実施主体や事業実施主体の構成員が所有している設備の改修
- b 市販され、又は既に事業実施主体が所有しているものを活用しての農業機械の開発又は改良。この場合において、事業実施主体が自ら開発又は改良を行うときは、農業機械メーカー等による技術協力を得て行うものとする。
- (オ) 栽培マニュアルの作成

(ア)から(エ)までの取組を1つ以上実施した場合における、栽培技術等を普及させるためのマニュアルの作成

(カ) 課題等解決のための調査・分析

輸出相手国・地域に関する調査・分析、国内マーケットの動向調査・分析、 残留農薬や機能性成分の分析、地域の気象状況の詳細調査・分析など、産地の 課題等の解決の取組に必要な調査・分析

(キ) マッチングの開催

地域特産作物が有する機能性や産地の特徴的な取組の紹介及び生産者と実需者との交流の場の設定など、産地と実需者の連携の機会を提供するマッチング

(ク) 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進

茶の改植等(改植(移動改植を含む。)、新植、棚施設を利用した栽培法への転換、台切り、茶園整理、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換及び輸出向け栽培体系への転換をいう。以下同じ。)であって、茶園の若返りや競争力のある品種や栽培法への転換を図ることを目的として行うもの、新たな産地の育成や既存産地の生産体制の強化のための未収益期間を有する薬用作物(漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるものに限る。)の新植及び生産性の維持・向上が急務となっている永年性工芸作物の改植や新植の促進。なお、次のaからcまでに留意するものとする。

- a 茶の改植等の実施に当たっては、第1から第3までに定めるもののほか、 第4の1に定めるところによるものとする。
- b 事業実施主体又は受益農業従事者が実需者との間で初めて栽培契約を締結する薬用作物の新植の実施に当たっては、第1から第3までに定めるもののほか、第4の2に定めるところによるものとする。ただし、イの(ア)、(イ)及び(エ)並びにウの(ア)及び(イ)のいずれかを併せて実施する場合又は同様の取組が既に実施されている場合に限るものとする。
- c 永年性工芸作物の改植等の実施に当たっては、第1から第3までに定める もののほか、第4の3に定めるところによるものとする。

(ケ)農業機械等リース支援

第4の4(1)に定める農業機械等のリースによる導入

なお、実施にあっては、第1から第3までに定めるもののほか、第4の4に 定めるところによるものとする。

(コ) 人材確保策の検討

繁忙期の外部人材又は外国人労働者の活用、福祉施設との連携等の推進

ウ 需要の創出

(ア) 消費者・実需者ニーズ等の把握

消費者や実需者のニーズ、市場動向、その他需給に関する情報の調査であって、地域特産作物を利用した新たな商品開発や既存商品の高品質化を目的として行うもの

(イ) 実需者等と連携した商品開発

実需者等との連携による産地の地域特産作物を利用した商品の開発に必要な試作、パッケージの開発・改良、試作品の PR のためのパンフレット等の作成及び試食会、商談会等の開催であって、産地の地域特産作物の生産拡大や収益性向上を目的として行うもの

(ウ) 製造・加工技術の確立

消費者や実需者のニーズに対応した製品の提供による需要の創出や拡大のための地域特産作物を原料とした品質や付加価値が高い製品の製造・加工技術の確立を図るための取組及び当該取組を実施するために必要な機械や品質管理機器等のリースによる導入

(エ) 消費者に向けたコト体験の展開

観光業者等との連携による地域特産物に関する体験ツア一等の開発、国内外の消費者に対応するための多言語化、専門家の招聘、ガイドの育成並びにこれらの取組を実施するために必要なほ場の管理及び機械・品質管理機器等のリースによる導入

(オ) 消費者等への理解促進・情報発信

各産地の地域特産作物の消費地等における消費者の理解促進や認知度の向上を図るためのパンフレットの作成、試飲・試食会等の開催、学校や消費地のイベントへのインストラクター等の専門家の派遣及び情報発信ツールの構築

(2)対象作物等の範囲

本事業の対象作物等は、茶、薬用作物、いぐさ・畳表、繭・生糸、こんにゃく、 その他の地域特産作物(ホップ、桑、繊維原料、油糧作物、染料作物及び和紙原料 作物等をいう。)とする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体

本要領別表1の6(2)の農業者の組織する団体及び協議会とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

(2) 事業の実施要件

本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 共通

(ア) 受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。以下同じ。)が5名以上であること。ただし、茶及び永年性工芸作物の改植等に取り組む場合はこの限りではない。

事業実施主体は、受益農業従事者数が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者等を募ること等により、5名以上になるように努めるものとする。

- (イ) 受益農業従事者に65歳未満の者が含まれること。
- (ウ) 茶を対象作物として、1(1)イ(ウ)及びウ(ウ)に定める農業機械等のリース導入の取組を行う場合にあっては、受益農業従事者のうち少なくとも1名以上が、以下のa又はbに該当すること。
 - a 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2に定める人・農地プランをいう。以下同じ。)又は経営再開マスタープラン(地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。)において、中心となる経営体として現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
 - b 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法 律第 101 号)第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)から 農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれ ること。
- (エ) 1 (1) イ (ア) の栽培実証ほを設置する場合にあっては、事業実施年度中に設置することを計画する面積が原則として5アール以上であること。
- (オ) 1 (1) イ(イ) の種苗等増殖実証ほを設置する場合にあっては、優良種苗を計画的に供給するために必要な設置面積を確保すること。
- (カ) 4の成果目標の基準を満たしていること。
- (キ) 受益農業従事者は、別添 42 の「みどりのチェックシート」により、自己 点検を実施すること。イ 1 (1) イ (ク) の取組のうち、茶の改植等は第4の 1、薬用作物の新植は第4の2、永年性工芸作物の改植等は第4の3に定める要件を満たしていること。
- ウ 1(1)イ(ケ)の農業機械等リース支援に取り組む場合には、第4の4(2) に定める審査基準を満たしていること。

3 補助対象経費

1(1)イ(ア)から(ク)まで及び(コ)並びにウの取組は、必要に応じて第三者(事業実施主体が協議会の場合は、構成員を除く。)に委託することができるものとする。

(1)補助対象とする経費は、本要領別表3の費目のうち、以下に掲げるものとする。

ア 検討会の開催

事業費、旅費、謝金、役務費、雑役務費等

イ 栽培実証ほの設置

事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

- ウ 種苗等増殖実証ほの設置等事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- エ 新たな栽培技術等の実証導入 事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- オ 関連設備・農業機械の開発・改良 備品費、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- カ 栽培マニュアルの作成 事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- キ 課題等解決のための調査・分析 事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- ク マッチングの開催 事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費等
- ケ 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進 備品費(1件につき50万円未満のものに限る。)、事業費、旅費、謝金、賃金 等、委託費、役務費、雑役務費等
- コ 農業機械等リース支援 リースに係る経費
- サ 人材確保策の検討 備品費、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費及び雑役務費等
- シ 消費者・実需者ニーズ等の把握 事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- ス 実需者等と連携した商品開発 備品費、事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費等
- セ 製造・加工技術の確立 備品費、事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費等
- ソ 消費者に向けたコト体験の展開 事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- タ 消費者等への理解促進・情報発信 事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- (2) 次の取組は、補助対象としない。
 - ア 国等のほかの補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
 - イ 事業実施主体又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している 取組に係る経費
 - ウ 農産物の生産費補塡(生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に 係るものを除く。) 若しくは販売価格支持又は所得補償に係る経費
 - エ 販売促進のためのPR活動としてのポスター、リーフレット等の作成費、新聞、 ラジオ、テレビ、インターネット等のマスメディアによる宣伝、広告、展示会等 の開催に係る経費
 - オ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
 - カ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に

要したことを証明できない経費

4 成果目標の設定

(1) 成果目標及び基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、以下のとおり。

ア 成果目標

成果目標は、対象作物等の中から達成すべき成果目標を2つ選択するものとする。また、複数作物が対象となる場合は、主要な1つの作物の達成すべき成果目標を2つ選択するものとする。

なお、成果目標は、イの表の事業内容ごとの類別欄に定める番号の達成すべき 成果目標の中から選択するものとする。

(ア) 生産体制の強化

作物名等	類別	達成すべき成果目標
	1	事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加
茶	2	有機栽培への転換を行う場合にあっては、有機栽培への転換を実施する対象茶園における有
		機JAS認定等の有機認証取得割合を100%とする
	3	主要品種指数を直近値から2ポイント以上低減
		(なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を当該
		年度の茶栽培面積で除し、100を乗じた数とする。)
	4	輸出相手国・地域のMRL基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事
		業対象地区における総出荷量に占める割合を直近値より5ポイント以上増加
	5	第4の1(2)イ(エ) bに規定する産地の省力化・低コスト化に資する取組について、1つ
		以上取り組む
	6	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を5ポイント以上増加
	7	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割合を5ポイント以上増加
	8	産物 1 kg又は10a当たり労働時間を直近値の 2 %以上低減
	9	産物1kg当たり又は10a当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費(農薬使用量)を直近値より10%
		以上削減
	10	農業機械等リース支援を実施する場合に、直近3年の平均値に比べて荒茶1kg当たり燃油等
		使用量を10%以上削減
	11	導入した凍霜害防止施設等の稼働による凍霜害等の軽減により、直近の凍霜害等による被害
		単収から10%以上の単収向上
	12	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の平均コストから10%以上削減
	13	実施地区において、茶の生産量の合計を5%以上増加
	14	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上
	15	(人材確保策の検討に取り組む場合)
		受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。
	1	事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」という。)において、蚕の飼育数量を5%
繭・生糸		以上増加
	2	実施地区において、繭の生産量を5%以上増加

	3	実施地区において、蚕種の生産量を5%以上増加
	4	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を5%以上増加
	5	10a又は繭100kg当たり労働時間を直近値の2%以上低減
	6	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上
	7	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を1つ以上創出
	8	(人材確保策の検討に取り組む場合)
		受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。
	1	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を直近3ヶ年の平均値に比べて3%以上
いぐさ・畳表		增加
	2	1戸当たりの収穫面積(ほかの農家から収穫作業を受託する面積を含む。)を直近3ヶ年の
		平均値に比べて10%以上増加
	3	実施地区において、1戸当たりの畳表の生産量を直近3カ年の平均値に比べて3%以上増加
	4	実施地区において、指定銘柄品畳表の出荷割合を直近3カ年の平均値に比べて3ポイント以
		上増加
	5	10a当たりの労働時間を直近値の2%以上削減
	6	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上
	7	いぐさ原草1kg当たりの燃油等使用量を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上削減
	8	(人材確保策の検討に取り組む場合)
		受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。
	1	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を5%以上増加
薬用作物	2	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を5%以上増加
(漢方薬の原料	3	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を2%以上低減
向け)	4	種苗等増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給
	5	1つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係る契約を締結
	6	1つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規格基準を満たす
	7	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の品目の場合、又は、薬用作物の新植の促進に取り
		 組む場合)実施地区において、受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者
		が1人以上増加
	8	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上
	9	(人材確保策の検討に取り組む場合)
		 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。
	1	 実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を50%以上拡大
薬用作物	2	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を50%以上拡大
(漢方薬の原料	3	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を5%以上削減
以外向け)	4	種苗等増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給
	5	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合)
		事業実施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者
		が 5 人以上増加
	6	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上
	ľ	

	7	(人材確保策の検討に取り組む場合)
		受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。
	1	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽培面積を5%以上増加
他の地域特産作	2	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生産量を5%以上増加
物	3	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの労働時間を5%以上減少
	4	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの収量を5%以上増加
	5	事業で取り組む地域特産作物について、1社以上の供給先を確保
6 (初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合		(初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合)
当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業 業従事者が3人以上増加		当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り組む地域特産作物の栽培を行う農
		業従事者が3人以上増加
	7	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上
	8	(永年性工芸作物の改植等に取り組む場合)
事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物の栽培		事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物の栽培面積に対する改植等の実施面積
を1%以上増加 9 (人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。		を1%以上増加
		(人材確保策の検討に取り組む場合)
		受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。

(注) 達成すべき成果目標欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を 指す。

(イ) 需要の創出

作物名等	類別	達成すべき成果目標	
	1	開発した新商品を1以上販売開始する。	
作物共通	2	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の割合を1%以上確保。	
		なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新	
商品販売額の割合を1%以上確保。		商品販売額の割合を1%以上確保。	
	3	新たな販路を1以上拡大する。なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い	
		販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開	
発又は企画した商品の販売を開始することも		発又は企画した商品の販売を開始することも含むこととする。	
	4	契約取引量指数を直近値より7以上増加。	
	5	生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上	

イ 事業内容ごとの達成すべき成果目標

1(1)イ及びウの事業内容に係る達成すべき成果目標については、下表のとおりとする。

	事業内容		類別
1	生産体制の強化		
		茶	4, 6, 7, 8, 9
	(ア) 栽培実証ほの設置	繭・生糸	1, 2, 3, 4, 5, 6
		いぐさ・畳表	1, 2, 3, 4, 5
		薬用(漢方)	1, 2, 3, 5, 6, 7

	薬用 (漢方以外)	1, 2, 3, 5
	その他	1, 2, 3, 4, 5, 6
	茶	1, 2, 3, 4, 8
(イ) 種苗等増殖実証ほの設置等	繭・生糸	1, 2, 3, 4, 5, 6
	いぐさ・畳表	1, 2, 3, 4, 5
	薬用 (漢方)	1, 2, 3, 4
	薬用(漢方以外)	1, 2, 3, 4
	その他	1, 2, 3, 4
	茶	4, 6, 7, 8, 9, 11, 12
(ウ) 新たな栽培技術等の実証導入	繭・生糸	1, 2, 3, 4, 5, 6
	いぐさ・畳表	1, 2, 3, 4, 5, 6
	薬用(漢方)	1, 2, 3, 5, 6, 7
	薬用 (漢方以外)	1, 2, 3, 5
	その他	1, 2, 3, 4, 5, 6
	茶	4, 6, 7, 8, 9, 14
(エ) 関連設備・農業機械の開発改良	繭・生糸	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8
	いぐさ・畳表	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8
	薬用(漢方)	1, 2, 3, 5, 6, 7, 8
	薬用 (漢方以外)	1, 2, 3, 5, 6
	その他	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7
	茶	4, 6, 7, 8, 9, 11, 12
(オ) 栽培マニュアルの作成	繭·生糸	1, 2, 3, 4, 5, 6
	いぐさ・畳表	1, 2, 3, 4, 5, 6
	薬用(漢方)	1, 2, 3, 4, 5, 7
	薬用(漢方以外)	1, 2, 3, 4, 5
	その他	1, 2, 3, 4, 5, 6
	茶	4, 6, 7, 8, 9, 11, 12
(カ) 課題等解決のための調査・分析	繭・生糸	1, 2, 3, 4, 5, 6
	いぐさ・畳表	1, 2, 3, 4, 5, 6
	薬用(漢方)	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7
	薬用(漢方以外)	1, 2, 3, 4, 5
	その他	1, 2, 3, 4, 5, 6
(キ) マッチングの推進	茶	2, 3, 4, 6, 7
	繭・生糸	1, 2, 3, 7
	いぐさ・畳表	1, 2, 3, 4
	薬用(漢方)	1, 2, 5, 6, 7
	薬用(漢方以外)	1, 2, 5
	その他	1, 2, 3, 4, 5, 6

	(ク) 茶の改植等、薬用作物の新植及	茶	1, 2, 3, 4, 5, 6
	び永年性工芸作物の改植等		ただし、茶の改植等のうち、輸出向け栽培体系
			への転換の実施面積が最大となる場合、4又は
			6の選択は必須とする。
		薬用(漢方)	1, 2, 7
		その他	1, 2, 4, 5, 7, 8
	(ケ) 農業機械等リース支援	茶	8, 10
			ただし、10の選択は必須とする。
		いぐさ・畳表	2,5,7
	(コ) 人材確保策の検討	茶	8、13、15
		繭・生糸	2,5,8
		いぐさ・畳表	3、5、8
		薬用(漢方)	2,3,9
		薬用(漢方以外)	2、3、7
		その他	2,3,9
ウ	需要の創出		
	(ア) 消費者・実需者ニーズ等の把握	1, 2, 3, 4,	5
	(イ) 実需者等と連携した商品開発	1, 2, 3, 4,	5
	(ウ) 生産・製造・加工技術の確立	1, 2, 3, 4,	5
	(エ) 消費者に向けたコト体験の展開	1, 2, 3, 4,	5
	(オ) 消費者等への理解促進・情報発	1, 2, 3, 4,	5
	信		

(2)目標年度

成果目標の達成年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、次に掲げる事業については以下のとおりとする。

ア 1 (1) イ (ア) 及び (イ) について、薬用作物等の栽培期間 (播種・植付から収穫まで) が2年間を超えるため、事業実施年度の翌々年度までに成果目標に対する結果が得られない場合は、収穫年の翌々年度 (ただし事業実施年の4年後以内とする) とする。

イ 1 (1) イ (ク) a については、次に掲げる支援内容の区分に応じた目標年度 とする。

	支援内容	目標年度	
	义佞四谷	(支援対象年度からの年数)	
(ア)	改植に伴う未収益支援①	3年後	
(1)	改植に伴う未収益支援②	4年後	
(ウ)	棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	3年後	
(工)	台切りに伴う未収益支援	3年後	
(オ)	改植支援	3年後	

(カ)	新植支援	3年後
(+)	茶園整理①	1年後
(ク)	茶園整理②	2年後
(ケ)	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	3年後
(3)	直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	3年後
(サ)	有機栽培への転換	4年後
(シ)	輸出向け栽培体系への転換	3年後

ウ 1 (1) イ (ク) b については、栽培期間が4年又は5年の薬用作物に取り組む場合に当たっては、薬用作物の収穫年(支援対象初年度の3年後又は4年後)とする。

エ 1 (1) イ (ク) c については、支援対象年度の3年後とする。

5 募集方法

農産局長が別に定める公募要領により公募を行うものとする。

6 審査基準

本要領別表4の2に当たっては、2つの評価項目を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。また、複数作物が対象となる場合は、主要な1つの作物の項目のポイントを2つ選択するものとする。

I 対象作物が茶の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	・事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対	4%以上	4
(1)	する改植等の実施面積を1%以上増加。	3%以上	3
		2%以上	2
		1 %以上	1
	・①当該年度に農地中間管理機構と連携して茶の改植等に	左記のとおり	1
	取り組む場合又は②実質化された人・農地プラン等が策		
	定されている場合若しくは工程表が公表され、1経営体		
	以上が中心経営体に位置付けられている場合は1ポイン		
	ト追加。		
成果目標	・有機栽培への転換を行う場合にあっては、有機栽培へ	有機 JAS 認定の	1
(2)	の転換を実施する対象茶園における有機 JAS 認定等の	取得	
	有機認証取得割合を 100%。		
	・当該年度における茶の改植等の実施面積に占める上記	10%以上	4
	有機認証取得面積の割合を2%以上増加する場合はポ	8%以上	3
	イント追加。	5%以上	2
		2%以上	1

[Г
成果目標	主要品種指数を直近値の2以上低減。	34 以上	5
(3)	(なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品	26 以上	4
	種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除	18 以上	3
	し、100 を乗じた数とする。)	10 以上	2
		2以上	1
成果目標	輸出相手国・地域の MRL 基準をクリアする茶園面積又は	25 ポイント以上	5
(4)	出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出	20 ポイント以上	4
	荷量に占める割合を直近値より5ポイント以上増加。	15 ポイント以上	3
		10 ポイント以上	2
		5ポイント以上	1
成果目標	第4の1(2)イ(エ) bに規定する産地の省力化・低コ	5つ以上	5
(5)	スト化に資する以下の取組を1つ以上取り組む。	4つ	4
	(a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減	3 つ	3
	に資する先端技術の実証ほの設置	2つ	2
	(b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する	1つ	1
	実証ほの設置		
	(c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適		
	正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入		
	(d)機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化		
	(e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半		
	発酵茶等の栽培・加工の取組の実施。		
 成果目標	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合		5
(6)	を5ポイント以上増加。	20 ポイント以上	4
(0)	C O W T V T SIZE BAR	15 ポイント以上	3
		10 ポイント以上	2
		5ポイント以上	1
 成果目標	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷 総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷		5
(7)	額の割合を5ポイント以上増加。	20 ポイント以上	4
(1)	現り自己ともないですが上指加。	15 ポイント以上	3
		10 ポイント以上	2
		5ポイント以上	1
 成果目標		10%以上	5
(8)	度物 1 kg 又は 10a ヨにりカ側時间を直辺値の 2 %以上 低減。	8%以上	
(0)	ENPAO	6%以上	3
		6%以上 4%以上	2
	立施 11 火を N フル 10 火を N の間収車 / 地間目/ マル曲	2%以上	1
成果目標	産物 1kg 当たり又は 10a 当たりの肥料費(施肥量)又は農	18%以上	5
(9)	薬費(農薬使用量)を直近値より 10%以上削減。	16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2

		10%以上	1
成果目標	農業機械等リース支援を実施する場合に、直近3年の平	18%以上	5
(10)	均値に比べて荒茶 1 kg 当たり燃油等使用量を 10%以上削	16%以上	4
	减。	14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標	・導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽	16%以上	4
(11)	減により直近の凍霜害等による被害単収から 10%以上の	14%以上	3
	単収向上を図る。	12%以上	2
		10%以上	1
	十極4.4.4.5.4.4.4.1.1.20km 1/12/4m 1/12	. т. т. /П <i>I</i> /А Ни г. г.	
	・支援対象者のうち1名以上が収入保険制度に加入してい	収入保険制度へ	1
	る場合は1ポイント追加	の加入	
成果目標	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における	18%以上	5
(12)	近隣の平均コストから10%以上削減する。	16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標	事業実施主体が事業を実施する地区(以下「実施地	13%以上	5
(13)	区」という。) において、茶の生産量の合計を5%以上	11%以上	4
	增加。	9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量	13%以上	5
(14)	等)を直近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5人以上	5
(15)	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4 人	4
		3人	3
		2 人	2
		1人	1

(注)達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を 指す。

Ⅱ 対象作物が繭・生糸の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	実施地区において、蚕の飼育数量を5%以上増加。	13%以上	5
(1)		11%以上	4

		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	実施地区において、繭の生産量を5%以上増加。	13%以上	5
(2)		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	実施地区において、蚕種の生産量を5%以上増加。	13%以上	5
(3)		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を5	11%以上	5
(4)	%以上增加。	9%以上	4
		7%以上	3
		6%以上	2
		5%以上	1
成果目標	10a 又は繭 100kg 当たり労働時間を直近値の 2 %以上低	10%以上	5
(5)	減。	8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1
成果目標	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量	13%以上	5
(6)	等)を直近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
 成果目標	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を1	5 契約以上	5
(7)	つ以上創出。	4契約	4
		3契約	3
		2契約	2
		1契約	1
 成果目標	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5 人以上	5
(8)	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4 人	4
		3人	3
		2 人	2
		1人	1

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を	11%以上	5
(1)	直近3ヶ年の平均値に比べて3%以上増加。	9%以上	4
		7%以上	3
		5%以上	2
		3%以上	1
成果目標	1戸当たりの収穫面積(他の農家から収穫作業を受託	18%以上	5
(2)	する面積を含む。)を直近3ヶ年の平均値に比べて10%	16%以上	4
	以上増加。	14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標	実施地区において、1戸当たりの畳表の生産量を直近3	11%以上	5
(3)	ヶ年の平均値に比べて3%以上増加。	9%以上	4
		7%以上	3
		5%以上	2
		3%以上	1
成果目標	実施地区において、指定銘柄品畳表の出荷割合を直近3	11 ポイント以上	5
(4)	ヶ年の平均値に比べて3ポイント以上増加。	9ポイント以上	4
		7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1
成果目標	10a 当たりの労働時間を直近値の2%以上削減。	10%以上	5
(5)		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1
成果目標	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量	13%以上	5
(6)	等)を直近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	いぐさ原草1kg 当たりの燃油等使用量を直近3ヶ年の	18%以上	5
(7)	平均値に比べて 10%以上削減。	16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5人以上	5
(8)	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4 人	4
		3人	3
		2人	2

	 	·
		l
	- I	1 -
	I /	1
	1 / \	
		i I

(注)達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を 指す。

IV 対象作物が薬用作物(漢方薬の原料向け)の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	・実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の	20%以上	4
(1)	栽培面積を5%以上増加。	15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
	・当該年度に農地中間管理機構に農地の斡旋を受け新植	農地中間管理機	1
	促進に取り組む場合は1ポイント追加。	構との連携	
 成果目標	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の	25%以上	5
(2)	生産量を5%以上増加。	20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
成果目標	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の 10a 当た	10%以上	5
(3)	りの労働時間を2%以上低減。	8%以上	4
		6 %以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1
成果目標	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上	5つ以上	5
(4)	を種苗として供給。	4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
 成果目標	1 つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係	5 契約以上	5
(5)	る契約を締結。	4 契約	4
		3契約	3
		2契約	2
		1 契約	1
 成果目標	1つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規	5つ以上	5
(6)	格基準を満たす。	4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
 成果目標	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物、又は、薬用作	5人以上	5
(7)	 物の新植の促進に取り組む場合)実施地区において、受	4人	4

	益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事	3人	3
	者が1人以上増加。	2人	2
		1人	1
成果目標	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量	13%以上	5
(8)	等)を直近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5人以上	5
(9)	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

V 対象作物が薬用作物(漢方薬の原料以外向け)の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の	90%以上	5
(1)	栽培面積を50%以上拡大。	80%以上	4
		70%以上	3
		60%以上	2
		50%以上	1
成果目標	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の	90%以上	5
(2)	生産量を 50%以上拡大。	80%以上	4
		70%以上	3
		60%以上	2
		50%以上	1
成果目標	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の 10a あた	25%以上削減	5
(3)	りの労働時間を5%以上削減。	20%以上削減	4
		15%以上削減	3
		10%以上削減	2
		5%以上削減	1
成果目標	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を	5つ以上	5
(4)	種苗として供給。	4つ	4
		3 つ	3
		20	2
		1つ	1
成果目標	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合)事業実	13 人以上	5
(5)	施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物	11 人以上	4
	の栽培に取り組む農業従事者が5人以上増加。	9人以上	3
		7人以上	2

		5人以上	1
成果目標	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量	13%以上	5
(6)	等)を直近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5人以上	5
(7)	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

VI 対象作物が他の地域特産作物の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽	13%以上	5
(1)	培面積を5%以上増加。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生	13%以上	5
(2)	産量を5%以上増加。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の 10a	25%以上	5
(3)	当たりの労働時間を5%以上削減。	20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
成果目標	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の 10a	25%以上	5
(4)	当たりの収量を5%以上増加。	20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
成果目標	事業で取り組む地域特産作物について、1社以上の供	5 社以上	5
(5)	給先を確保。	4 社	4
		3 社	3
		2 社	2
		1 社	1
成果目標	(初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合)当	7人以上	5

(6)	該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り	6人	4
	組む地域特産作物の栽培を行う農業従事者が3人以上増	5人	3
	加。	4人	2
		3人	1
成果目標	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量	13%以上	5
(7)	等)を直近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	(永年性工芸作物の改植等に取り組む場合)	5%以上	5
(8)	事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物の	4%以上	4
	栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加	3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
成果目標	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5人以上	5
(9)	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

Ⅷ 需要の創出に係る取組(作物共通)を行う場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	開発した新商品を1つ以上販売開始。	5つ以上	5
(1)		4つ	4
		3 つ	3
		20	2
		1つ	1
成果目標	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は	5%以上	5
(2)	出荷量の割合を1%以上確保。	4%以上	4
	なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、	3%以上	3
	事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合	2%以上	2
	を1%以上確保。	1%以上	1
成果目標	新たな販路を1つ以上拡大。	5つ以上	5
(3)	なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の	4つ	4
	無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路	3 つ	3
	において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品	2つ	2
	の販売を開始することも含むこととする。	1つ	1
成果目標	契約取引量指数を直近値より7以上増加。	35 以上	5
(4)		28 以上	4
		21 以上	3

		14 以上	2
		7以上	1
成果目標	生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5	13%以上	5
(5)	%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1

第2 事業実施計画等

- 1 事業実施計画の作成等
- (1)事業実施主体は、交付等要綱第4の2に基づき、別添1-2により本事業の事業 実施計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

この場合において、第1の1(1)イ(ク) aについては別添9の茶生産者グループ別事業実施計画一覧表及び別添10の品質向上戦略、第1の1(1)イ(ク) bについては別添21の薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表、第1の1(1)イ(ク) cについては別添30の永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表、第1の1(1)イ(ケ)については別添39の茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画を作成し、事業実施計画と併せて提出するものとする。

- (2) 事業実施主体から地方農産局長に提出す
- る事業実施計画等は、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金交付候補 者の事業実施計画等を基に、地方農政局長の求めに応じて所要の調整を了したもの とする。

また、事業実施計画等はあらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する都道府県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3)本要領第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げる事項であり、別添1及び別添1-2の事業実施計画書の変更をもって協議するものとし、これらに該当しない軽微な変更については、実績報告をもってこれに代えることができる。
 - ア リースにより導入する農業機械又はリース利用者の変更
 - イ 第1の1(1)イ(ク)の取組における支援対象者の変更
 - ウ その他特に必要と認められる重要な変更
- 2 事業実施計画書の調整、事業実施計画書の変更に当たり留意すべき点
- (1) 第1の2(2) の事業の実施要件を全て満たしていること
- (2) 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること
- (4) リースにより農業機械等を導入しようとする場合は、以下のア及びイを満たすこと
 - ア 当該リース対象農業機械の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース 契約期間にわたり、十分な利用が見込まれること
 - イ 当該リース対象農業機械等の規模及び能力が、事業を実施する実証ほ、茶園等

の面積の規模等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと

- (5) 農業機械等の開発・改良を行うのに必要な農業機械等を購入しようとする場合は、以下のア及びイを満たすこと
 - ア 当該購入対象農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業実 施期間にわたり、十分な利用が見込まれること
 - イ 当該購入対象農業機械等の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと
- 3 農業機械等のリース導入及び開発・改良に係る留意事項

(1) 共通

ア リース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲

第1の1(1)イ(ウ)、(エ)、(ケ)及びウ(ウ)に係るリース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、第1の1(1)イ(ウ)及び(エ)については次に掲げる農業機械等は対象機械から除くものとする。なお、第1の1(1)イ(ケ)の茶及びいぐさに係るリースを行う農業機械等の範囲は、第4の4のとおりとする。

- (ア)トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コンバイン
- (イ) 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械等
- (ウ) 販売業者により設定されている小売希望価格(これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格)が、消費税を除いて50万円未満又は原則400万円以上の機械。

ただし、上限について地方農政局長が特に必要と認める場合においてはこの限りではない。この場合においては、理由や必要性等を記載した資料を事業実施計画書に添付するものとする。

- (エ) 本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等
- (オ) リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新 とみなされる農業機械
- イ リース又は開発・改良の条件 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。
- (2) リース導入に係る留意事項

ア リース契約の条件

リース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、第1の1(1) イ(ケ)に係るリース契約の条件については、上記のほか、第4の4のとおりと する。

- (ア) 事業実施計画書に記載されたリース利用者に係るものであること。
- (イ) リース事業者及びリース料がウ(ア)に定めるところにより決定されること。
- (ウ) リース期間が法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。)以内であること。
- イ リース料助成金の額の計算方法

第1の1(1)イ(ウ)、(ケ)及びウ(ウ)に係るリースに係る助成金の額 (以下「リース料助成額」という。)は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲 げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の 合計とする。

なお、算式中、リース物件価格(農業機械の実勢価格をいう。)及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体又はリース利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする

- (ア) リース料助成額=リース物件価格×(リース期間/法定耐用年数)×補助率
- (イ)リース料助成額=(リース物件価格-残存価格)×補助率
- ウ リース等に係る手続
- (ア) リース事業者の決定

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に農業機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、別添2により、入札結果報告を地方農政局長に提出するものとする。

(イ) リース料助成金の支払

事業実施主体は、農業機械を導入したリース利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、イにより算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく、当該リース利用者に対してリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(ウ) リース料助成金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

(3) 開発・改良に係る留意事項

農業機械等の改良を行う事業実施主体は、交付決定後、事業実施主体に農業機械を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別添2により、入札結果報告を地方農政局長に提出するものとする。

4 補助金の返還等

- (1)地方農政局長は、事業実施主体に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることとする。
- (2) 地方農政局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又はリース利用者のいずれかがこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全

部若しくは、一部についての返還を命ずることとする。

- ア リース契約を解約又は解除したとき
- イ 事業実施主体又はリース利用者のいずれかが事業を中止したとき
- ウ リース物件が消滅又は消失したとき
- エ 農業機械の改良用に購入した物件が消滅又は消失したとき
- オ 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき
- カ 締結されたリース契約が、3(2)アに定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかとなったとき
- キ 事業実施主体が第3の2に定める事業評価等の報告を怠ったとき
- ク リースにおいて導入した農業機械が事業実施計画に従って適正かつ効率的に 利用されていないと判断するとき
- ケ 実証ほの取組が継続されていないこと又は適切な栽培管理が行われていない ことが明らかになったとき
- コ 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の取組が継続されていないこと、茶の改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて 実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった とき

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添3により事業実施状況報告書 を作成し、地方農政局長に報告するものとする。

ただし、茶の改植等の促進の取組については第4の1、農業機械等リース支援の取組については、第4の4に定めるところによるものとする。

- 2 事業の評価及び改善指導
- (1)事業実施主体は、本要領第7の1(1)に基づき、別添4により事業評価報告書 を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

ただし、栽培実証ほの設置、種苗等増殖実証ほの設置等並びに茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進の取組については、実施する各取組の成果目標年度のうち、最後のものの翌年度に、全ての取組の事業評価の報告を行うものとする。

(2)地方農政局長は、(1)の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、 事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。

第4 その他

1 茶の改植等について

茶の改植等の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 定義

本事業について、以下のアからシまでに掲げる用語の定義は、当該アからシまでに 定めるところによる。

ア 改植(移動改植を含む。)

茶園において、樹体を根本から切断(以下「伐採」という。)し、抜根又は枯死させた後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいい、移動改植を含むものとする。

イ 移動改植

茶園において伐採を実施した後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を、当該茶園以外の農地において、新たに植栽することをいう。

ウ 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽することをいう。

エ 棚施設を利用した栽培法への転換

茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換することをいう。

オ 台切り

茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上 15 センチメートルまでの高さ(地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあっては、当該高さ)で茶樹を切断することをいう。

力 茶園整理

品質向上戦略に位置付けられた茶園において伐採を実施した後、抜根することをいう。

キ 直接被覆栽培への転換

てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園 を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換することをいう。

ク 有機栽培への転換

有機 JAS 等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することをいう。

ケ 輸出向け栽培体系への転換

輸出先国の残留農薬基準に対応し、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い、栽培法を転換することをいう。

コー未収益支援

改植等(新植(災害復旧事業や土地改良事業等により造成した茶園に植栽する場合を除く。)、茶園整理、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換及び輸出向け栽培体系への転換を除く。)の実施後、未収益となる期間に要する経費の一部を支援することをいう。

サ 支援対象年度

交付決定の日から当該年度の3月31日までの期間をいう。

シ 支援対象面積

茶の生産者が行う支援対象年度ごとの改植等の面積として、(6)に定める方法により算定した面積をいう。

(2) 事業内容

ア 事業概要

本事業は、事業実施主体が、イ及びウに定める要件を満たす茶の生産者に対し、

エに定めるところにより補助金を交付する事業とする。

イ 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者(以下第4の1において「支援対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす茶生産者グループ(荒茶加工施設を中心とした茶の生産者グループをいう。以下同じ。)に参画している者でなければならない。

- (ア) 茶生産者グループに参画している支援対象者の支援対象年度における支援対象面積の合計が、20 アール以上であること、又は当該茶生産者グループに参画する全ての支援対象者の茶園面積の合計の1割以上を占めていること。
- (イ) 茶生産者グループに参画している支援対象者に 65 歳未満の者が含まれること。
- (ウ) 茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループ ごとに、少なくとも 1 経営体以上が、以下の a 又は b に該当すること。
 - a 人・農地プラン又は経営再開マスタープランにおいて、中心となる経営体 として現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれるこ と。
 - b 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれること。
- (エ) エの(イ)に掲げる改植に伴う未収益支援を受ける場合は、次の取組を行う こと。
 - a 40 アール以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植 を行うこと
 - b 次の(a)から(e)までの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと
 - (a)ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証 ほの設置
 - (b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
 - (c)生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施 肥技術の導入
 - (d)機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
 - (e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の 取組の実施
- (オ)エ(キ)及び(ク)に掲げる茶園整理の支援を受ける場合は、茶園整理を実施したほ場の適切な土地利用計画を策定すること。
- (カ) 運営に係る規約その他の規程が定められていること。
- (キ) 生産者グループの中心とする荒茶加工施設は、原則として、茶生産者グループを構成する茶の生産者が改植等を実施する年度の前年度(前年度において、土地改良事業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかった場合にあっては、当該事業の実施年度の前年度)において、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加工施設であること。
- ウ 支援の対象となる茶園

支援対象者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (ア)改植等(新植及び茶園整理を除く。)を行う場合にあっては、支援対象年度 の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行わ れていること。
- (イ)地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植等(新植及び茶園整理を除く。)実施後においても同等の植栽密度を有することが見込まれる茶園であること。
- (ウ) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、事業実施主体が策定する品質向上戦略に定めた地域内にあること。
- (エ) 当該茶園について、農地法(昭和27年法律第229号)第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。ただし、エ(キ)に掲げる茶園整理についてはこの限りではない。
- (オ) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。ただし、エ(キ)に掲げる茶園整理についてはこの限りではない。
- (カ)過去(同一の作物年に実施する場合を除く。以下同じ。)に本事業を含む国庫補助事業による茶の改植等の支援の対象となった茶園でないこと。ただし、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入に対する支援、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入に対する支援、有機栽培への転換に対する支援及び輸出向け栽培体系への転換を受ける茶園については、過去に同一の支援を受けている場合を除きこの限りではない。
- (キ)本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植等が行われる茶園でないこと。ただし、未収益支援についてはこの限りではない。
- (ク) エ(ク) に掲げる茶園整理をする茶園にあっては、支援対象年度に他品目転換のための酸度矯正の取組を行い、目標年度までに他品目への転換を実施すること。
- (ケ) エ(サ) に掲げる有機栽培への転換を実施する茶園にあっては、目標年度までに有機 JAS 等の有機栽培に係る第三者認証を取得すること。
- (コ) エ(シ) に掲げる輸出向け栽培体系への転換を実施する茶園にあっては、生産された茶について目標年度までに残留農薬分析を実施し、輸出対応可能な茶として販売すること。

エ補助金の算定方法

事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の総額は、次に掲げる支援内容の 区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に 10 アール当たり単価の欄に掲げる 金額を乗じて得た金額とする。

	支援内容	10アール当たり単価
(ア)	改植に伴う未収益支援①	141,000円
(イ)	改植に伴う未収益支援②	181,000円
(ウ)	棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円

(工)	台切りに伴う未収益支援	70,000円
(オ)	改植支援	152,000円
(カ)	新植支援	120,000円
(キ)	茶園整理①	50,000円
(ク)	茶園整理②	80,000円
(ケ)	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	100,000円
(3)	直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	100,000円
(サ)	有機栽培への転換	100,000円
(シ)	輸出向け栽培体系への転換	50,000円

(注)上記の(ア)から(シ)までに挙げる支援内容のうち、下表で〇を付した組み合わせについては同時に取り組むことができる。

支援内容	(ア)	(イ)	(ウ)	(工)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)	(シ)
(ア)					0						0	0
(イ)					0						0	0
(ウ)									0		0	0
(工)											0	0
(才)	0	0									0	0
(カ)											0	0
(キ)												
(ク)												
(ケ)			0								0	0
(3)											0	0
(サ)	0	0	0	0	0	0			0	0		0
(シ)	0	0	0	0	0	0			0	0	0	

(3) 事業実施主体及び事業実施区域

ア 第1の2(2)イの定めについては、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (ア) 事業の適切な運営を図ることができる団体であること。
- (イ) 代表者の定めがあること。
- (ウ) 事業実施主体の構成員に茶の生産者又は生産団体が含まれていること。
- (エ) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内 部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が 定められていること。
- (オ) (2) エ(シ) に掲げる輸出向け栽培体系への転換を実施する場合は、GFPコミュニティサイトへの登録を行っていること。
- イ 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。ただし、事業の適切かつ 円滑な実施のために必要と認める場合にあっては、都道府県の区域を事業実施区 域として設定することができる。

また、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事

業実施区域として設定することができる。

(4) 事業実施手続

第2の1(1)の茶生産者グループ別事業実施計画一覧表及び品質向上戦略の手 続は、次のとおりとする。

ア 茶生産者グループ別事業実施計画一覧表及び品質向上戦略

- (ア)事業実施主体は、別添9により茶生産者グループ別事業実施計画一覧表を作成し、かつ、別添10により品質向上戦略を作成し、別添1とともに地方農政局長に提出するものとする。
- (イ) 事業実施主体は、(ア)の茶生産者グループ別事業実施計画一覧表の作成に当たり、事業実施区域内の茶生産者グループから、別添 11 により茶生産者グループ別事業実施計画書の、別添 12 により生産者別改植等事業実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。
- (ウ) 改植作業において、定植の時期が翌年度の4月となる産地については、翌年度において本事業の予算が確保できた場合に支援を行うものとし、事業の申請時に別添11-2を作成するものとする。
- (エ) (ア) から(ウ) までの規定は、茶生産者グループ別事業実施計画一覧表、 茶生産者グループ別事業実施計画書、生産者別改植等事業実施計画書及び品質 向上戦略の変更について、準用する。
- イ 実施確認のための関係書類の作成
 - (ア)事業実施主体は、茶生産者グループから提出を受けたア(イ)の生産者別改植等事業実施計画書において改植等を行うこととされている茶園が(2)ウに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に確認するため、(7)に定めるところにより、茶生産者グループから事前確認資料を提出させるものとする。
 - (イ) 事業実施主体は、別添 13 及び別添 14 により、支援対象者が改植等を行ったことを確認するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。
- ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続
 - (ア) 事業実施主体は、毎年度、茶生産者グループから、別添 15 により支援対象年度ごとの(5)ア(カ) bに定める実施確認結果の通知を受けた支援対象者について、事業実績報告書兼補助金交付請求書(以下「報告・請求書」という。)の提出を受けるものとする。
 - (イ) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、 補助金の額を確定し、茶生産者グループに対し、別添 16 により補助金の額の 確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。 この場合において、事業実施主体は、茶生産者グループを通じて支援対象者

(5) 事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

に対し補助金を交付することができるものとする。

(ア)(4)イ(ア)に定める確認(以下第4の1において「事前確認」という。) は、当該(4)イ(ア)により提出を受けた事前確認資料により行うものとす

- る。ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断 する場合には、現地確認を行うものとする。
- (イ)事業実施主体は、(4)イ(イ)に定める確認(以下第4の1において「事後確認」という。)に当たっては、以下の事項を現地で確認するものとする。
 - a 改植等の取組が確実に実施されたこと。
 - b 実際の支援対象面積
 - c 改植を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名
 - d 移動改植を行った場合にあっては、移動前の茶園が引き続き茶園として使用されていないこと。
 - e 茶園整理を行った場合にあっては、当該茶園の伐採及び抜根が完了していること。酸度矯正の取組の場合は、当該茶園の伐採及び抜根が完了し、酸度 矯正の取組が実施されていること。
 - f 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、棚施設が設置されるとともに、導入した被覆資材により、茶園の上部と側面が覆われていること。
 - g 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、導入 した被覆資材により、茶樹が覆われていること。
 - h 有機栽培への転換を行った場合にあっては、転換後に有機 JAS 等認証と同等以上の栽培管理が行われていること。
 - i 輸出向け栽培体系への転換を行った場合にあっては、農薬の変更や農薬の ドリフト防止措置が実施されていること。
- (ウ) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者や茶生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。
- (エ)事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、 関係機関に対し協力を依頼するものとする。

(オ) 確認業務の委託

事業実施主体は、(ア)及び(イ)に係る確認業務を次のaからdまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
- b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと。

(カ)実施確認結果の通知

- a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、別添 17 により確認結果を通知する。
- b aの通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に

対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を別添 18 により通知するものとする。

イ 事業実施状況の報告

本要領第6の1の報告について、事業実施主体は、第1の4(2)イに規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、改植等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、別添3-2により事業実施状況報告書を作成し、別添19を付して翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

ウ 補助金の返還

事業実施主体は、イの事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が 継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになっ た場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

- (ア)補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、 他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合。
- (イ) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が 枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実 施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等 を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが 確実と見込まれる場合。

(6) 支援対象面積の算定方法について

ア範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等茶が植栽されていない面積を含まない本地面積とし、支援内容ごとに、それぞれ次に掲げるものとする。

(ア) 改植(移動改植を除く。)

伐採し、抜根又は枯死させた後、茶樹を新たに植栽した面積(ただし、伐採 した面積を上限とする。)

(イ) 移動改植

茶園において伐採を実施した後、当該茶園以外の農地において茶樹を植栽した面積(ただし、伐採した面積を上限とする。)

(ウ)新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽した面積

- (エ) 棚施設を利用した栽培法への転換 露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積
- (オ) 台切り

茶園の地際部から地上 15 センチメートルまでの高さで茶樹を切断する面積

(力) 茶園整理

茶樹の伐採及び抜根を行った面積(酸度矯正の取組の場合は、茶樹の伐採、 抜根及び酸度矯正の取組を行った面積)

- (キ) 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入 露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積
- (ク) 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入 てん茶の生産を目的とし、茶期中に茶園を被覆資材で直接被覆する面積
- (ケ) 有機栽培への転換 有機 JAS 等認証と同等以上の取組を行う面積
- (コ)輸出向け栽培体系への転換 輸出向け栽培体系への転換を行った面積
- イ 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

(ア)実測

現地において実測を行う。

(イ) 図測

原則、2,500 分の1以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500 分の1 未満 5,000 分の1以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に 0.95 を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(ウ) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち当 該茶園面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積 とする。

(エ) その他

(ア) から(ウ) までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由 がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により茶園面積を把握するこ とができるものとする。

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、 畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平 均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から 差し引いて計算するものとする。

- (ア)対象茶園を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率
- (イ) 図面上の測量により求めた平均畦畔率(ほ場整備事業完了地区等茶園の区画 が整理されている地域に限る。)
- (7) 事前確認に必要な資料について

事業実施主体が事前確認を行うために必要な資料として支援対象者が提出する 資料とは、次に掲げる資料とする。

支援内容

事前確認を行うために必要な資料

ア 改植、新植*に 【同一茶園の場合】

伴う未収益支援 及び改植支援

・ 改植を行う前の茶園写真

ただし、写真が準備できない場合には、改植前の茶園が分かる資料として、次のいずれかの ものを準備すること。

※災害復旧事業や

(ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票

土地改良事業等に (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料

より造成した茶園 に植栽する場合に 限る	【移動改植の場合】 ・茶樹の伐採を実施する前の茶園写真及び改植を実施する前の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、移動改植元の茶園又は移動改植先の農地が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (移動改植元の茶園の場合) (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 (移動改植先の農地の場合) (ウ) 現況の写真(更地の状況) (エ) 客観的に証明できる資料
	【新植(災害復旧事業や土地改良事業等により造成した茶園に植栽する場合に限る)の場合】 ・災害復旧事業や土地改良事業等を実施する前の茶園写真及び新植を実施する前の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、災害復旧事業や土地改良事業等の実施前の茶園が分 かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
イ 棚施設を利用 した栽培法への 転換に伴う未収 益支援	・棚施設を設置する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以 下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
ウ 台切りに伴う 未収益支援	・台切りを実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、台切りを行う前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
工 茶園整理	・茶樹の伐採及び抜根を実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、抜根前の茶園が分かる資料として、次のいずれかの ものを準備すること。 (伐採及び抜根前の茶園の場合) (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
オ 棚施設を利用 した栽培法への 転換に必要な資 材の導入	・棚施設を設置する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以 下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
カ 被覆栽培への 転換に必要な資 材の導入	・直接被覆栽培に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、被覆栽培に転換する前の茶園が分かる資料として、 以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し
キ 有機栽培への 転換	・有機栽培に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、有機栽培に転換する前の茶園が分かる資料として、 以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し

輸出向け栽培体系への転換

・輸出向け栽培体系に転換する前の茶園写真

ただし、写真が準備できない場合には、輸出向け栽培体系に転換する前の茶園が分かる資料 として、以下のいずれかのものを準備すること。

- (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票
- (イ) 栽培日誌の写し

2 薬用作物の新植について

第1の1(1)イ(ク) bの薬用作物の新植の支援の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業内容

ア 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする薬用作物の生産者(以下第4の2において「支援対象者」という。)は、次のいずれかの取組を現に行い、又は行うことを予定する生産者グループに参画している者でなければならない。

- (ア) 生産コスト低減、作付面積の拡大及び収量の向上に向けた農業機械等の改良 による機械化の推進
- (イ) 栽培技術の確立に向けた実証ほの設置や栽培マニュアルの作成
- (ウ) 収益向上に向けた薬用作物の未利用部分を活用した商品開発
- イ 支援の対象となる薬用作物

支援対象者が栽培する薬用作物は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (ア) 収穫年を除く栽培年数が、1年以上4年以下の薬用作物であること。
- (イ) 実需者との間で契約が締結され、事業実施年度内に播種又は植え付けを行う ものであること。
- (ウ) 2年目以降、前年度と同一ほ場において適切な肥培管理が行われ、継続して 栽培されているものであること。
- (エ)本事業以外の国庫補助事業により未収益期間の支援が行われる薬用作物ではないこと。
- (オ)事業実施主体又はその構成員(製薬企業等と契約を行う農業協同組合や生産組合等をいう。以下「契約団体」という。)が、製薬企業等との間で、従来当該製薬企業等に対して生薬原料として供給したことのない品目を生薬原料として供給する旨の契約を締結する場合における、当該契約の対象となる品目(以下「契約品目」という。)であって、契約団体に属する生産者が当該契約に基づき作付けを行うものであること。

ただし、契約の対象となる面積や数量が拡大した等の事情により、次年度以降、同一生産者が別のほ場において作付けを行う契約品目(以下「追加栽培分」という。)も契約対象とする場合には、追加栽培分も支援対象とすることができるものとする。この場合において、追加栽培分(新生産者栽培分について準用する場合を含む。)への支援は、各生産者の初年度作付分の未収益期間内に限り行うものとする。

なお、次年度以降、当該契約に基づく栽培に新たに参加する生産者(以下「新

生産者」という。)が作付けを行う契約品目(以下「新生産者栽培分」という。)も契約対象とする場合にあっては、製薬企業等と契約団体との初年度契約分の未収益期間内に新生産者が作付けを行うときに限り、新生産者栽培分も支援対象とすることができるものとする。この場合において、契約団体が作付けを開始した翌年度以降に新生産者が作付けを行うときは、追加栽培分に関する定めを準用する。

ウ補助金の算定方法

- (ア) 事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の額は、支援対象面積 10 アール当たり 40,000 円とする。
- (イ) 本事業における支援対象年度は、交付決定の日から当該年度の3月31日までの期間とし、支援対象面積は、支援対象者が行う支援対象年度ごとの支援対象となる薬用作物の栽培面積として、(ウ)に定める方法により算定した面積とする。
- (ウ) 支援対象面積の算定方法
 - a 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等の薬用作物が栽培されていない面積を含まない本地面積とする。

b 測定方法 次のいずれかの方法により測定するものとする。

(a) 実測

現地において実測を行う。

(b) 図測

原則、2,500分の1以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500分の1未満5,000分の1以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に0.95を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(c) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち薬用作物栽培ほ場の面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

- (d) その他
 - (a)から(c)までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により薬用作物栽培 ほ場の面積を把握することができるものとする。
- c 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

- (a)対象ほ場を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率
- (b)図面上の測量により求めた平均畦畔率(ほ場整備事業完了地区等ほ場の 区画が整理されている地域に限る。)

(2) 事業実施主体及び事業実施区域

- ア 第1の2(1)の定めは、事業実施主体が、次に掲げる要件を全て満たすこと とする。
 - (ア) 事業の適切な運営を図ることができる団体であること。
 - (イ)代表者の定めがあること。
 - (ウ) 事業実施主体の構成員に薬用作物の生産者又は生産団体が含まれていること。
 - (エ) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。
- イ 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。 なお、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事 業実施区域として設定することができる。

(3) 事業実施の手続

- ア 薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表
 - (ア) 事業実施主体は、別添 21 により薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表を作成し、別添 1 とともに地方農政局長に提出するものとする。
- (イ)事業実施主体は、(ア)の薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表の作成に当たり、事業実施区域内の薬用作物生産者グループから、別添 22 により薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画書及び別添 23 により生産者別薬用作物新植支援実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。
- (ウ) (ア) 及び(イ) の規定は、薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表、薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画書及び生産者別薬用作物 新植支援実施計画書を変更する場合にこれを準用する。
- イ 実施確認のための関係資料の作成
 - (ア)事業実施主体は、薬用作物生産者グループから提出されたア(イ)の生産者 別薬用作物新植支援実施計画書の内容の審査において、契約栽培等を行って いる薬用作物が(1)イに掲げる要件を満たすことを確認(以下第4の2にお いて「事前確認」という。)するため、次のとおり、薬用作物生産者グループ から事前確認資料を提出させるものとする。
 - a 初めての契約であることが確認できる資料(契約書の写し、実需者の証明書など)
 - b 栽培期間(収穫年を除く栽培年数)が確認できる書類
 - c 栽培予定のほ場の番地等が確認できる資料
- (イ)事業実施主体は、別添 24 及び別添 25 により、支援対象者が契約による薬用作物の栽培を行っていることを確認(以下第4の2において「事後確認」という。)するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。
- ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続

- (ア) 事業実施主体は、薬用作物生産者グループに対し、別添 26 により(4)ア (カ)bの通知を受けた支援対象者の事業実績報告書兼補助金交付請求書(以下「報告・請求書」という。)を提出させるものとする。
- (イ) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、 補助金の額を確定し、薬用作物生産者グループに対し、別添 27 により補助金 の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付す る。

この場合において、事業実施主体は、薬用作物生産者グループを通じて支援 対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

(4) 事業実施の確認及び報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

(ア) 事業実施主体は、(3) イ(ア) により作成した事前確認資料により確認 を行うものとする。

ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

- (イ) 事業実施主体は、事後確認として、以下の事項を現地で確認するものとする。
 - a 栽培が確実に実施されていること
 - b 栽培されている薬用作物
 - c 実際の支援対象面積
- (ウ) 事業実施主体は事後確認に当たり、必要に応じ支援対象者や薬用作物生産者 グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係 書類の提出を依頼するものとする。
- (エ) 事業実施主体は、現地における確認を円滑に実施するため、必要に応じ関係機関に対し協力を依頼するものとする。
- (オ) 確認業務の委託

事業実施主体は、(ア)及び(イ)に係る確認業務を次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
- b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が 定められていること。
- d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における 確認対象に含まれる薬用作物生産者グループの構成員になっていないこ と。

(カ) 実施確認結果の通知

- a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、薬用作物生産者グループに対し、別添28により確認結果を通知する。
- b aの通知を受けた薬用作物生産者グループは、構成員となっている支援

対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を別添 29 により通知するものとする。

イ 補助金の返還

事業実施主体は、アの事業実施状況の確認をした結果、薬用作物の栽培が継続されておらず、適切な栽培管理が行われておらず、又は事業実施年度内に契約の締結が行われていないことが明らかになった場合には、支援対象者に対し補助金の返還を命じるものとする。

ただし、気象災害等の生産者の責に帰すことのできない事由により薬用作物の栽培が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、栽培を再開し、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合にあっては、この限りではない。

3 永年性工芸作物の改植等について

永年性工芸作物の改植等の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業内容

ア 支援の内容と定義

(ア) 改植

園地において、抜根又は枯死させた後、伐採した樹体と同規模の永年性工芸作物を新たに植栽することをいう。

(イ)新植

新たに永年性工芸作物を植栽することをいう。

イ 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする永年性工芸作物の生産者(以下第4の3において「支援対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす生産者グループに参画していなければならない。

- (ア) 当該生産者グループに参画している支援対象者の支援対象年度における支援 対象面積の合計が、20 アール以上であること。
- (イ) 65 歳未満の支援対象者が含まれていること。
- ウ 支援の対象となる永年性工芸作物
- (ア)桑(養蚕に資するものに限る。)
- (イ) ホップ
- (ウ) 和紙原料作物(こうぞ又はみつまたに限る。)
- エ 支援の対象となる園

支援対象者の園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (ア) 改植を行う場合にあっては、支援対象年度の前年度まで、園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。
- (イ)地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植 実施後においても同等の植栽密度を有することが見込まれる園であること。
- (ウ) 当該園について、農地法第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が 提出されていないこと。

- (エ) 当該園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転、賃貸借等の 使用収益権の設定又は移転に関する協議が現に行われ、又は整った園でないこ と。
- (オ)本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植や新植が 行われる園でないこと。

オ 補助金の算定方法

- (ア) 事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の額は、支援対象面積 10 アール当たり 150,000 円とする。
- (イ) 本事業における支援対象年度は、交付決定の日から当該年度の3月31日までの期間とし、支援対象面積は、支援対象者が行う支援対象年度ごとの支援対象となる永年性工芸作物の栽培面積として、(ウ)に定める方法により算定した面積とする。
- (ウ) 支援対象面積の算定方法
 - a 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等の永年性工芸作物が栽培されていない面積を含まない本地面積とする。

b 測定方法 次のいずれかの方法により測定するものとする。

(a) 実測

現地において実測を行う。

(b) 図測

原則、2,500分の1以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500分の1未満5,000分の1以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に0.95を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(c) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書の うち永年性工芸作物栽培ほ場の面積を表すのに最適であると判断される 公的資料等に記載された面積とする。

- (d) その他
 - (a)から(c)までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により支援対象面積を把握することができるものとする。
- c 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

- (a)対象ほ場を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率
- (b)図面上の測量により求めた平均畦畔率(ほ場整備事業完了地区等ほ場の 区画が整理されている地域に限る。)
- (2) 事業実施主体及び事業実施区域

- ア 第1の2(1)の事業実施主体の定めについては、次に掲げる事項を全て満たすものとする。
 - (ア)事業の適切な運営を図ることができる団体であること。
 - (イ)代表者の定めがあること。
 - (ウ) 事業実施主体の構成員に永年性工芸作物の生産者又は生産団体が含まれていること。
 - (エ) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内 部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が 定められていること。
- イ 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。 なお、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

(3) 事業実施手続

- ア 永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表
 - (ア) 事業実施主体は、別添 30 により永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表を作成し、別添 1 とともに地方農政局長に提出するものとする。
 - (イ)事業実施主体は、(ア)の永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表の作成に当たり、事業実施区域内の永年性工芸作物生産者グループから、別添 31 により永年性工芸作物生産者グループ別事業実施計画書及び別添 32 により生産者別永年性工芸作物改植等事業実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。
 - (ウ) (ア)及び(イ)の規定は、永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表、永年性工芸作物生産者グループ別事業実施計画書及び生産者別永年性工芸作物改植等事業実施計画書を変更する場合にこれを準用する。
- イ 実施確認のための関係書類の作成
 - (ア)事業実施主体は、永年性工芸作物生産者グループから提出を受けたア(イ)の生産者別永年性工芸作物改植等事業実施計画書の内容の審査において改植等を行うこととされている園が(1)ウ及び工に掲げる要件を満たすことを確認(以下第4の3において「事前確認」という。)するため、次のとおり永年性工芸作物生産者グループから事前確認資料を提出させるものとする。
 - a 改植にあっては改植前の園地の写真
 - b 新植にあっては栽培予定の園の番地等が確認できる資料
 - (イ) 事業実施主体は、別添33及び別添34により、支援対象者が改植等を行ったことを確認(以下第4の3において「事後確認」という。)するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。
- ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続
- (ア) 事業実施主体は、永年性工芸作物生産者グループに対し、別添 35 により支援対象年度ごとの(5)ア(カ) b に定める実施確認結果の通知を受けた支援

対象者について、事業実績報告書兼補助金交付請求書(以下「報告・請求書」という。)を提出させるものとする。

(イ) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、 補助金の額を確定し、永年性工芸作物生産者グループに対し、別添 36 により 補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交 付する。

この場合において、事業実施主体は、永年性工芸作物生産者グループを通じて支援対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

(4) 事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (ア) 事業実施主体は、(4) イ(ア) により作成した事前確認資料により行うものとする。ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。
- (イ) 事業実施主体は、事後確認として、以下の事項を現地で確認するものとする。
 - a 改植等の取組が確実に実施されたこと。
 - b 栽培されている永年性工芸作物
 - c 実際の支援対象面積
- (ウ) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者や永年性工芸作物生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。
- (エ)事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、 関係機関に対し協力を依頼するものとする。
- (オ) 確認業務の委託

事業実施主体は、(ア)及び(イ)に係る確認業務を次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
- b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる永年性工芸作物生産者グループの構成員になっていないこと。

(カ)実施確認結果の通知

- a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、永年性工芸作物生産者グループに対し、別添37により確認結果を通知する。
- b aの通知を受けた永年性工芸作物生産者グループは、構成員となっている 支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を別添 38により通知するものとする。

イ 補助金の返還

事業実施主体は、アの事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が 継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになっ た場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

- (ア)補助金の交付を受けた支援対象者が成果目標年度までの期間中に、当該園について、ほかの農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合。
- (イ) 気象災害等により園が崩壊又は樹が枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合。

4 農業機械等リース支援について

第1の1(1)イ(ケ)の茶及びいぐさの農業機械等リース支援の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業内容

第1の1(1)イ(ケ)の農業機械等は、次に掲げるものとする。

ア 茶の農業機械

- (ア) 粗揉機等茶加工機械 (エネルギーコスト削減に資するものに限る。)
- (イ) 加熱機械 (エネルギーコスト削減に資するものに限る。)
- (ウ) その他茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械
- イ いぐさの農業機械
 - (ア) 乾燥機 (エネルギーコスト削減に資するものに限る。)
 - (イ) その他いぐさ生産のエネルギーコスト削減に資する機械

(2)審査基準

第1の2(2)ウの別に定める審査基準は次のとおりとする。

- ア 農業機械等をリースにより導入する者(以下「リース利用者」という。)は 茶又はいぐさの加工場を所有又は運営している者であること。ただし、茶につ いては、茶製品の製造又は小売を行う業者(いわゆる茶商。ただし、自園自製 自販農家を除く。)は対象外とする。
- イ いぐさについては、受益農家は優良品種(「ひのみどり」、「夕凪」、「ひの はるか」、「涼風」等)導入農家又は当該品種を今後導入する農家であること。
- ウ 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最低限なものであること。
- エ 導入を予定している農業機械等が、第1の4に定める目標達成に直結するものであること。
- オ 取組の内容が受益地域において重要なものであること。
- カ事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- キ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。
- (3) 茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画の作成

事業実施主体は、第2の1に基づき、別添39により茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画を作成するものとする。

(4) リース契約の条件

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和38年大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社及び関係会 社を用いるものとする。

ア 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

(5) 事業実施状況の報告

ア 事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、事業実施年度の翌年度から リース契約終了年度の翌年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状 況を翌年度の7月末までに、当該年度における事業実施状況を別添3により地 方農政局長に報告するものとする。

イ 地方農政局長は、アの規定にかかわらず、事業実施年度の途中において、必要 に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

ウ 地方農政局長は、その内容を検討し、成果目標の達成等が見込まれないと判したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

5 推進指導

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体(管理を委託している場合には管理主体)及びリース利用者(以下「事業実施主体等」という。)に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理

運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

6 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することとし、また、特許権等の帰属については、次のとおりとする。

なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱うものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合には、 別添7により遅滞なく地方農政局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4)本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を 受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又 は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。事業実 施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについ ては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

7 収益納付

- (1)事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、別添8により、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに地方農政局長に報告するものとする。なお、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1) の報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施 主体に納付を命ずることができるものとする。
 - ア 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金 総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じて 得た額
 - イ 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額
- (3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とす

る。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費と して交付された補助金総額を限度とし、地方農政局長は、特に必要と認める場合に あっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

8 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

Ⅲ 甘味資源作物等支援事業

Ⅲ-I 国内産いもでん粉高品質化推進事業

第1 事業内容

1 事業の取組内容

本事業は、次に掲げる取組のいずれか又は両方を実施するために必要な経費を助成するものとする。

(1) でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立

でん粉原料用いも(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第33条第1項の指定地域の区域内において生産されるものに限る。以下同じ。)の生産の安定化及び低コスト化のための栽培技術並びに高品質の国内産いもでん粉の製造・加工技術を確立する取組とする。

(2) 品質管理機器の整備

国内産いもでん粉の品質の向上や衛生管理の高度化のための品質管理機器若しくはソフトウェア又はでん粉原料用いもの品質の向上や安定化のための品質管理機器若しくはソフトウェアを導入する取組とする。

2 補助要件

5の要件を満たす成果目標を設定すること。

- 3 補助対象経費
- (1) 本事業は、次に掲げる経費を補助対象とする。

補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は一般競争入札を行うものとする。

ただし、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適当である場合は、指名競争入札等を実施することができるものとし、取得価格が50万円以上のものについては、見積書(原則3社分以上(該当する設備備品を2社しか扱ってない場合は2社分とし、1社しか扱っていない場合は1社分とする。)) やカタログ等を添付するものとする。

ア でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立に要する経費

でん粉原料用いもの適正生産技術等を確立するための取組を実施する上で必要となる経費であって、新品種又は新技術を導入・普及するための実証展示ほ場の設置に係る借上費、技術検討会や講習会を開催するための会場借料、専門家等の委員旅費・謝金、技術の確立に必要な研究又は実証の取組に係る委託費、資料作成費、消耗品費等を対象とする。

イ 品質管理機器の整備に要する経費

国内産いもでん粉の品質の向上や衛生管理の高度化、でん粉原料用いもの品質安定化に資する品質管理機器及びソフトウェアの導入に要する経費を対象とする。

(2)次に掲げる経費については国の助成の対象としない。ただし、カの規定にかかわらず、1件当たりの取得価格が50万円以上の備品、器具等を取得する取組のうち地方農政局長が特に必要と認めたものについては、本事業の補助対象とするこ

とができるものとする。

- ア 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合や事業実施主体で具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに係る経費
- イ 国の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組に係 る経費
- ウ でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉の品質向上や安定的生産の推進を主 目的としない取組に係る経費
- エ 農産物の生産費補填(生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に 係るものを除く。) 若しくは販売価格支持又は所得補償に係る経費
- オ 販売促進のためのPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ ラジオ・テレビ・インターネット等のマスメディアによる宣伝・広告、展示会等 の開催に係る経費
- カ 1(2)に掲げる品質管理機器の整備に要する経費を除くもののうち、1件当 たりの取得価格が50万円以上の備品、器具等を取得する取組に係る経費
- 4 事業実施期間

実施期間は事業実施計画書に記載した事業実施年度とする。

- 5 成果目標の設定
- (1) 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

- ア 10a 当たりの収量を1%以上増加
- イ 食品用でん粉販売金額のシェアを 1.4%以上増加
- ウ いもでん粉製造工場における製造歩留りを 0.1%以上増加
- (2)目標年度

成果目標の年度は事業実施年度の翌々年度とする。

6 審査基準

本要領別表4の2の評価項目は以下のとおりとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実行性	・10a 当たり収量が 1 %以上増加	10%以上増加	5
		8%以上増加	4
		6%以上増加	3
		4%以上増加	2
		1%以上増加	1
		1 %未満増加	0
	・食品用でん粉販売金額のシェアが 1.4%以上増加	7.0%以上增加	5
		5.6%以上増加	4
		4.2%以上増加	3
		2.8%以上増加	2
		1.4%以上増加	1
		1.4%未満増加	0

	・いもでん粉製造工場における製造歩留りが 0.1%以上増加	0.5%以上増加	5
		0.4%以上增加	4
		0.3%以上增加	3
		0.2%以上增加	2
		0.1%以上增加	1
		0.1%未満増加	0
②事業実施主	・効率的に事業実施効果を得るために必要なでん粉原料用い	5つ満たす。	5
体の的確性	もの生産又はいもでん粉の製造に関する知見、専門性等を	4つ満たす。	4
	有しており、事業を的確に行える能力を有しているか。	3つ満たす。	3
	・事業実施主体が生産者に対して生産推進指導する関係にあ	2つ満たす。	2
	るか、又は、生産者との契約により原料供給を受けている	1つ満たす。	1
	関係にある、若しくはその関係になることが見込まれる	1つも満たさない。	0
	か。		
	・農産物検査法に適合するでん粉を製造する工場(又は同等		
	のでん粉を製造する工場)であるか、又は当該工場へので		
	ん粉原料用いもの出荷を推進しているか。		
	・砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条第3号の		
	認定(経営改善計画の認定)を受けている工場であるか、		
	又は当該工場へのでん粉原料用いもの出荷を推進してい		
	るか。		
	・事業実施主体が所属する共同組織全体の集荷実績が、当該		
	道県のでん粉原料用いもの収穫量の2割を超えているか、		
	又は、当該工場へのでん粉原料用いもの出荷を推進してい		
	るか。		

第2 事業実施手続等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要領第5の1に基づき、別添1-3により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて地方農政局長に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7の3に基づき、 地方農政局長は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提 出を求めることができるものとする。

2 事業の承認

地方農政局長は、交付等要綱第9の1に基づき、交付決定を行うものとし、併せて、1により提出された事業実施計画を承認したものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領第6の1に基づき、別添3及び別添3-3により事業実施状況報告書を地方農政局長に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(共通規範)等について(令和3年2月26日付け2生産第2170号生

産局長通知)に係るチェックシートを提出するものとする。

2 事業実施結果の評価

事業実施主体は、本要領第7の1(1)に基づき、別添4及び別添4-3により成果目標の達成状況を自己評価し、地方農政局長に報告するものとする。

- Ⅲ一Ⅱ 農業機械等導入支援事業
- Ⅲ-Ⅱ-Ⅰ さとうきび農業機械等導入支援事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業は、さとうきびの持続的な生産の強化に必要な次に掲げる農業機械等の導入又はリース導入に必要な経費を助成するものとする。

- (1)農業機械等
 - ア ケーンハーベスタ (収納袋を含む。)
 - イ 株出管理作業機
 - ウ 苗植付機
 - エ 乗用トラクター
 - 才 防除用機械
 - カ 堆肥散布機、堆肥散布車(車と一体的なものに限る。)
 - キ 肥料散布機
 - ク 耕土改良用機械
 - ケ 耕うん用機械
 - コ 砕土整地用機械
 - サ 栽培管理用機械
 - シ 搬出・搬入機
 - ス脱葉機
 - セ 散水車(車と一体的なものに限る。)
- (2) 機材(干ばつ被害を軽減するものに限る。)
 - ア 設置型農業用タンク
 - イ 灌水ポンプ
 - ウ 点滴チューブ
 - エ スプリンクラー
- (3) (1) ア又はウの導入又はリース導入に併せて(1) シの導入又はリース導入 を行う場合は、(1) ア又はウの能力・規模に見合った(1) シに限り、導入又 はリース導入ができるものとする。
- (4) (1) カのうち堆肥散布車又は(1) セの導入又はリース導入を行う場合は、 農業協同組合、公社、土地改良区、その他農業者の組織する団体又は民間企業が、 市町村や島等広範囲において農業用に活用する計画に基づき、導入又はリース導 入する場合に限るものとする。

なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上作成し、 実施されなければならないものとする。

2 補助要件

- (1) 事業の対象地域の要件は、事業実施地区が砂糖及びでん粉の価格調整に関する 法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項の指定地域の区域内にあることと する。
- (2) 事業実施主体は、別添 42 の「みどりのチェックシート」により、自己点検を実

施すること。

- (3) 事業実施計画の採択要件は以下のとおりとする。
 - ア 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項
 - (ア) 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。
 - (イ) 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。
 - (ウ) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
 - (エ) 取組の内容が、受益地域において重要なものであること。
 - (オ) 取組の内容が、既存の農業機械等の代替としての、同種・同能力の農業機 械等の再導入(いわゆる更新)ではないこと。
 - (カ) 受益する農家戸数が、3戸以上又は農業従事者(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間150日以上従事する者)をいう。以下同じ。) 5名以上であること。ただし、事業開始後にやむを得ず当該戸数又は人数満たなくなった場合は、新たに事業参加者を募る等により、当該戸数又は人数を満たすよう努めるものとする。
 - (キ)農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等に鑑み適正であること。
 - (ク) 事業費が当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模が事業実施に必要最低限なものであること。
 - (ケ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、 かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な 利用が見込まれること。

特に、含みつ糖のみを生産する地区におけるケーンハーベスタの導入又は リース導入を申請する場合については、品質管理等の観点から、当該地区内 に前処理施設又は精脱葉施設等が整備されていること。

- (コ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天 災等に対する補償を必須とする。)に確実に加入すること。
- (サ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (シ) 1の(1)のオのうち無人航空機(ドローン等)の導入又はリース導入に当たっては、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン(令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知)等を遵守すること。
- (ス) 事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保され ていること。
- (セ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助 事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用 年数の期間における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮する ものとする。
- (ソ)トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を令和4年4月時点に整備している、又は令和4年度末までに整備す

る見込みであるメーカーのものを選定することとする(農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。)。

イ 農業機械等を導入する場合

- (ア) 農業機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。
- (イ)事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第 3174 号農林水産事務次官依命通知(以下「交付等要綱」という。))第 25 の3に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。地方農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。
 - ① 貸付けの方法及び貸付けの対象となる者等については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - ② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担(事業費ー助成金)/当該農業機械等の耐用年数+年間管理費」により 算出される額以内であることとする。
 - ③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。 なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競 争関係に制約を加えることがないよう留意するものとする。

3 補助対象経費

(1) 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について(平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知)及び過大精算等の不当事態の防止について(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

- (2) 農業機械等を導入する場合
 - ア 補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方 農政局長が必要と認める場合は、中古農業機械等(法定耐用年数(減価償却資 産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数 をいう。以下同じ。)から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年 未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とする ことができるものとする。
 - イ 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を 確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札による ものとする。
 - ウ 本事業に係る補助金の額は、対象となる農業機械等ごとにそれぞれ千円未満

を切り捨てた額の合計とする。

(3) 農業機械等のリース契約を締結する場合

補助対象経費は、リース契約に係る農業機械等の実勢価格(以下「リース物件価格」という。)及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの(以下「リース諸費用」という。)とする。

- ア 保険料
- イ 固定資産税(償却資産)
- ウ 金利
- エ その他農産局長が特に必要と認めるもの なお、リース契約は、原則として事業費の低減を図るため一般競争入札等に よるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (ア) 第2の1により提出された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
 - (イ) リース導入の場合は、リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。
 - (ウ) 本事業に係る補助金の額(以下「リース料助成額」という。) は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

- a リース料助成額=(リース物件価格×(リース期間/法定耐用年数)+ リース諸費用)×6/10以内
- b リース料助成額=((リース物件価格-残存価格)+リース諸費用)×6/10以内
- (4)補助率

農業機械等の導入にあっては、物件価格の6/10以内。農業機械等のリース導入にあっては、リース料の6/10以内とする。

- (5) 事業実施主体の自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に完了している 事業については、補助対象としないものとする。
- 4 事業実施期間

事業の実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度とする。

- 5 成果日標
- (1) 成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。
 - ア 10a 当たりの労働時間を10%以上削減
 - イ 作付面積を前年産と比較して1%以上増加
 - ウ 生産量を5%以上増加
 - エ 株出栽培の 10a 当たり収量を5%以上増加
 - オ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加 なお、オについては、1 (1) イからエまで又はカからサまでの農業機械等を

導入又はリース導入する場合に設定できるものとする。

(2)目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

6 審査基準

本要領別表4の2の評価項目は、以下のとおりとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実行性	【a 新たにハーベスタを導入する場合】		
	・10a 当たりの労働時間を 10%以上削減	50%以上	5
		40%以上	4
		30%以上	3
		20%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	【b a以外で導入する場合】		
	・10a 当たりの労働時間を 10%以上削減	30%以上	5
		25%以上	4
		20%以上	3
		15%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	・作付面積を前年産と比較して1%以上増加	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		1%以上	1
		1 %未満	0
	 ・生産量を5%以上増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5 %未満	0
	・株出栽培の 10 a 当たり収量を 5 %以上増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5 %未満	0
	・土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上	30 ポイント以上	5
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	24 ポイント以上	4

		18 ポイント以上	3
		12 ポイント以上	2
		6ポイント以上	1
		6ポイント未満	0
②地域におけ	・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主	5つ満たす。	5
る重要性	体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区である	4つ満たす。	4
	か。	3つ満たす。	3
	・受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含ま	2つ満たす。	2
	れているか。	1つ満たす。	1
	・事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、	1つも満たさない。	0
	人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又		
	は位置付けられることが確実と認められている者がい		
	るか。		
	・さとうきび増産計画又は年次計画(フォローアップ)に		
	位置付けられた取組となっているか。		
	・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した		
	農業機械等の目標達成率が 50%未満のままとなってい		
	るものがないか。		

第2 事業実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領第5の1に基づき、別添1-4により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7の3に基づき、 地方農政局長は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提 出を求めることができるものとする。

また、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1)地方農政局長は、交付等要綱第9の1に基づき、第1の2(2)の採択要件を全て満たす場合に限り、交付決定を行うものとし、併せて、1により提出された事業実施計画を承認したものとする。
- (2) 本要領第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更とは、「農業機械等の変更」とし、別添1及び別添1-4の事業実施変更計画書により協議を行うものとする。

第3 点検評価等

- 1 事業実施状況の報告等
- (1) 事業実施主体は、本要領第6の1に基づき、次に掲げる年度の7月末日までに、

前年度における事業実施状況を別添3及び別添1-4により地方農政局長に報告するものとする。

- ア 農業機械等の導入の場合は、事業実施年度の翌年度から成果目標の目標年度 の翌年度までの間、毎年度。
- イ 農業機械等のリース導入の場合は事業実施年度の翌年度からリース契約終了 年度の翌年度までの間、毎年度。

なお、成果目標の目標年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度まで報告する場合は、別添3及び別添3-4により地方農政局長に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(共通規範)等について(令和3年2月26日付け2生産第2170号生産局長通知)に係るチェックシートを提出するものとする。

- (2)事業実施主体は、交付等要綱第18の1の規定による実績報告書を提出する際は、 入札結果報告を別添2により併せて提出するものとする。
- (3) 地方農政局長は、第4の4に定める場合について確認するため、事業実施主体 又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。
- 2 事業実施結果の評価

事業実施主体は、本要領第7の1(1)に基づき、別添4及び別添4-3により成果目標の達成状況を自己評価し、地方農政局長に報告するものとする。

第4 その他

- 1 事業の着手等
- (1)本事業による購入契約又はリース契約は、交付決定後に行うこととし、事業実施主体は、購入契約又はリース契約を行う際には、あらかじめ、地方農政局長の 適正な指導を受けることとする。
- (2) 事業実施主体は、原則として、一般競争入札により最も安価な購入契約又はリース契約を締結するものとする。
- 2 機械の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等 支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年 4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号、農林水産省総括 審議官、農産局長、畜産局長通知)第1の6の(2)のイ産地基幹施設等支援タイプ等における利益等排除についてを準用するものとする。
- 3 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理(預金口座(無利息型)の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など)に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2)補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊 な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることが

できない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

(3)補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めること。

4 補助金の返還

地方農政局長は、事業実施主体又はリース利用者について次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認める場合は、補助金の交付の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずるものとする。

- (1) 購入契約又はリース契約を解約又は解除した場合
- (2) 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止したとき
- (3)農業機械等又はリース物件が消滅又は消失した場合
- (4) 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (5)締結された購入契約又はリース契約が、第1の3に定められた購入契約又はリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- (6) 第3に定める事業実施状況の報告、事業の評価等の報告を怠った場合

5 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督すること。

6 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の 実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事 業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再 発防止のための是正措置など、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

Ⅲ-Ⅱ-Ⅱ 北海道·南九州畑作物農業機械等導入支援事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業は、農業機械等の導入又はリース導入に必要な経費を助成するものとする。

- (1) 北海道におけるてん菜及びばれいしょの生産に係る農業機械等
 - ア 育苗用機器(土詰・床土調整機、は種機、苗運搬機等)
 - イ ソイルコンディショニング施工機(ベッドフォーマー、セパレータ)
 - ウ プランター
 - エ ブームスプレーヤ
 - 才 茎葉裁断機
 - カ ハーベスタ
 - キ 除土積込機
 - ク セルフアンローダー
 - ケ 粗選別機
 - コ 乗用トラクター

ただし、乗用トラクターを導入又はリース導入する場合は、以下に掲げる要件を全て満たす場合とする。

- (ア) 専ら、てん菜及びばれいしょの生産に使用すること。
- (イ) イからカまでに掲げる農業機械をけん引するためのものであること。
- (ウ) 導入又はリース導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と 比較して安価であること。
- (エ)乗用トラクター規格が、導入又はリース導入を予定する機械に対して適切 なものであること。
- (2) 南九州におけるかんしょ生産に係る農業機械等
 - ア プランター
 - イ 防除用機械
 - ウ 茎葉裁断機
 - エ ハーベスタ
- 2 補助要件
- (1)事業実施地区が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項及び第33 条第1項の指定地域の区域内にあること。
- (2) 事業実施主体は、別添 42 の「みどりのチェックシート」により、自己点検を実施すること。
- (3) 事業実施計画の採択要件は以下のとおりとする。
 - ア 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項
 - (ア) 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。
 - (イ) 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。
 - (ウ) 取組の内容が、事業実施地区が所在する道県又は市町村と連携したものであること。
 - (エ) 取組の内容が、受益地域において重要なものであること。

- (オ) 取組の内容が、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力の農業機械 等の再導入(いわゆる更新)ではないこと。
- (カ) 受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者(農業(販売・加工等を含む。) の常時従事者(原則年間150日以上従事する者)をいう。以下同じ。)が5名 以上であること。ただし、事業開始後にやむを得ず当該戸数又は人数に満たな くなった場合、新たに参加者を募ること等により、当該戸数又は人数を満たす よう努めるものとする。
- (キ) 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等に鑑み適正であること。
- (ク) 事業費が当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模が事業実施に必要最低限なものであること。
- (ケ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、 かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利 用が見込まれること。
- (コ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。
- (サ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (シ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助 事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年 数の期間における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するも のとする。
- (ス)トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を令和4年4月時点に整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする(農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。)。

イ 農業機械等を導入する場合

- (ア)農業機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。
- (イ)事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、持続的生産強化対策事業推進費等補助金等交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)第25の3に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。
 - ① 貸付けの方法及び貸付けの対象となる者等の事項については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - ② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担

(事業費ー助成金)/当該農業機械等の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であることとする。

③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らと競争 関係にある者に制約を加えることがないよう留意するものとする。

3 補助対象経費

(1)補助対象経費は、導入の場合は購入価格、リース導入の場合は農業機械等の実 勢価格(以下「リース物件価格」という。)とする。

なお、購入契約及びリース契約(事業実施主体とリース事業者の 2 者間で締結する農業機械等の賃貸に関する契約をいう。以下同じ。)は、原則として事業費の低減を図るため一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 第2の1により提出された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

イ リース導入の場合は、リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

- (2)補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について(平成 19 年 9 月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知)及び過大精算等の不当事態の防止について(昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。
- (3) 本事業に係るリース料助成額は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額=リース物件価格×(リース期間/法定耐用年数)×1/2 以内

イ リース料助成額=(リース物件価格-残存価格)×1/2以内

- (4) 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に完了している 事業については、補助対象としないものとする。
- 4 事業実施期間

事業実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度とする。

- 5 成果月標
- (1) 成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。
 - ア 作付面積を1%以上増加
 - イ 労働時間を10%以上削減
 - ウ 10a 当たり収量を2%以上増加
 - エ 高糖性、加工適性、病害虫抵抗性等を有する優良品種の作付面積を5%以上 増加又は、当該品種を作付けすることにより、事業対象品目の現行作付面積の うち、当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を

30%以上增加

(2)目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

6 審査基準

本要領別表4の2の評価項目は、以下のとおりとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 実行性	・作付面積の増加率1%以上	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		1%以上	1
		1 %未満	0
	・労働時間の削減率 10%以上	20%以上	5
		17.5%以上	4
		15%以上	3
		12.5%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	・10a 当たり収量の増加率 1 %以上	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		1%以上	1
		1 %未満	0
	・優良品種の作付面積の増加率5%以上	15%以上	5
		12.5%以上	4
		10%以上	3
		7.5%以上	2
		5%以上	1
	又は	5%未満	0
	・事業対象品目の現行作付面積のうち優良品種が作付け	又は	
	されていない面積における当該品種の作付面積の増加	50%以上	5
	率 30%以上	45%以上	4
		40%以上	3
		35%以上	2
		30%以上	1
		30%未満	0

②地域におけ	・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施	5つ満たす。	5
る重要性	主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区	4つ満たす。	4
	であるか。	3つ満たす。	3
	・受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が	2つ満たす。	2
	含まれているか。	1つ満たす。	1
	・事業実施主体、受益する農家又は農業従事者の中に、	1つも満たさない。	0
	人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者		
	又は位置付けられることが確実と認められている者		
	がいるか。		
	・事業実施主体又は構成員がこれまでに(事業応募前年		
	度時点)、規模拡大の取組を実施しているか。		
	・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入し		
	た農業機械等の目標達成率が 50%未満のままとなっ		
	ているものがないか。		

第2 事業実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領第5の1に基づき、別添1-5により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を所管する地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所長。以下同じ。)に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7の3に基づき、 地方農政局長は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提 出を求めることができるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業 実施主体の主たる事務所が所在する道県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1)地方農政局長は、交付等要綱第9の1に基づき第1の2(2)の採択要件を全 て満たす場合に限り、予算の範囲内で、交付決定を行うものとし、併せて、1に より提出された事業実施計画を承認したものとする。
- (2)本要領第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更とは、「農業機械等の変更」とし、別添1及び別添1-5の事業実施変更計画書により協議を行うものとする。

第3 点検評価等

- 1 事業実施状況の報告
- (1)事業実施主体は、本要領第6の1に基づき、次に掲げる年度の7月末日までに、前年度における事業実施状況を別添3及び別添1-5により地方農政局長に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(共通規範)等について(令和3年2月26日付け2生産第2170号生産局長通知)に係るチェックシートを提出するものとする。

- ア 農業機械等の導入の場合は、事業実施年度の翌年度から成果目標年度の翌年 度までの間、毎年度。
- イ 農業機械等のリース導入の場合は事業実施年度の翌年度からリース契約終了 年度の翌年度までの間、毎年度。

なお、成果目標の目標年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度まで報告 する場合は、別添3及び別添3-4により地方農政局長に報告するものとする。

- (2)事業実施主体は、交付等要綱第 18 の 1 の規定による実績報告書を提出する際は、 入札結果報告を別添 2 により併せて提出するものとする。
- (3) 地方農政局長は、第4の4に定める場合について確認するため、事業実施主体 又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。
- 2 事業実施結果の評価

事業実施主体は、本要領第7の1(1)に基づき、別添4及び別添4-3により 自己評価を行い、成果目標の達成状況について地方農政局長に報告するものとする。

第4 その他

- 1 事業の着手等
- (1)本事業による購入契約又はリース契約は、交付決定後に行うこととし、事業実施主体は、購入契約又はリース契約を行う際には、あらかじめ、地方農政局長の 適正な指導を受けることとする。
- (2) 事業実施主体は、原則として一般競争入札により最も安価な購入契約又はリース契約を締結するものとする。
- 2 機械の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等 支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年 4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号、農林水産省総括 審議官、農産局長、畜産局長通知)第1の6の(2)のイ産地基幹施設等支援タイ プ等における利益等排除についてを準用するものとする。
- 3 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理(預金口座(無利息型)の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など)に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行 の適正化に関する法律施行令及び交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努め ること。
- (2)補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3)補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

4 補助金の返還

地方農政局長は、事業実施主体又はリース利用者について次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認める場合は、補助金の交付の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずるものとする。

- (1) 購入契約又はリース契約を解約又は解除した場合
- (2) 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止した場合
- (3) 財産処分制限期間内において購入物件又はリース物件が消滅又は消失した場合
- (4) 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (5)締結されたリース契約が、第1の3に定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- (6) 第3に定める事業実施状況の報告、事業の評価等の報告を怠った場合

5 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適 正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利 用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督すること。

6 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の 実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事 業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再 発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

Ⅲ一Ⅲ さとうきび産地確立実証事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

(1)本事業は、近年の省力的な株出栽培の普及に伴う栽培環境の変化や台風等の気象災害リスク等に対応するための技術的な栽培実証、高齢化や人手不足への対応等、地域の生産体制を支える担い手や作業受託組織の育成・強化に資する生産体制実証、島内の地域資源を活用した資源循環体制の構築に向けたグリーン化実証等、さとうきびの安定生産を図る上で必要となる実証について、以下の取組に係る経費(事務に要する経費を含む。)を助成するものとし、以下のイ及びウについては必ず取り組むものとする。

なお、実証を行う上で、農業機械等の導入・改良を伴う場合、対象となる農業 機械等については、付票1に定めるとおりとする。

ア 検討会の開催

地域ぐるみでの効果的な実証となるよう、その具体的かつ詳細な実施方法・ 内容を定めるための検討会を開催するものとする。

イ 課題解決に向けた取組

以下の(ア)から(ウ)までに係る実証、これらの実証に必要な現地試験や技術等の改良・調査、実証の導入効果・経営改善効果分析など、さとうきびの安定生産を図る上での課題の解決に資する取組を行うものとする。

- (ア) 気象や土壌条件など地域の特性を踏まえた新品種への転換、台風被害の低減に資する防風林の設置といった自然災害リスクへの対応、機械導入率の低い植付作業における効率的な機械利用、島内資源を有効活用した土づくり等、さとうきびの安定生産に資する技術的な栽培実証。
- (イ) 収穫作業との競合や労働力不足から遅れが生じている春作業 (株出管理・植付け、土づくり) を適期適切に実施するための体制構築、オペレーター等の人材を地域内で効率的に調整するための体制構築等、生産体制を支える担い手や作業受託組織の育成・強化に資する生産体制実証。
- (ウ) 有機資源の供給、堆肥の生産、さとうきび生産における堆肥の活用のサイクルを加速化するための体制構築、低コストな堆肥の製造・供給体制、さとうきび生産に適した堆肥の開発等、島内の有機資源を安定的に土づくりに活用するための島内資源循環システムの構築など、環境に配慮した生産に関する実証(グリーン化実証)。

ウ実証結果の普及

イで行った取組について、地域等での普及啓発を行うため、会議等における 発表・報告、実証の成果をまとめたマニュアルの作成・配布等により、関係者 への実証結果の普及を行うものとする。

(2) 取組における留意事項

ア 実証において、さとうきびの新品種等を取り扱う場合、本取組の対象となる さとうきびの新品種等は、本取組を行う産地で未導入又は導入後5年未満の品 種とする。また、新品種等には、品種登録出願中又は3年以内に出願が見込ま れる品種・系統を含むものとするが、出願前の系統を対象とする場合は、未譲渡性の要件(出願日から1年遡った日より前に、出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。外国での譲渡は、日本での出願日から4年(材木、鑑賞樹、果樹などの木本性植物は6年)遡った日より前に譲渡していないことをいう。以下同じ。)に抵触してはならないものとする。なお、この場合の事業実施主体は協議会に限るものとし、新品種等の栽培実証を行う生産者又はその生産者が属する生産者団体を協議会の構成員に必ず含めなければならないものとする。さらに、新品種等の導入実証において品種登録前の品種の実証を行う場合は、研究開発機関(育種機関)を協議会の構成員に必ず含めなければならないものとする。

イ 付票1の1のうち(6)の堆肥散布車又は(13)の散水車の導入・改良は、 事業実施主体が、市町村、島等の広範囲において農業用に活用する計画に基づ いた場合に限るものとする。なお、当該計画については、関係市町村や地域の 協議会等と調整の上作成し、実施されなければならないものとする。

2 補助要件等

- (1) 事業の対象地域は、さとうきびに係る指定地域の区域内(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項の指定地域をいう。) にあることとする。
- (2) 事業実施主体は、別添 42 の「みどりのチェックシート」により、自己点検を実施すること。
- (3) 事業実施計画の採択要件は以下のとおりとする。
 - ア 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
 - イ 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。
 - ウ 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
 - エ 取組の内容が、受益地区において重要なものであること。
 - オ 取組の内容が、地域における「さとうきび増産プロジェクト」の推進に資する取組であること。
 - カ 取組の内容が、さとうきびの増産や品質の向上、安定生産に寄与すると認められること。
 - キ 取組が実施されることが確実と見込まれること。
- (4) 取組を実施する上で、農業機械等の導入又はリース導入が必要となる場合は、 以下の事項に留意すること。
 - ア 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項
 - (ア) 導入又はリース導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結 するものであること。
 - (イ) 助成の対象となる農業機械等は、実証を行う上で、追加的に必要となるものに限ること。
 - (ウ) 受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者(農業(販売・加工等を含む。) の常時従事者(原則年間 150 日以上従事する者)をいう。以下同じ。)が5 名以上であること。ただし、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸又

は5名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸又は5名以上となるよう努めるものとする。

- (エ)農業機械等の種類や能力・規模が、実証等の内容からみて適正であること。
- (オ) 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最低限なものであること。
- (カ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、 かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な 利用が見込まれること。特に、含みつ糖のみを生産する地区でケーンハーベ スタの導入又はリース導入を申請する場合、品質管理等の観点から、前処理 施設、精脱葉施設等が整備されていること。
- (キ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険(盗難保障及び天 災等に対する保障を必須とする。)に確実に加入すること。
- (ク) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (ケ) 農業機械等の導入・改良を伴う取組を行う事業実施主体は、後継者が確保 されているなど、事業の継続性が担保されていること。
- (コ)付票1の(5)のうち無人航空機(ドローン等)の導入又はリース導入に当たっては、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン(令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知)等を遵守するものとする。
- (サ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助 事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達 成状況等を十分に考慮するものとする。
- (シ)トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を令和4年4月時点に整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする(農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。)。

イ 農業機械等を導入する場合

- (ア)農業機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。
- (イ)事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)第25の3に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。
 - ① 貸付けの方法及び貸付けの対象となる者等については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

- ② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担(事業費-助成金)/当該農業機械等の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- ③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。 なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争 関係に制約を加えることがないよう留意するものとする。

3 補助対象経費

(1)補助対象とする経費は、本要領別表1の6(3)ウに定めるもののうち、以下に掲げるものとする。

ア 検討会の開催

取組の実施方法・内容を定めるための検討会の開催等に必要となる事業費(会場借料、通信・運搬費、印刷製本費等)、旅費、謝金、役務費、雑役務費等の経費

イ 技術的な栽培実証の取組

実証ほ場の設置、生産資材(種苗、肥料、農薬)や農業機械の導入など、糖度・単収の向上が期待される優良品種の導入、自然災害被害の抑制手法(効率的な防風林の設置方法や干ばつに対応した節水型灌漑技術等)の導入等の栽培に係る実証を行う上で必要となる事業費(借上費、原材料費、資機材費、消耗品費等)、備品費、賃金等、役務費等の経費

ウ 担い手や作業受託組織の生産体制実証の取組

新たな作業員・オペレーターの雇用と育成、農業機械の導入など、春作業(株出管理・植付け、土づくり等)を適期に行うための体制構築、農繁期の作業分散等の担い手や作業受託組織等の生産体制に係る実証を行う上で必要となる事業費(借上費、原材料費、資機材費、消耗品費、研修受講費等)、備品費、賃金、役務費等の経費

エ グリーン化実証の取組

畜産農家等と連携したさとうきび生産に適した堆肥の開発、堆肥の原料供給、 生産、利用に向けたマッチング体制の構築、堆肥の低コスト生産・供給など、 環境に配慮した生産性向上に係る実証を行う上で必要となる事業費(借上費、 原材料費、資機材費、消耗品費等)、備品費、賃金、役務費等の経費

オ 実証結果の分析

実証した取組の導入効果や経営改善効果の分析等に必要となる事業費(通信・ 運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費等)、賃金、旅費、謝金、委託費、 役務費等の経費

カ 実証結果の普及

実証した取組内容の報告会やマニュアルの作成等に必要となる事業費(会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、消耗品費等)、賃金、旅費、謝金等の経費

- (2)次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
 - ア 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組
 - イ 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする

取組

- ウ 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を 実施している品目の生産振興を対象とする取組
- エ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づく甘味 資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- オ 不動産、船舶、飛行機又は1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器 具等財産を取得する取組(農業機械等の導入・改良を行う場合は除く。)
- カ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
- (3) (2) の才の規定にかかわらず、地方農政局長が特に必要と認めたもの(干ばつ被害が発生する地域において地域全体で取り組む灌水対策に必要となる 50 万円以上の器具(灌水タンク等)の取得等)については、本事業の補助対象とすることができる。
- (4)申請できない経費
 - ア 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価 として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費(月極の給与、賞与、 退職金その他各種手当)
 - イ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
 - ウ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象 経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律 第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及 び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税 率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。)

4 補助率

補助率は定額とする。ただし、農業機械等の導入にあっては、実勢価格の 6/10 以内、農業機械等のリース導入にあっては、リース料の 6/10 以内とする。

- 5 農業機械等の導入又はリース導入を伴う実証における留意事項
- (1)農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項
 - ア 補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について(平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知)及び過大精算等の不当事態の防止について(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。
 - イ 機械設備の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基 幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについ て(令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991 号、農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知)第1の6の(2)のイ 産地基幹施設等支援タイプ等における利益等排除についてを準用すること。
- (2) 農業機械等を導入する場合
 - ア 補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方 農政局長が必要と認める場合は、中古農業機械等(法定耐用年数から経過期間 を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年 以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

- イ 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を 確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札による ものとする。
- ウ 本事業に係る補助金の額は対象となる農業機械等ごとにそれぞれ千円未満を 切り捨てた額の合計とする。
- (3) 農業機械等のリース契約を締結する場合
 - ア 補助対象経費は、リース契約(事業実施主体とリース事業者の2者間で締結 する農業機械等の賃借に関する契約をいう。)に係る農業機械等の実勢価格(以 下「リース物件価格」という。)及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げ るもの(以下「リース諸費用」という。)とする。
 - (ア) 保険料
 - (イ) 固定資産税(償却資産)
 - (ウ) 金利
 - (エ) その他農産局長が特に必要と認めるもの
 - イ リース事業者とのリース契約は、原則として事業費の低減を図るために一般 競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (ア) 第2の1により提出された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
 - (イ) リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。
 - ウ 本事業に係る補助金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り 捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

- (ア) リース料助成額= (リース物件価格×(リース期間/法定耐用年数) +リース諸費用) × 6/10 以内
- (イ) リース料助成額=((リース物件価格-残存価格)+リース諸費用)×6/10 以内
- (4)事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、本事業の対象としないものとする。
- 6 その他留意事項
- (1)補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は一般競争入札を行うものとする。

ただし、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適当である場合は、指名競争入札等を実施することができるものとし、取得価格が50万円以上のものについては、見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。)、カタログ等を添付するものとする。

(2) 実証によって得られた収穫物や加工品等を販売する場合にあっては、これらの 実証を通常の営農行為等と比べた際に掛かり増しとなる経費のみを補助対象と する。

7 事業実施期間

事業実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度から翌々年度までの3年以内とし、事業実施計画の実施スケジュールに定めた期間内とする。ただし、翌年度以降の事業実施については、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業の継続ができるものとする。

8 成果目標

(1) 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から、実証内容に沿ったものを1つ以上設定する ものとする。

- ア 実証地区における 10 a 当たり労働時間を 10%以上削減
- イ 実証地区における 10 a 当たり収量を5%以上増加
- ウ 作業受託面積又は作付面積を1%以上増加
- エ 適期適切に行った春作業の面積(又は面積割合)を1%以上増加
- オ 地域等における会議での発表等普及啓発を1回以上実施
- カ 実証成果の導入面積(又は面積割合)を1%以上増加

(2)目標年度

目標年度は、事業実施計画に定めた事業最終年度又はその翌年度とする。

9 審査基準

本要領別表4の2の評価項目は、以下のとおりとする。なお、事業実施主体が既 に承認を受けた事業実施計画に基づき、前年度から継続して事業を実施する場合に あっては、当該事業実施計画を優先的に採択するものとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実行性	・実証地区における10a当たり労働時間の削減	30%以上	5
		25%以上	4
		20%以上	3
		15%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	・実証地区における10a当たり収量の増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5 %未満	0

・作業受託面積又は作付面積の増加 5%以上 4 4%以上 3 3%以上 2 1%以上 1 1%未満 0 ・適期適切に行った春作業の面積(又は面積割合)の増加 5%以上 4 ・地域等における会議での発表等普及啓発を実施 5回 4回 ・地域等における会議での発表等普及啓発を実施 5回 5 ・地域等における会議での発表等普及啓発を実施 5回 4回 3回 2回 2 1回 1 1回未満 ・実証成果の導入面積(又は面積割合)の増加 5%以上 4 ・実証成果の導入面積(又は面積割合)の増加 5%以上 4 ・実証成果の導入面積(又は面積割合)の増加 5%以上 4 ・実施以上 3 3 ・実証成果の導入面積(又は面積割合)の増加 5%以上 4 ・実証成果の導入面積(又は面積割合)の増加 5%以上 4 ・実証成果の導入面積(又は面積割合)の増加 5%以上 3 ・実施以上 2 2 ・大田山田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	•			
3%以上 2		・作業受託面積又は作付面積の増加	5%以上	5
2%以上 2 1%以上 1 1%未満 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1			4%以上	4
1 %以上 1 1 %未満 0 1 %未満 5 2 %以上 4 4 3 %以上 2 %以上 2 1 %以上 1 1 %未満 0 1 %未満 0 1 % 表講 0 2 回 2 回 1 回 1 1 回来満 0 1 回来満 0 1 回来満 0 1 1 回来満 0 1 1 回来満 0 1 1 1 回来満 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			3%以上	3
1 %未満 0 1 %未満 0 1 %未満 0 1 %未満 5 %以上 4			2%以上	2
- 適期適切に行った春作業の面積(又は面積割合)の増加 5%以上 4 %以上 3 %以上 2 %以上 2 1 %以上 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1%以上	1
4 %以上 3 %以上 2 %以上 2			1 %未満	0
3 % 以上 2 % 以上 2 1 % 以上 1 1 % 未満 0 3 回 3 回 3 回 3 回 2 回 2 回 2 回 1 回 1 回来満 0 2 % 以上 4 % 以上 4 % 以上 4 % 以上 4 % 以上 1 % 以上 1 1 % 未満 0 2 % 以上 2 1 % 以上 1 1 % 未満 0 2 % 以上 1 % 以上 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		・適期適切に行った春作業の面積(又は面積割合)の増加	5%以上	5
2%以上 2			4%以上	4
1 %以上			3%以上	3
1%未満 0 5回 5 5回 5 5回 5 5回 5 4回 4 3回 3 3□			2%以上	2
・地域等における会議での発表等普及啓発を実施 5回 4 回 3 回 3 回 3 回 2 回 2 回 1 回 1 回来満 0 2 回 2 1 回 1 1 回来満 0 2 回 以上 2 4 9 6 以上 4 2 1 9 6 以上 1 1 9 6 未満 0 1 9 6 下 数組内容が地域において重要なものであり、事業実施主 5 つ満たす。 4 2 1 9 6 末			1%以上	1
4回 3回 3 2回 2 1回 1 1回末満 0 ・実証成果の導入面積(又は面積割合)の増加 5%以上 5 4%以上 3%以上 3 26以上 2 196以上 1 196未満 0 ・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主 たが確する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 ・受益する農家又は受益農業従事者に65歳未満の者が含まれているか。 ・事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と認められている者がいるか。 ・さとうきび増産計画又は年次計画(フォローアップ)に位置付けられた取組となっているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した			1 %未満	0
3回 2回 2 1回 1 1回未満 0 1回未満 0 1回未満 0 1 1回未満 0 5%以上 4%以上 4 4%以上 3 4%以上 3 4 4 4 3 4 4 4 4 4		・地域等における会議での発表等普及啓発を実施	5回	5
2回 2 1回 1回未満 0 1回未満 0 1回未満 0 1回未満 0 5%以上 5 4%以上 3 6以上 3 6以上 2 6以上 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			4 回	4
1回 1 1回未満 0 1 1回未満 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1			3 🛽	3
・実証成果の導入面積(又は面積割合)の増加 5%以上 5 4%以上 4 4%以上 3 4%以上 3 4%以上 2 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4			2 🛽	2
・実証成果の導入面積(又は面積割合)の増加 5%以上 4%以上 3%以上 3 2%以上 2 1%以上 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1 回	1
4 %以上 3 %以上 2 %以上 2 %以上 2 1 %以上 1 1 %以上 1 1 9 6 未満 0			1回未満	0
3%以上 2 2 2 2 2 3 3 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		・実証成果の導入面積(又は面積割合)の増加	5%以上	5
2%以上 1 1%以上 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			4%以上	4
1%以上			3%以上	3
2 地域におけ			2%以上	2
②地域におけ ・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 4つ満たす。 4つ満たす。 るか。 3つ満たす。 2つ満たす。 ・受益する農家又は受益農業従事者に65歳未満の者が含まれているか。 1つ満たす。 1つ満たす。 ・事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と認められている者がいるか。 1つも満たさない。 ・さとうきび増産計画又は年次計画(フォローアップ)に位置付けられた取組となっているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した			1%以上	1
る重要性 体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 4 つ満たす。 3 つ満たす。 ・受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれているか。 1 つ満たす。 1 つ満たす。 ・事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と認められている者がいるか。 1 つも満たさない。 ・さとうきび増産計画又は年次計画(フォローアップ)に位置付けられた取組となっているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した			1 %未満	0
るか。 ・受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含 2つ満たす。 2 1つ満たす。 1 1の満たす。 1 1のも満たさない。 人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と認められている者がいるか。 ・さとうきび増産計画又は年次計画 (フォローアップ)に位置付けられた取組となっているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した	②地域におけ	・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主	5つ満たす。	5
 ・受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれているか。 ・事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と認められている者がいるか。 ・さとうきび増産計画又は年次計画(フォローアップ)に位置付けられた取組となっているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した 	る重要性	体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であ	4つ満たす。	4
まれているか。		るか。	3つ満たす。	3
・事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、 人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と認められている者がいるか。 ・さとうきび増産計画又は年次計画(フォローアップ)に位置付けられた取組となっているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した		・受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含	2つ満たす。	2
 人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と認められている者がいるか。 ・さとうきび増産計画又は年次計画(フォローアップ)に位置付けられた取組となっているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した 		まれているか。	1つ満たす。	1
は位置付けられることが確実と認められている者がいるか。 ・さとうきび増産計画又は年次計画(フォローアップ)に 位置付けられた取組となっているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した		・事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、	1つも満たさない。	0
るか。 ・さとうきび増産計画又は年次計画(フォローアップ)に 位置付けられた取組となっているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した		人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又		
・さとうきび増産計画又は年次計画(フォローアップ)に 位置付けられた取組となっているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した		は位置付けられることが確実と認められている者がい		
位置付けられた取組となっているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した		るか。		
・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した		・さとうきび増産計画又は年次計画(フォローアップ)に		
		位置付けられた取組となっているか。		
農業機械等の目標達成率が 50%未満のままとなってい		・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した		
		農業機械等の目標達成率が 50%未満のままとなってい		
るものがないか。		るものがないか。		

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領第5の1に基づき、別添1-6により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7の3に基づき、 地方農政局長は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提 出を求めることができるものとする。

また、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1)地方農政局長は、交付等要綱第9の1に基づき、第1の2(2)の採択要件を全て満たす場合に限り、交付決定を行うものとし、併せて、1により提出された事業実施計画を承認したものとする。
- (2) 本要領第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更とは、「農業機械等の変更」とし、別添1及び別添1-6の事業実施変更計画書により協議を行うものとする

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告等

- (1)事業実施主体は、本要領第6の1に基づき、事業実施年度の翌年度から自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度から成果目標の目標年度の翌年度の7月末日までに前年度における事業実施状況を別添3及び別添3-5により地方農政局長に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(共通規範)等について(令和3年2月26日付け2生産第2170号生産局長通知)に係るチェックシートを提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、交付等要綱第 18 の1の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別添2により併せて提出するものとする。
- (3) 地方農政局長は、第4の5に定める場合について確認するため、事業実施主体 又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。
- 2 事業実施結果の評価

事業実施主体は、本要領第7の1(1)に基づき、別添4及び別添4-3により成果目標の達成状況を自己評価し、地方農政局長に報告するものとする。

第4 その他

1 事業の着手等

- (1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとし、その申請は交付要綱により行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、原則として、一般競争入札により最も安価な契約又はリース 契約を締結するものとする。
- 2 機械の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等

支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号、農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知)第1の6の(2)のイ産地基幹施設等支援タイプ等における利益等排除についてを準用するものとする。

3 事業実施主体は、第1の1の事業の内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けたうえで、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1号により地方農政局長に届け出るものとする。

4 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理(預金口座(無利息型)の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等)に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行 の適正化に関する法律施行令及び交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努め ること。
- (2)補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けること等により、適正な執行に努めること。
- (3)補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めること。

5 補助金の返還

地方農政局長は、事業実施主体が次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正 当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合は、補助金の交付の一部 若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還 を命ずるものとする。

- (1) 購入契約、リース契約を解約又は解除した場合
- (2) 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止したとき
- (3)農業機械等又はリース導入した物件が消滅又は消失した場合
- (4)地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (5)締結された購入契約又はリース契約が、第1の3に定められた購入契約又はリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- (6) 第3に定める事業実施状況の報告、事業の評価等の報告を怠った場合

6 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適 正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利 用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事

業実施主体を十分に指導監督すること。

7 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の 実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事 業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再 発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

8 特許権等の帰属等

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、 実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠権を受ける権利、プログラムの著作物の 著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定 の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権(以下「特許権等」とい う。)が発生した場合、その知的財産は事業実施主体に帰属するものとする。ただ し、特許権等の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守することとする。

なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱う ものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願、取得を行った場合には、 別添7により遅滞なく地方農政局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該特許権等の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で知的財産権の利用を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の 一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者 に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に国と協議して承認を得ること。事業 実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いにつ いては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

9 収益納付

- (1)事業実施主体は、特許権等に伴う収益が生じた場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、別添8により、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに地方農政局長に報告するものとする。なお、地方農政局長は、特に必要と認められる場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1) の報告に基づき、次に掲げる金額について、事業実施 主体に納付を命ずることができるものとする。
 - ア 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、 当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助 金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗 じて得た額
 - イ 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計

年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化 されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまで に企業化に関連して支出された総額で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が 企業化事業において利用される割合を乗じて得た額

ウ 収益を納付するべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施による経費として交付された補助金総額を限度とし、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

付票1

実証を行う上で農業機械の導入・改良を伴う場合、対象となる農業機械等

農業機械等名

- 1 農業機械等
 - (1) ケーンハーベスタ (収納袋を含む。)
 - (2) 株出管理作業機
 - (3) 苗植付機
 - (4) 乗用トラクター
 - (5) 防除用機械
 - (6) 堆肥散布機、堆肥散布車(車と一体的なものに限る。)
 - (7) 肥料散布機
 - (8) 耕うん用機械
 - (9) 砕土整地用機械
 - (10) 栽培管理用機械
 - (11) 搬出·搬入機
 - (12) 脱葉機
 - (13) 散水車(車と一体的なものに限る。)
- 2 機材(干ばつ被害を軽減するものに限る。)
 - (1)設置型農業用タンク
 - (2) 灌水ポンプ
 - (3) 灌水用機器(点滴チューブ、スプリンクラー)
- 3 その他の農業機械等

1及び2に定める農業機械等のほか、地方農政局長が地域の実情に鑑み、本事業の目的を達成するために特に必要と認めたものとする。

別添1(Iの第2の1(1)、 \blacksquare の第2の1(1)、 $\blacksquare - \blacksquare - \blacksquare$ 、 $\blacksquare - \blacksquare - \blacksquare$ 、 \blacksquare — \blacksquare 第2の1関係)

番号年月

○○農政局長 殿

(北海道にあっては、北海道農政事務所長 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 農林水産省農産局長^{※1} 殿

> 事業実施主体名 所 在 地 代表者氏名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強 化促進の事業実施計画の提出 (変更協議)^{※6} について

令和 年度において、持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(○○○○^{*2}) <u>を実施したいので</u>、<u>本別紙</u>○○○○^{*3}に基づき、関係書類 ^{*4} ^{*5} を添えて提出(変更協議) する。

- ※1:本別紙本体の第2の1(1)の全国的な支援体制の整備事業を実施する場合、宛先 は農林水産省農産局長宛とすること。
- ※2:本別紙本体の第2の1の対象事業名を記載すること。
- ※3:本別紙本体の第2の1(1)の事業の場合は「I の第2の1(1)」、(2)の事業の場合は「I の第2の1(1)」、(3)の事業の場合は「I の第2の1」、「I 一I 一I 一I の第2の1」、「I 一I 一I の第2の1」、と記載すること。
- ※4:関係書類として、本別紙本体の第2の1(1)の事業を実施する場合は、別添1-1、本別紙本体の第2の1(2)の事業を実施する場合は別添1-2、本別紙本体の第2の1(3)の事業を実施する場合は別添1-3、別添1-4、別添1-5又は別添1-6のいずれかを添付すること。(事業実施計画の変更の場合は、事業実施計画書の変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書き)した該当資料ページを添付して提出すること。)
- ※5:本別紙本体の第2の1(2)の事業のうちⅡの第1の1(1)イ(ク)aの取組を 実施する場合は別添9から別添11を、Ⅱの第1の1(1)イ(ク)bの取組を実施する場合は別添21から別添22-1を、Ⅱの第1の1(1)イ(ク)cの取組を実施する 場合は別添30から別添31-1を、Ⅱの第1の1(1)イ(ケ)の取組を実施する場合 は別添39及び別添39の第3に規定する関係資料を添付すること。事業実施計画の変 更の場合は、承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書 き)した該当資料ページを添付して提出すること。
- ※6:実施要領に定める重要な変更に伴う事業実施計画の協議を行う場合は、「を実施したいので」を「の事業実施計画を変更したいので」と、「本別紙〇〇〇」を「実施要領第5」と、「提出」を「変更協議」と記載すること。

1 全国的な支援体制の整備事業

持続的生産強化対策事業

茶·薬用作物等地域特産作物体制強化促進 事業実施(変更)計画書

<u>事_</u>	業 3	<u>実施</u>	<u>年</u>	度	令和	年度				
事 業	美実	施三	E 体	名						
都道	存県:	名。下	ち町木	村名:						
対	象	作	物	名						

注)事業実施計画の変更の場合は変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書き)すること。

第1 事業概要

1 事業計画総括表

声 娄 怦 西		事業対象作物名 事			備考		
	事業概要	事業概要 事業対象作物名 事業資		国庫補助金	自己負担	その他	1佣 右
(1)	検討会の開催						
(2)	事前相談窓口の設置						
(3)	地域相談会等の実施						
(4)	栽培技術研修の実施						
(5)	産地動向・栽培技術等調査・分析等						
(6)	需要・消費動向等調査・検討の実施						
(7)	課題解決実証の実施						
(8)	需要拡大に資する取組の実施						
(9)	有能技能人材登録等の実施						
(10)	情報発信ツールの構築						
(11)	技術拠点農場の設置						
	合計						

注:「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明ら かでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」)を記入すること。

- 2 事業完了予定(又は完了) 令和 年 月 日
- 3 事業目的及び成果目標
- (1) 事業対象作物

注:本事業で対象とする地域特産作物(薬用作物の場合は具体的な薬用作物名)を記入すること。

(2) 事業日的

(4	2/ 争未口的				

(3)成果目標

達成すべき成果目標	目標値(年度)	目標値の考え方	事後評価の検証方法

- 注1:「達成すべき成果目標」の欄は、本別紙のIの第1の4(1)の成果目標の中から1つ選択し、記入すること。
 - 2:「目標値」の欄は、「達成すべき成果目標」に沿って、目標数値を記入すること。
- 3:「目標値の考え方」の欄は、目標値の決定に当たってどのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として目標を達成できるかを記入すること。

第2 事業の実施内容

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期		取組の内容	備考
(令和:	年 度) 月		

- 注1:対象作物が複数の場合は、取組内容別に対象作物を記入すること。
 - 2:適宜、行を追加し、記入すること。
- 2 事業内容(非実施の取組の欄は、削除すること。(2)~(10)については、過年度(今年度含む)に同様の事業実績がある場合は、その成果及び過年度事業と当事業計画の違いを明記すること)
 - (1)検討会の開催(取組を行う場合は、必ず実施すること)

ア 検討会の構成

検討会の名称	氏 名	所属・役職名	備考

注:適宜、行を追加して記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考	
年 月					

2:開催する検討会ごとに記入すること。 3:適宜、行を追加して記入すること。

(2) 事前相談窓口の設置

ア 目的等

注:相談窓口の設置の理由、目的等を記入すること。

イ 相談窓口の運営体制

相談窓口名	氏 名	所属・役職名	備考

注:対象作物が複数の場合は、「備考」の欄に対象となる作物名を記入すること。

ウ 相談窓口の実施内容

実施期間・時間	問・時間 設置場所 想定される相談内容		運営方法	備考

注:「運営方法」の欄については、相談の受付方法や回答方法等について記入すること。

(3)地域相談会等の実施					
ア 目的等					
注:地域相談会等の実施の理由、目的等 注:地域相談会等の実施の理由、目的等	等を記入すること。				
イ 地域相談会等の実施	内容				
名称		相談会等の具体的な実	施内容	備考	
注1:「名称」の欄は、仮称でも構わな					
2:開催する相談会等ごとに記入する	ること。				
ウ 地域相談会の開催					
開催時期開催場	所参集範	囲	具体的な内容	備考	
年 月					
注:開催する地域相談会等ごとに記入る	 すること。	<u> </u>			
注:開催する地域相談会等ごとに記入る	 すること。	<u>'</u>			
 注:開催する地域相談会等ごとに記入る (4)栽培技術研修の実施	 すること。	,			
	すること。	, 			
(4) 栽培技術研修の実施	すること。	1			

注:栽培技術研修会の実施の理由、目的等を記入すること。

イ 栽培技術研修会の実施内容

名 称	具体的な実施内容	備考

注1:「名称」の欄は、仮称でも構わない。 2:開催する相談会等ごとに記入すること。

ウ 栽培技術研修会の開催

開催時期		開催場所	参集範囲	具体的な内容	備考
年	月				

注:開催する地域相談会等ごとに記入すること。

(5) 産地動向・栽培技術等調査・分析等

ア 目的等

24	田木	ハ七年の中佐の田中	ロめ体ナミュナフーに
注:	湖宜"	万忻寺の夫虺の理田、	目的等を記入すること。

イ 調査・分析等の内容

実施時期	実施項目(場所、課題など)	実施内容	備考
年 月			

注:適宜、行を追加して記入すること。

6) 需要・消費動向等 ア 目的等	調査・検討の実施				
У ПИМ					
:需要・消費動向等調査の実施					
	等調査・検討の実施内	1			
実施期間	調査名	実施者		調査内容及び方法	備考
年 月 ~ 月					
(7) 課題解決実証の実 ア 目的等	施				
注:課題解決実証の実施の理由、 イ 新たな作物又は	 目的等を記入すること。 品種の現地適応性試験	の実施内容			
実施時期 実施			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 試験内容及び方法	備考
年 月					
 主:新作物・新品種の導入、栽培	 :技術の確立等を実施する場所	<u>│</u> ∵ごとに記入すること。			

ウ 栽培技術・加工技術の確立

(ア) 栽培技術・加工技術の試験内容

技術の名称等	作物名又は品目名	試験する技術の具体的な内容	備考

注:対象製品の名称等については、加工技術の試験の対象となる製品の名称や内容について、記入すること。

(イ) 加工技術の試験に必要な機械・機器の整備内容

整備する機械・機器の名称・内容	整備する機械・機器の使用方法	備考

注:「整備する機械・機器の使用方法」の欄は、栽培技術・加工技術の確立に必要な機械・機器の具体的な使用方法等について記入すること。

エ 新商品の開発等

(ア) 試作品の作製

実施時期	作製者	試作内容及び方法	備考
年 月			

注:試作品ごとに記入すること、「作製者」の欄は試作品を作製する者を記入すること。

(イ) 試作品の商品性評価

開催時期	開催場所	評価者・員数	評価内容及び方法	備考
	∄			

注1:試作品ごとに記入すること。

2:「評価内容及び方法」の欄は、実施方法、評価項目等について記入すること。

オ 農業機械の開発・改良

(ア)農業機械の開発・改良の内容

実施時	期	機械の種類・形式	実施者	開発・改良の内容及び方法	保管・設置場所	備考
年	月					

注1:「実施者」の欄には、農業機械の改良を行う機関(又は担当者等)を記入すること。なお、改良を一体的に行う農機具メーカー名及びその部署、支店名(又は担当者名等) も

記入すること。

2:「備考」の欄には、事業実施主体のうち事業の管理に当たる責任者を記入すること。

(イ) 農業機械販売業者選定方法の計画

入札方法 (いずれかに〇をする)	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札 · 指名競争入札		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

カ 農業機械等のリース

(ア) リース内容

機械等名	仕様	台数	用途	金額	主として 使用する者	設置場所	リース予定時期

注1:機械ごとに記入すること。

2:「金額」の欄は、機械のリース料相当額を記入すること。また、リース契約内容のわかる資料を添付すること。

(イ) リースを行う農業機械等の決定の根拠

機械の種類・形式	リース物件価格(千円)	リースを行う農業機械の選定理由及び規模決定の根拠	備考

- 注1:「リース物件価格(千円)」の欄は、リースする農業機械等の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を 記入すること。
 - 2:「リースを行う農業機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」は農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。
 - 3:リースする農業機械等の価格が 400 万円以上の場合は、その機械等をリースする理由を「リースを行う農業機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄にあわせて記入 すること。

(ウ) リース事業者に機械を納入する業者の選定方法の計画

入札方法 (いずれかに〇をする)	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札 · 指名競争入札		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(エ) リース料助成額

農業機械名(作	±様)			
川 ― ス 期 問 │	開始日 ~ 終了日(※1)		~ (日)	備考
	リース借受日から〇年間(※2)		(年)	
リース物件取得予定価格(消費税抜き) ①		1	(円)	
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き) ②		2	(円)	
リース料助成額(注2) ③		3	(円)	
リース諸費用(消費税抜き) ④		4	(円)	
消費税 ⑤		(5)	(円)	
事業実施主体負担リース料(消費税込み)			(m)	
1-2-3+6	4)+(5)		(円)	

注1:※1及び※2については、いずれかを記入すること。

2:リース料助成額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること(千円未満は切り捨て)。

A:(①×(リース期間/法定耐用年数)×実証ほの設置期間における国からの助成期間/リース期間)×補助率

(8) 需要拡大に資す ア 目的等	る取組の実施			
· 李	=#.o.m.d. □ 0.0 \(\frac{1}{2} \) + 7 = 1.			
注:需要・消貨期回寺調査の	実施の理由、目的等を記入すること。			
イ 需要拡大に資	gする取組の実施内容			
実施時期	実施者	実施内容及び方法	備	考
年 月				
(9)有能技能人材登 ア 有能技能人材登 (ア)目的等				

B:((①-②) ×実証ほの設置期間における国からの助成期間/リース期間) ×補助率

3:リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注:有能技能人材等登録の実施の理由、目的等を記入すること。

(イ) 有能技能人材選考会の構成

選考会名	所属・役職名	氏 名	備考

注:所属・役職名及び氏名欄は、会員ごとに記入すること。

(ウ) 選考会の開催

開催時期		開催場所	参集範囲	選考方法	備考
年	月				

注:開催する選考会ごとに記入すること。

(エ) 有能技能人材に関する周知

実施時期	開催場所	周知内容及び方法	備考
年 月			

(オ) 有能技能人材公開意見交換会の開催

開催時期	開催場所	参加予定対象者・人数	意見交換会の内容	備考
年 月				

注:開催する意見交換会ごとに記入すること。

イ 技術アドバイザーの派: (ア) 目的等	遣			
注:課題解決実証の実施の理由、目的等				
(イ) 技術アドバイザー(選考時期	刀迭名・豆球		備	 Š
年 月				
(ウ) 技術アドバイザー	の派遣の実施			
派遣先の選択	定方法	派遣等の内容及び方法	備考	ָב פֿ
(10) 情報発信ツールの構築 ア 目的等				
注:情報発信ツールの構築の理由、目的	 等を記入すること。			

イ 情報発信ツールの内容

実施時期	情報発信内容	備考
年 月		

注:ポータルサイトを製作する場合には、サイトの設置予定場所や周知方法等を備考欄に記入すること。

(11) 技術拠点農場の設置

技術拠点農場の内容

技術拠点農場							
所	在 地	田・畑の区分	面積(a)	栽培期間 (年)	土地利用体系		
		田 • 畑					
		田・畑					
		田 • 畑					
			計				
対象作物		技術体系に	組み入れる新たれ	な省力化・安定化技術	等		
		技術拠点農場設置	の目的、技術体	系の考え方			

注1:技術拠点農場ごとに作成すること。

2:【技術体系に組み入れる新たな省力化・安定化技術等】の欄は、導入技術の組み合わせを記載すること。(例:省力機械化体系=ペーパーポットを利用した育苗+ 半自動移植機+マルチ利用(既存)+堀取機(既存))

第3 事業の実施経費

カラ サバウンバルは天			単価	員 数	 金 額	
事 类 中态	費目	細目	(円)		(円)	備考
事業内容	貸 日			(人数、回数)		
			1	2	(①×②)	
(1)検討会の開催						
=1						
計						
(2)事前相談窓口の設置						
計						
(3)地域相談会等の開催						
計						
(4) 栽培技術研修の実施						
計						
(5)産地動向・栽培技術等の						
調査・分析等						
計						
(6)需要·消費動向等調査·検討						
の実施						
○大心						
計						
(7)課題解決実証の実施						
· · · - · · · · · · · · · · · · · · · ·		l .	1	1		

	T		1	T
現地適応性試験の実施				
小 計				
栽培技術・加工技術の確立				
小 計				
新商品の開発等				
試作品の作製				
小計				
試作品の商品性評価				
小計				
農業機械の開発・改良				
DON DO DO DO DO				
小計				
農業機械のリース				
及不成加入了				
小計				
 計				
) 帝安仏人に負する取組の				
計				
3) 有能技能人材登録等の実施				
選考会の開催				

小計			
有能技能人材に関する周知			
小計			
有能技能人材公開意見交換			
会の開催			
小計			
技術アドバイザーの選考・登			
録			
.1. =1			
小計			
技術アドバイザーの派遣			
小計			
計			
0)情報発信ツールの構築			
計			
1)技術拠点農場の設置			
計			
総計			

注1:「費目」、「細目」の欄は、本要領別表3の費目、細目から記入すること。

2:「備考」の欄には、単価、員数等の根拠(資料名等)、経費の必要性等を具体的に記載すること。

3:適宜、必要に応じて行を追加して記入すること。また、不必要な行については適宜削除して記入すること。

第4 事業実施体制

氏	; 名 「属機関	
际	屋 	
171.		
職	记 名	
所	在地	Ŧ
申請者電	話番号	
(事業代表者) フ	アックス番号	
X	ールアドレス	
過	去の類似事業の実績	
当	該事業に関する知見・知識	
大	: 学	
独	!立行政法人等	
共同機関民	:間企業	
公	·益法人	
そ	の他	
氏	; 名	
所	属機関	
事業責任者 職	社 名	
所	在地	〒
当	該事業に関する知見・知識	
氏	; 名	
所	属機関	
会計担当者職	t 名	
所	在地	Ŧ
会	計に関する知見・知識	

注1:事業実施体制がわかる図を添付すること。

2:「過去の類似事業の実績」の欄には、事業名、実施時期及び概要を記入すること。

3:「事業責任者」の欄は、調査、実証、試験等を行う実施責任者について記入すること。

第5 収支予算(又は精算)

1 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考	
	(又は本年度精算額)	(又は本年度予算額)	増	減	川田 行
1 国庫補助金	H	Ħ	田	Ħ	
2 自己資金					
3 その他					
合 計					

注:「備考」の欄に、事業実施主体以外の団体が別途事業費を負担する場合には、その団体名を記入すること。

2 支出の部

豆人	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考	
区分	(又は本年度精算額)	(又は本年度予算額)	増	減	備考
茶・薬用作物等地域特産作物体制	円	円	円	円	
強化促進					
全国的な支援体制の整備事業					
合 計					

第6 添付書類

- 1 団体の運営等に係る規約等(協議会の場合は、役員名簿、構成員名簿を含む。)及び収支予算(又は収支決算)
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- 3 本事業で取り組む内容の農業機械のパンフレット、見積書
- 4 その他、農産局長が必要と認める資料

持続的生産強化対策事業

2 地域の生産体制強化・需要創出事業

関連計画で	輸出事業計画	有・無
の位置づけ	地域別振興計画 ※事業実施年度中に位置づけられることが確実な場合は、「有」	有・無

茶 • 薬用作物等地域特産作物体制強化促進

<u>事</u>	業	<u>実施</u>	年	度:	令和	年度		
<u>事 第</u>	美実	施主	: 体	名:				
都道	府県	名・市	丁町木	寸名:				
対	象	作	物	名:				

注)事業実施計画の変更の場合は変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書き)すること。

第1 事業概要

1 事業計画総括表

事業概要	事業量	市光弗	1	負担区分(円)			備考
	(回数、台数、	事業費(円)	国庫補助金	自己負担	その他	補助率	
(1)検討会の開催						定額	
(2) 生産体制の強化							
ア 栽培実証ほの設置						定額	
イ 種苗等増殖実証ほの設置等						定額	
ウ 新たな栽培技術等の実証導入						1/2 以内	
エ 関連設備・農業機械の開発・改良						定額	
オ 栽培マニュアルの作成						定額	
カ 課題等解決のための調査・分析						定額	
キ マッチングの開催						定額	
ク 茶の改植等及び未収益期間を有する						定額	
薬用作物の新植の促進						た領	
ケ 農業機械等リース支援						1/2 以内	
コ 人材確保策の検討						定額	
(3)需要の創出							
ア 消費者・実需者ニーズ等の把握						定額	
イ 実需者等と連携した商品開発						定額	
ウ 製造・加工技術の確立							
うち製造・加工技術の確立						定額	
うち必要な機械等のリース						1/2 以内	
エ 消費者に向けたコト体験の展開						定額	
オ 消費者等への理解促進・情報発信						定額	
合計							

注:「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、 同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」) を記入すること。

2 受益農家等の状況

受益農業従事者数	受益農業従事者うち65歳未満の数	受益農業従事者のうち法人・集落 営農、新規就農者の数	事業実施主体
			法人・集落営農組織の 場合は右欄に〇を記入

- 注:「受益農業従事者数」の欄は、本事業を実施することにより益を受ける者の数を記入すること。また、農事組合法人の場合は、農事組合を設立する際の発起人を受益農業従事者とする。農事組合法人以外の農地所有適格法人は、定款に記載された法人の構成員(出資者)であって農業に 150 日以上従事する者を受益農業従事者とする。特定農業団体の場合は、その構成員を受益農業従事者とする。
 - 3 事業完了予定(又は完了) 令和 年 月 日
 - 4 事業対象作物の生産状況、販売状況
 - (1) 事業の対象作物

注:本事業で取り組む作物を記載すること。

(2) 生産状況

ア 栽培面積及び生産量

作物名	現 状 (年度)		本年度 (年度)		目標(年度)		/# #Z
	栽培面積(a)	生産量(トン)	栽培面積(a)	生産量(トン)	栽培面積(a)	生産量(トン)	備考
計							

- 注1:「本年度の栽培面積」の欄は、事業実施年度に栽培を計画している面積を記入すること。
 - 2:「本年度の生産量」の欄は、事業実施年度に栽培を計画しているほ場で生産される見込み数量を記入すること。
 - 3:蚕の場合は、「栽培面積(a)」の欄は「飼育数量(箱)」、「生産量(トン)」の欄は「収繭量(トン)」とすること。
 - 4:蚕における「飼育数量(箱)」の欄は、2万粒を1箱として換算すること。
 - 5:薬用作物の場合は、「備考」の欄に生薬名及び栽培年数(植付から収穫までに要する年数)を記載すること。
 - 6:適宜、行を追加して記入すること。

イ 10a 当たり単収及び労働時間 (成果目標において 10a 当たりの単収の向上又は労働時間の削減に取り組む場合は必ず記入すること。)

(ア) 10a 当たり単収

	現 況	目標	
作物名	(年度)	(年度)	備考
	(時間/10a)	(時間/10a)	
計			

(イ) 10a 当たり労働時間

作物名	現 況 (年度) (kg/10a)	目 標 (年度) (kg/10a)	備考
計			

ウ 販売状況

作物名	販売先の	確保状況	販売形態	備考
	薬用作物	薬用作物以外	双元沙思	1佣
	漢方 ・ 健康食品 ・ 無	有 • 無	相対取引・その他	
	漢方 ・ 健康食品 ・ 無	有 • 無	相対取引・その他	
	漢方 ・ 健康食品 ・ 無	有 • 無	相対取引・その他	
	漢方 ・ 健康食品 ・ 無	有 • 無	相対取引・その他	

5 事業目的及び成果目標

(1) 事業目的

注:産地における現状と課題、当該作物に取り組む目的等について記載すること。

(2) 成果目標

ア 達成すべき成果目標の具体的な内容

事業内容	達成すべき		成果目標の内容		目標値の考え方	事後評価の検証の方法
	成果目標	現状値	目標値	増減率	日保恒の考え力	争後計画の検証の方法
		(年)	(年)			

イ 達成すべき成果目標の具体的な内容

達成すべき		成果目標の内容		ロ価値のおう士	東後証圧の投訂の士は
成果目標	現状値	目標値	増減率	日保胆の考え力	事後評価の検証の方法
	(年)	(年)			
		成果目標現状値	成果目標 現状値 目標値	成果目標 現状値 目標値 増減率	成果目標 現状値 目標値 増減率 目標値の考え方

注1:達成すべき成果目標は、本別紙のⅡの第1の4に基づき2つ記入すること。

2:「事業内容」の欄は、本別紙のⅡの第1の4(1)の事業内容ごとの達成すべき成果目標の表中の事業内容を記入すること。

3:「達成すべき成果目標」の欄は、本別紙のⅡの第1の4(1)の表中の成果目標の達成すべき成果目標欄の内容を記入すること。

4:「目標値」の欄は、本別紙のⅡの第1の6の審査基準等に沿って、内容及び目標数値(数値以外の項目がある場合は当該項目を含む)を記入すること。

5:「現状値」の欄は、原則、直近年の数値とし、直近年が異常年であった場合(災害等の発生)は、さらに前年の数値又は過去数カ年の平均値を現状値とすることができる。

6:「目標値決定の考え方」の欄は、目標値の決定に当たって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として 目標をどれだけ達成できるかを記入すること。

7:取組内容が3つ以上ある場合、審査基準の対象(達成すべき成果目標)としない成果目標については、様式に準じて自主的な目標として記載すること。

第2 事業の実施内容

1 事業全体の実施スケジュール

注:適宜、行を追加し、記入すること。

- 2 事業内容(非実施の取組の欄は、削除すること。)
- (1)検討会の開催(2の事業内容の(2)及び(3)を実施する場合は、必ず実施すること)

ア 検討会の構成

検討会の名称	氏 名	所属・役職名	備考

注1:茶を対象として(2)クに取り組む場合は実需者、茶以外の作物を対象とする場合は関係行政機関を構成員に加えること。

2:適宜、行を追加して記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				

注1:「参集範囲」の欄は、検討会の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

2:茶を対象として(2)クに取り組む場合は、検討内容として、需要に応じた茶の生産に関する情報交換を実施すること。

3:開催する検討会ごとに記入すること。

4:適宜、行を追加して記入すること。

(2) 生産体制の強化	(過年度	(今年度含む)	に同様の事業実績がある場合は、	その成果及び過年度事業と当事業計画の違いを	明記す
ること)					

ア 栽培実証ほの設置

(ア)) 日	的	쏰
		нэ	₹

注:実証ほを設置する目的・理由等を具体的に記入すること。

(イ) 栽培実証ほの内容

作物名	設置場所	ほ場面積 (a)	管理主体名	受益農家数	栽培実証ほの内容等	備考

注1:薬用作物を対象とする場合は、「備考」の欄に生薬名、栽培年数(植付から収穫までに要する年数)を記入すること。

2:「管理主体名」の欄は、実証ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

3:「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。

4: 実証ほの面積が5アール未満の場合は、5アールに満たない理由を備考欄にあわせて記入すること。

5:適宜、行を追加して記入すること。

(ウ) 栽培実証に係る栽培技術指導

実施時期	指導者 (所属・役職・氏名)	指導者選定理由	指導内容	備考
年 月				

注:適宜、行を追加して記入すること。

(エ) 栽培実証結果の評価・栽培技術の普及方法

実証結果の評価方法	栽培技術の普及方法

注:栽培実証ほの設置の結果とその評価方法、また、栽培技術の普及体制・方法等について記入すること。

イ 種苗等増殖実証ほの設置等

(ア)目的等

注:実証ほを設置する目的・理由等を具体的に記入すること。

(イ) 種苗等増殖実証ほの内容

作物名	設置場所	ほ場面積 (a)	管理主体名	受益農家数 (戸)	栽培実証ほの内容等	備	考

注1:薬用作物を対象とする場合は、「備考」の欄に生薬名、栽培年数(植付から収穫までに要する年数)を記入すること。

2:「管理主体名」の欄は、実証ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

3:「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。

4:適宜、行を追加して記入すること。

(ウ) 2年目以降の種苗等増殖実証ほの計画

		種苗増殖実				
作物名	2年目(年度)		3	年目(備考	
	事業費	内容	内 容 事業費 内 容			

注1:複数年(上限:3年間)の実証を希望する場合のみ、記入すること。

2:適宜、行を追加して記入すること。

(エ)種苗等増殖実証ほの管理・作業内容

作物名	栽培年数				管理・作業等	備考
(例)	2年	(1年目) 4月 播種	(2年目) 4月 → 定植	1 1月 収穫		1年目:播種 2年目:定植、収穫

注1:実証期間中における主な管理・作業等について記入すること。

2:実証期間が複数年の場合には、年ごとの管理・作業等が分かるように記入すること。

3:適宜、行を追加して記入すること。

(オ) 栽培実証に係る栽培技術指導

実施時期	指導者 (所属・役職・氏名)	指導者選定理由	指導内容	備考
年月				

注:適宜、行を追加して記入すること。

(カ) 栽培実証結果の評価・栽培技術の普及方法

実証結果の評価方法	栽培技術の普及方法

注:栽培実証ほの設置の結果とその評価方法、また、栽培技術の普及体制・方法等について記入すること。

(キ)優良種苗等の供給(種苗増殖ほの面積)

	現状 (年度)			本年度 (年度)		目標年(年度)				
品目名	ほ場面積	栽培面積	生産量	ほ場面積	栽培面積	生産量	ほ場面積	栽培面積	生産量	備考
	(a)	(a)	(トン)	(a)	(a)	(トン)	(a)	(a)	(トン)	

- 注1:「栽培面積」の欄は、ほ場で生産された種苗を植え付ける際の想定面積を記載すること。
 - 2: 本年度の「ほ場面積」、「栽培面積」及び「生産量」の欄は、事業実施年度に栽培を計画している面積及び見込み数量を記入すること。
 - 3:蚕の場合は、「ほ場面積」及び「栽培面積(a)」の欄は不要。「生産量(トン)」の欄は、「蚕種製造数量(箱)」又は「稚蚕飼育数量(箱)」とすること。
 - 4:蚕における「飼育数量(箱)」欄は、2万粒を1箱として換算すること。
 - 5:適宜、行を追加して記入すること。

ウ 新しい栽培技術等の実証導入

(ア)目的等

(イ) 実証導入する新しい栽培技術等の概要及び実証導入の内容

新しい栽培技術等の概要		
実証導入の内容		

(ウ) 必要な農業機械等をリースする場合の内容(必要な農業機械等のリースを行う場合に記入)

機械等名	仕様	台 数	用途	主として 使用する者	保管・設置場所	備考

注1:対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

2:「事業実施計画書の3 農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等をリースする場合の決定根拠、事業者の選定方法及びリース助成額について」を記入すること

3:リース導入する農業用機械や機器等に関する資料を添付すること。

エ 関連設備・農業機械の開発・改良

(ア) 目的等

注:関連設備・農業機械の開発・改良を実施する理由・目的等を具体的に記入すること。

(イ) 関連設備・農業機械の開発・改良の内容

実施時期	機械の種類	実施者	改良の内容	関連設備・農業機械の 活用内容	保管・設置場所	備考
年 月						

注1:「実施者」の欄は、関連設備・農業機械の改良を行う機関(又は担当者等)を記入すること。なお、改良を一体的に行う農機具等メーカー名及びその部署、支店名 (又は担当者名等)も記入すること。

2:「備考」の欄には、事業実施主体のうち事業の管理に当たる責任者を記入すること。

(古)	農業機械を購入	する場合の対象	機械の決定の根拠
(- /	一元 木 饭 饭 7 1 1 1	. 9 (A) 2071 TO UJ XI 30K	パマガル・レファス レー・レノイル ヤン

機械の種類・ 形式	購入金額 (千円)	購入機械の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1:「購入金額(千円)」の欄は、農業機械の改良を行う際に対象機械を購入する場合の購入金額(税抜価格)を記入すること。

2:「購入機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠 となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

3:購入する農業機械の価格が400万円以上の場合は、その機械を購入する理由を「購入機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄にあわせて記入すること。

(エ)農業機械販売業者選定方法の計画

入札方法 (いずれかに〇をする)	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札 · 指名競争入札		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

オ 栽培マニュアルの作成

7 WA (- 2) / CO/F/X						
マニュアルの名称	作成時期		作成部数	配布対象	内容	備考
	年	月	部			

注:「備考」の欄には、作成部数の根拠を記入すること。

カ 課題等解決のための調査・分析

(ア)目的等

注:調査・分析を行う理由・目的等を具体的に記入すること。

(1)	計	杳	内	灾	쑄
١.	٠,	,	n/01		17 Y	7	~

調査名	調査期間	実施者	調査内容及び方法	備	考

注:実施する調査ごとに記入すること。

(ウ) 分析内容等

実施時期	実施項目(場所、課題など)	実施内容	備考
年 月			

注:適宜、行を追加して記入すること。

キ マッチングの開催

開催時期	開催場所	参集範囲	実施内容	備考
年 月				

注1:「参集範囲」の欄は、検討会の構成員以外の者が参加する場合には、その者の所属機関名、氏名も併せて記入すること。

2:適宜、行を追加して記入すること。

ク 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進の実施概要

(詳細は別添9「茶生産者グループ別事業実施(変更)計画一覧表」又は別添12「薬用作物生産者グループ別新植支援実施(変更)計画一覧表」又は別添30「永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施(変更)計画一覧表」のとおり)

注1:新植・改植、未収益期間等の支援の理由や目的、取組内容等を記載すること。

2:茶の改植等を実施する場合は、別添9から別添11を添付すること。

3:薬用作物の新植の支援を受ける場合は、別添21及び別添22を添付すること。

4:永年性工芸作物の改植等を実施する場合は、別添30及び別添31を添付すること。

ケー農業機械等のリース	支援の実施概要(詳細は、別添39の「茶・い	ぐさ農業機械等リース実施計画書」のとおり)
注1:農業機械等リース支援の理 2:詳細については、別添39を	由や目的、取組内容等を記載すること。 - 添付すること。		
コ 人材確保策の検討の (ア)目的等	実施概要		
注:人材確保策の検討を行う理由	・目的等を具体的に記入すること。		
(イ)外部人材等の活用	・連携の内容		
外部人材・組織名	外部人材・組織の選定理由	活用・連携内容	備考
注:適宜、行を追加して記入するこ	: Ł.		
3)需要の創出			
ア 消費者・実需者ニージ (ア)目的等	ズ等の把握		

注:二一ズの把握を行う理由・目的等を具体的に記入すること。

((1)ニーズの把握の内容
١		/ _

実施時期	実施場所	実施内容	備考
年 月			

注:適宜、行を追加して記入すること。

イ 実需者等と連携した商品開発

(ア)目的等

注:商品開発を行う理由・目的等を具体的に記入すること。

(イ) 開発に必要な市場調査の実施

調査名	調査期間	実施者	調査内容及び方法	備考

注:実施する調査ごとに記入すること。

(ウ) 商品開発に必要な試作、包装の改良

実施者	試作、包装の改良の内容等	備考
	実施者	実施者 試作、包装の改良の内容等

注:実施する試作、包装の改良ごとに記入すること。

(T)	試作品のP	Rのための	パンフレッ	ト等の作成
\ /			<i>,</i> , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

作成時期	作成部数	配布先、使用方法	内容	備考

注:「備考」の欄には、作成部数の根拠を記入すること。

(オ) 試食会、商談会等の開催

ミ施者 対象	象者開催場所	開催内容	備考
	:加伯 刈:	:他在 对象在 用惟场的	:加有 对象有 用惟场内 用惟内谷

注:開催する試食会、商談会等ごとに記入すること。

ウ 製造・加工技術の確立

(ア) 目的等

注:製造・加工技術の確立を行う理由・目的等を具体的に記入すること。

(イ) 製造・加工技術の実証の内容

対象製品の名称・内容	実証する技術の具体的な内容	備考

注:「対象製品の名称・内容」の欄は、製造・加工技術の実証の対象となる製品の名称や内容について、記入すること。

(ウ)製造・	・加工技術の確立	立に必要な機械	・機器の整備内容			
整備する	6機械・機器の名称	・内容	整備する機械・機器の使用方法			備考
注:「整備する機	械・機器の使用方法」	」の欄は、製造・加コ	工技術の確立に必要な機械・機器の具体	的な使用方法等に	ついて記入すること。	
(エ)製造・	• 加工機械、品質	質管理機器等の「	リース内容(製造・加工機械、	品質管理機器	^器 等のリースを行う場合に記	入)
機械等名	仕様	台 数	用途	主として使用する者	保管・設置場所	備考
			機械ごとに記入すること。 をリースする場合の決定根拠、事業者の	 選定方法及びリー	-ス助成額について」を記入すること	
エ 消費者に向 (ア)目的等	句けたコト体験 <i>0</i> ≨	の展開				
注:消費者に向けた	たコト体験を行う理由	由・目的等を記入する	こと。			_
(イ)具体的	内な実施内容					
実施内	内容			具体的方法		

(ウ) 必要な農業機械等をリースする場合の内容(必要な農業機械等のリースを行う場合に記入)

機械等名	仕様	台 数	用途	主として 使用する者	保管・設置場所	備考

注1:対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

2:「3 農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等をリースする場合の決定根拠、事業者の選定方法及びリース助成額について」を記入すること

3:リース導入する農業用機械や機器等に関する資料を添付すること。

オ 消費者等への理解促進・情報発信

(ア)目的等

注:消費者等への理解促進・情報発信を行う理由・目的等を記入すること。	

(イ) 具体的な実施内容

3 農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等をリースする場合の決定根拠、事業者の選定方法及びリース助成額について(リース 機械等が複数の場合は、(1)から(3)までの各表を追加の上、それぞれの機械等ごとに記載。農業機械等リース支援により導入 する機械については、別添39に記載。)

(1)農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等をリースする場合の対象機械の決定の根拠

機械等の種類・形式	リース物件価格 (千円)	リースする機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備考

- 注1:「リース物件価格(千円)」の欄は、リースする農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は 一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。
 - 2:「リースする機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等の能力を決定(導入する機械の能力、 台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。
 - 3:リースする農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等の価格が 400 万円以上の場合は、その機械をリースする理由を「リースする機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄にあわせて記入すること。

(2) リース事業者に機械を納入する業者の選定方法の計画

入札方法 (いずれかに〇をする)	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札 · 指名競争入札		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(3)リース料助成額

機械等名(仕	様)			
リース期間	開始日 ~ 終了日(※1)		~ (日)	備考
リーへ期间	リース借受日から〇年間(※2)		(年)	
リース物件取	得予定価格(消費税抜き)	1	(円)	
リース期間終	了後の残存価格(消費税抜き)	2	(円)	
リース料助成	額(注2)	3	(円)	
リース諸費用	リース諸費用(消費税抜き) ④		(円)	

消費税	⑤	(円)	
事業実施主体負担リース料(消費税込み)			
1-2-3+4+5		(円)	

注1:※1及び※2については、いずれかを記入すること。

2:リース料助成額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること(千円未満は切り捨て)。

A:(①×リース期間/法定耐用年数)×補助率

B:((①-②) ×補助率

3:リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

第3 事業実施経費

第 0 事未关心性負			単価	員 数	金額	
* * · · ·	# 0	/m				/ ++ +-
事業内容	費目	細目	(円)	(人数、回数)	(円)	備考
			1	2	(1) × 2)	
(1)検討会の開催						
<u></u>						
(2) 生産体制の強化						
ア 栽培実証ほの設置						
初年度分の経費						
小 計						
2年目以降の経費						
小計						
計						
イ 種苗等増殖実証ほの						
設置等						
初年度分の経費						
小計						
2年目以降の経費						
2 十日 外件の作員						
小計						
計						

		1		
ウ 新たな栽培技術等の				
実証導入				
計				
エ 関連設備・農業機械の				
開発・改良				
関連設備・農業機械の改				
良分				
小計				
農業機械の購入分				
及不吸仍以及				
-				
,I, =I				
小計				
計				
オ 栽培マニュアルの				
作成				
計				
カ 課題等解決のための				
調査・分析				
計				
キーマッチングの開催				
-				
計				
ク 茶の改植等及び薬用				
ノ ボの以他寺及び栄用				

	T	T	1	I	T	1
作物の新植の促進						
計						
ケ 農業機械等リース						
支援						
計						
コー人材確保策の検討						
計						
計						
(3) 需要の創出						
ア 消費者・実需者ニー						
ズ等の把握						
計						
イ 実需者等と連携した						
商品開発						
計						
ウ 製造・加工技術の確立						
製造・加工技術の確立						

		T.		
小計				
製造・加工機器等のリー				
小計				
計				
エ 消費者に向けたコト				
体験の展開				
計				
オ 消費者等への理解促				
進・情報発信				
計				
<u> </u>				
 総 計				
小心 直上				

注1:「備考」の欄」には、単価、員数等の根拠(資料名等)を具体的に記載すること。

2:実績報告の際には、栽培実証ほや種苗増殖ほの設置に要した経費のうち2年目以降の経費については、領収書(写)等を添付すること。

3:適宜、必要に応じて行を追加して記入すること。また、不必要な行については適宜削除して記入すること。

4:「費目」及び「細目」の欄は、本要領別表3にある費目及び細目を使用すること。

第4 事業実施体制

71 · T / () () () ()	.1. 3	
	氏 名	
	所属機関	
	職名	
申請者	所在地	〒
中語句 (事業代表者)	電話番号	
(事未)(政治)	ファックス番号	
	メールアドレス	
	過去の類似事業の実績	
	当該事業に関する知見・知識	
	大 学	
	独立行政法人等	
共同機関	民間企業	
	公益法人	
	その他	
	氏 名	
	所属機関	
事業責任者	職名	
	所在地	〒
	当該事業に関する知見・知識	
	氏 名	
会計担当者	所属機関	
	職名	
	所在地	〒
	会計に関する知見・知識	

注1:事業実施体制がわかる図を添付すること。

2:「過去の類似事業の実績」の欄は、事業名、実施時期及び概要を記入すること。

3:「事業責任者」の欄は、調査、実証、試験等を行う実施責任者について記入すること。

4:共同機関が無い場合、当該欄は削除すること。

第5 収支予算(又は精算)

1 収入の部

Γ Δ	本年度予算額	前年度予算額	比較	曽減	備考
区分	(又は本年度精算額)	(又は本年度予算額)	増	減	1佣 右
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
3 その他					
合 計					

注:「備考」の欄に、事業実施主体以外の団体が別途事業費を負担する場合には、その団体名を記入すること。

2 支出の部

₽ △	本年度予算額	前年度予算額	比較知	曽減	備考
区分	(又は本年度精算額)	(又は本年度予算額)	増	減	1/# 75
茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促	円	円	円	円	
進地域の生産体制強化・需要創出事業					
合 計					

第6 添付書類

- 1 組織及び運営についての規約等写し、財務諸表(又は収支予算書、収支決算書等)
- 2 「協議会」、「その他の農業者の組織する団体」の場合は、役員名簿、構成員名簿
- 3 本事業で取り組む内容の農業機械、製造・加工機器等のパンフレット、見積書
- 4 実需者との契約書の写し又はそれに準ずる書類
- 5 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- 6 本事業で取り組む薬用作物の概略(植物体の写真及び植物の科名、属名、年生及び生薬となる部位等が記載されている資料)
- 7 輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定、令和3年7月1日最終改正)に基づき策定された輸出事業計画について、農林水産大臣により認定されている場合には、当該認定通知、輸出事業計画認定申請書、輸出事業計画及び構成員名簿 等の当該計画の構成員がわかる資料の写し
- 8 地域別振興計画で当事業が位置づけられている場合には、地域別振興計画の写し
- 9 その他、地方農政局長が必要と認める資料

持続的生産強化対策事業のうち 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち 甘味資源作物等支援事業 (国内産いもでん粉高品質化推進事業) 事業実施計画書

事業実施年度:	
---------	--

事業実施主体名:

第1 事業実施体制

1 事業実施主体の概要

代表者名·役	職		所属組織・ 団体名		
住	所				
役員の役職 ・氏名					
主な事業内容	容				
2 個別事業	者の概要(事業	(実施主体に加入する個別事業者が事業を	実施する場合の)み記入。)	
代表者名・役	職		所属組織・ 団体名		
住	所				
役員の役職 ・氏名					
主な事業内容	字				
3 共同機関	名(共同で事業	美を実施する場合のみ記入。)			
	区分	組織名		担当業	美務 一
共同機関	民間企業				
八四瓜以	試験研究機関				

注1:「区分」欄には、民間企業、生産者団体、試験研究機関等の組織区分を、「組織名」には法人等の名称を、「担当業務」には本事業における担当業務を記入すること。

注2:事業実施体制がわかる図を添付すること。

第2 事業計画総括表

事 業 名	地	区	数	事	業	費		助成金申請額	備	考
世味資源作物等支援事業 (国内産いもでん粉高品質化推進事業) ①でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立 ②品質管理機器の整備							田	円		
合 計							0	0		

注: 事業実施主体が事業協同組合又は協同組合連合会である場合は、組合に加入するでん粉製造事業者のでん粉工場ごとに地区数を1とし、単独のでん粉製造事業者が複数の事業を実施する場合は、地区数の計は1とする。

第3 事業の目的及び成果目標

1	事業の	\Box	H
1	事表り	\Box	H.

2 具体的な成果目標

成果目標の内容	基準年度	年度	目標年度	年度	目	標	(例)でん粉原料用新品種○○○の作付面積を○年度から○ha増加させる。 加工食品向けでん粉の販売量を○トン増加させる。 等
現							
事後評価の (例) 〇年度と〇年度の〇〇の作付面積を比較して、新品種の普及状況を検証する。							

注1:「目標」欄には、事業評価が可能な数値目標を記入すること。

注2:「現状」欄には、「目標」に対して比較可能な現在の状況、課題、問題点等を記入すること。

第4 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業実施時期	取組の内容	事業実施時期	取組の内容
年度			
月		月	
月		月	
月		月	
月		月	
月		月	
月		月	

2 事業内容

都道府県名 地区名	事業の内容	事業量(回数、面積、台数等)等	備考
	①でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立		
	(例) ○○検討会の開催	○回(○月、○月)、検討会構成員(生産者団体、 試験研究機関、行政、○○ 計○名)	
	実証は場の設置 (※どのような栽培技術実証を実施するのか記載すること)	品種○○、面積○○ha、設置場所○○、生産量見込み○○トン 等	
	技術講習会の開催	○回(○月)、参集範囲(生産者、○○ 計○名)	
	報告書(マニュアル)の作成	作成部数○、配布対象(生産者、○○)	
	②品質管理機器の整備		
	(例) 白度計測器の整備	○台(○工場設置)	
	ライマン価測定機器・ソフトウエアの整備	○台(○工場設置)	

注1:実施する事業名のみを記入し、実施しない事業名は削除すること。

注2:「事業の内容」及び「事業量」等の欄には具体的に記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に代えることも可能とする。

3 事業完了(予定)年月日 年 月 日

4 事業実施経費

(1) 事業内容別の内訳

	事 業 内 容	金 額 (円)	費目内訳・積算根拠	備考(経費の必要性)
①で	ん粉原料用いもの適正生産技術等の確立			
費目				
②品:	質管理機器の整備			
費目	備品費			
	合 計	0		

注1:実施する事業に係る欄のみ記入し、実施しない事業に係る欄は削除すること。

注2:「費目」欄は、交付等要綱別表1の事業の区分6の(3)に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。

「費目内訳・積算根拠」には、資材の名称・施用量・単価、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。

(2) 設備備品費内訳

ア リース・レンタルにより調達する主な設備

設備名	仕 様 製造会社名 形 式	用途	金額	主として 使用する者	設置場所	リース・レンタル 予 定 時 期
						年 月
						年 月
						年 月

イ 購入予定の主な備品等

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用途	金額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月

第5 業者選定方法の計画(契約による購入等の業者選定。④品質管理機器の整備の事業を実施する場合は記入。)

契約対象物等名	業者選定方法

注:「業者選定方法」の欄には、一般競争入札、指名競争入札等の選定方法の計画を記載。

第6 経費の配分及び負担区分

事業名	総事業費	負担	区分	備考
学 未 石 【	(A+B)	国庫助成金(A)	自己資金等(B)	加
	円	円	円	
甘味資源作物等支援事業				
(国内産いもでん粉高品質化推進事業)				
①でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立	0			
②品質管理機器の整備	0			
	0			
	0			
合 計	0	0	0	

注1:「事業名」の欄には、実施する事業名のみを記入し、実施しない事業名は削除すること。

注2:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」を、

同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

第7 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比	備考	
<u> </u>	平十尺 了 异	刊 十 及 J´ 异	増	減	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
国庫助成金その他	円	円	円	円	
合 計	0	0			

(2) 支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	TVIII 77
甘味資源作物等支援事業 (国内産いもでん粉高品質化推進事業) ①でん粉原料用いもの適正生産技術 等の確立 ②品質管理機器の整備	円	円	円	円	
合 計	0	0			

注: 「区分」の欄には、実施する事業名のみを記入し、実施しない事業名は削除すること。

第8 添付書類(添付しない書類名は削除すること。)

- (1) 定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3)補助事業の実施場所に係る付近見取図、器具等の購入がある場合は施設の平面図及び導入器具の配置図
- (4) 契約による購入、請負等がある場合は、見積書(原則2社以上)
- (5) その他地方農政局長等が必要と認める資料

持続的生產強化対策事業

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (甘味資源作物等支援事業のうち さとうきび農業機械等導入支援事業)

□事業実施計画書	
□事業実施状況報告	書

事業実施年度 事業実施主体 県・市町村名 地 区

(注) 1 当該資料を事業実施計画書として使用する場合は「■ 事業実施計画書」とし、事業実施状況報告書として使用する場合は「■ 事業実施状況報告書」とすること。

² 事業実施計画の変更の場合は「■ 事業実施変更計画書」とし、変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書き)すること。

³ 事業実施年度の翌年度及び翌々年度に事業実施状況報告書として使用する場合は、当該表紙と次ページ(第1及び第2)を添付する。 次ページ第2の事業計画総括表の「1事業の内容」については、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の区分と変更後の事業内容及び経費の配分とを 容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、目標数値の欄の目標と増減及び受益の欄の戸数と面積も当該年度 の実績を記載すること。

第1 事業目的

※産地において問題・課題となっていること、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。 ※産地の課題解決に向けて、本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。 ※当該事業を行うことで得られる効果、産地の課題解決にどのように資するか等具体的に記載。 ※既存の機械等がある場合は、既存の機械等がありながら導入する理由を簡潔に記載。

第2 事業計画総括表

1 事業の内容

県名及び	事業実施 主体名	目標		目標数値		受	益	事業内容 (農業機械等の種類、リース費諸用)	総事業費 (A+B+C)		負担区分		完了年月日	
市町村名	を 及び 地区名		現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率等)	戸数 又は人数	面積	及び 事業量 (単価、台数、面積等)		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)		備考
		10a当たりの労 働時間を削減	h	h	%	(年度)戸	(年度) ha	台 (円/台)	0 円	H	H	円		
		前年産と比較 し作付面積を 増加	ha	ha	%	(現状) 戸	(現状) ha	台 (円/台)	0 円	円	Ħ	PI		
		生産量を増加	t	t	%	(65歳未満) 人								
		株出栽培の10a 当たり収量を 増加	t/10a	t/10a	%									
		土壌診断及び 土づくりの実 施面積割合を 増加	% (件)	% (件)	お゜イン ト									
合 計														

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別紙6 (以下「別紙6」という) $\Pi \Pi I$ の第1 の5 の0 (1)に掲げる目標を1 つ以上記入すること(2 つ以上記入することも可能)。
 - 2 事業の目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
 - 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前 年のデータ又は過去数ヶ年の平均を現状値とすることができる。また、土壌診断及び土づくりの実施面積割合については、両取組の合算値でも可能とする。
 - 4 「目標数値」の欄及び「受益」の欄に記入した数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
 - 5 「事業内容」の欄については、別紙6のⅢ−Ⅱ−Ⅰの第1の1に掲げる取組及びそれぞれに必要となる事業量(単価、回数、基数、台数、面積等)について記入すること。 なお、別紙6のⅢ−Ⅱ−Ⅰの第1の3の(2)、(3)に掲げる実勢価格及びリース諸費用を記入すること(対象となる農業機械等の種類ごとにそれぞれ記入すること。)。
 - 6 「備考」の欄については、総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。
 - 7 県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途費用を負担する場合には、「備考」の欄にその団体名及び補助率を記入すること。

第3 目標数値の具体的な内容

目標						
目標数値	現状値:		目標値:		増減(増減率等):	%
目標数値決定の考え方		事業	評価の検証方法	: (現状値及び目標値	の算出方法)	
1) 現状	1) 現状値の	算出方法				
2) 事業内容	2) 目標値の	算出方法				
3)事業成果	3) 検証方法	÷				

- (注) 1 「目標」が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 - 2 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを 記載すること。
 - 3 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第4 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の構成、受益する農家又は受益農業従事者の状況

	受益する農家又は受益	益農業従事者の状況		
名 称 (設立年月日)	構成員の名称又は氏名	備考	人・農地プランの 中心経営体の位置づけ	備考
		・さとうきび増産計画年次 計画に導入予定機械等の位 置づけの有無 (有・無)	・経営体名 (○年○月認定済) ・経営体名 (○年○月認定予定)	

- 2 導入又はリース導入する農業機械等の内容
- (1) 規模決定の根拠

(注) 事業の規模を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械等の具体的な数値を用いて記載すること。

(2) 農業機械等の保管・設置場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

(3)農業機械等の利用計画

	農業機械等名 (型 式)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	オペレーター数 (人)	台数 (台)	備考
本事業で導入する農業機械等						
既存の農業機械(収穫)						
既存の農業機械(植付)						
既存の農業機械(株出)						
既存の農業機械等(その他)	「供表」の棚に古光の笠畑に収えて事が表も引し					

- (注) 1 「本事業で導入する農業機械等」の「備考」の欄に事業の管理に当たる責任者を記入すること。
 - 2 「既存の農業機械(収穫、植付、株出)」には、事業実施主体が所有するさとうきびの収穫、植付又は株出に係る農業機械等について記入すること。「備考」の欄に導入年と導入 手法(自己資金又は国庫補助、県補助、市町村補助等の別)を記入すること。該当するものが無い場合、「無(今回導入予定、〇〇組合(〇〇地区)に委託、人力作業)」等を記入 すること
 - 3 「既存の農業機械等(その他)」は、上記以外の農業機械等を国庫補助事業で導入(リース含む。)した場合記入し、併せて「備考」の欄に導入年と導入手法(国庫補助のみ)を記入 すること。

(4) 機械化一貫体系

作業	機械作業体制の有無	機械作業主体	適期作業に向けた考え方
収穫			
植付			
株出管理			
その他(

- (注) 1 「機械作業体制の有無」の欄には、受益地区における当該作業について機械による作業体制が整備されている場合には「有(使用機械名)」、本事業で整備される場合は 「有(本事業で導入予定)」、整備されていない場合は「無」と記載すること。
 - 2 「機械作業主体」の欄には、「機械作業を行う主体名(地区名)」を記載すること。なお、事業実施主体以外が機械を所有している場合、所有していることが把握できる 書類(当該作業を実施する生産組合等の機械管理台帳等)を添付すること。
 - 3 「適期作業に向けた考え方」欄には、今回導入する農業機械等を用いて、適期植付作業、適期株出管理作業等を行うためにどのような体制で行うかを記載すること。

(5) 動産保険等の内容

(6)農業機械等の納入業者又はリース事業者選定方法の計画

農業機械の納入業者又はリース事業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札における競争見積(いずれかに〇)
指名競争入札における競争見積の場合の指名業者選定の考え方	

(7)前処理施設又は精脱葉施設等の設置場所

施設等名(処理量:最大トン/日)	所有者・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

- (注) 1 ケーンハーベスタを導入する場合、含みつ糖のみを生産する地区の事業実施主体は記載すること。
 - 2 設置場所がわかる地図を添付すること。

(8)農業機械等の購入助成額

農業機械等名(型式)			備考
購入価格 (消費税抜き)	1	(円)	
購入価格(消費税込み)	2	(円)	
購入助成額 (国庫補助金)	3	(円)	
消費税	4	(円)	

- (注) 1「(購入助成額(国庫補助金)」の欄には、処分益を控除した上で②×6/10以内の額を記入すること。
 - 2 「備考」の欄には、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額(消費税込み)を記入すること。

なお、仕入れに係る消費税相当額については、これを減額した場合には「除税額○○○円のうち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業(農業機械の導入)を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名(制度・その他)」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

- 3 複数の農業機械等を購入する場合は、欄を適宜追加して記載すること。
- 4 納入事業者の見積書の写し(2社以上)等を添付すること。

(9)リース料助成額

農業機械等名	(型式)									
リース期間	開始日~終了日(※1)			~		(日)			備考	
クラク 列刊	リース借受日	から○年間(※2)				(年)				
リース物件取得予	定価格(消費税抜	き)	1			(円))			
リース期間終了後	の残存価格(消費	税抜き)	2			(円))			
リース諸費用(消	費税抜き)		3			(円)	(リース諸費用内訳)			
リース料助成額 (注2)		4			(円)	保険料:	円	固定資産税:	円	
消費税		(5)			(円)	金利:	円			
事業実施主体負担リース料(消費税込み)①-②+③-④+⑤			0	(円)						

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 - 2 リース料助成額④は、A、Bいずれか小さい額を記入すること(千円未満は切捨て)。
 - A: (①×(リース期間/法定耐用年数)+③)×6/10以内
 - B: $((1)-(2)+(3)\times 6/10$ 以内
 - 3 複数の農業機械等をリースする場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 - 4 リース事業者の見積書の写し(2社以上)、機械納入業者の見積書の写し(2社以上)等を添付すること。

(10)オープンAPIへの対応(トラクターを導入又はリース導入する場合)

導入又はリース導入するトラクターのメーカーが、APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備しているかどう か確認の上、以下の該当する□にチェック。

- □ 整備している(又は整備する見込みである)
- □ 整備していない

【参考】APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー(令和3年12月1日時点農林水産省調べ) 国内メーカー: 井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー: AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra) 、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH, New Holland, Steyr) 、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

(注) 農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造していないメーカーの製品を導入する場合は、これに当たらない。整備していないにチェックがついた場合は、整備しているメーカーのトラクターに変更すること。農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造し、データを連携できる環境を整備していないメーカーのトラクターの導入を希望する場合は、別途その理由書を添付するものとする。

第5 関係する県、市町村からの意見又は連携状況

※当該取組について意見を記載。 記載した県又は市町村の所属課名を記載。

第6 経費の配分及び負担区分

	40 -t- 116 -th		負担区分		
区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	備考
さとうきび農業機械等導入支援事業	0 P	円	円	円	
合 計	0				

⁽注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円 うち国費○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合 には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第7 収支予算(又は精算)

1 収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計	0	0			

2 支出の部

V A	本年度予算	前年度予算	比較	増減	備考
	平 中 及 丁 异	刊 十 及 丁 异	増	減	VH ⁴¬
さとうきび農業機械等導入支援事業	円	円	円	円	
合 計	0	0			

第8 その他関係資料

- 1 関係する県、市町村において、過去(耐用年数の範囲内)、国庫事業により導入した農業機械等の実績及び地区を示した資料を添付すること。なお、 対象となる農業機械等は、今回導入するものと同種のものとする。
- 2 国庫補助事業により農業機械等のリース導入に対する支援を受け、評価年を迎えている場合は、当該事業の事業評価に関する資料を添付すること。評価年を迎えていない場合は、当該事業の事業計画の内容に関する資料にその時点における実施状況を追記したものを添付すること。なお、実績等の数字が把握できる資料も合わせて添付すること。
- 3 堆肥散布車及び散水車を導入する場合は、1年間の使用計画を送付すること。
- 4 さとうきび増産計画又は年次計画(フォローアップ)及び人・農地プランの中心経営体の位置づけが確認できる資料を添付すること。

持続的生產強化対策事業

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (甘味資源作物等支援事業のうち 北海道・南九州畑作物農業機械等導入支援事業)

> □事業実施計画書 □事業実施状況報告書

> > 事業実施年度 事業実施主格 中 年 年 名 名

(注) 1 当該資料を事業実施計画書として使用する場合は「■ 事業実施計画書」とし、事業実施状況報告書として使用する場合は「■ 事業実施状況報告書」とすること。 2 事業実施年度の翌年度及び翌々年度に事業実施状況報告書として使用する場合は、当該表紙と次ページ(第1及び第2)を添付する。

² 事業実施年度の翌年度及び翌々年度に事業実施状況報告書として使用する場合は、当該表紙と次ページ(第1及び第2)を添付する。 次ページ第2の事業計画総括表の「1事業の内容」については、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の区分と変更後の事業内容及び経費の配分とを 容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、目標数値の欄の目標と増減及び受益の欄の戸数と面積も当該年度の実績を 記載すること。

第1 事業目的

第2 事業計画総括表

1 事業の内容

県名及び	事業実施主体名	(対象作物)		目標数値		受	益	事業内容 (農業機械等の種類)	総事業費		負担区分		完了年月日	備考
市町村名	及び 地区名	目標	現状 (年度)	目標(年度)	増減 (増減率等)	戸数	面積	及び 事業量 (単価、台数、面積等)		国庫補助金	事業実施主体	その他		
		() 作付面積を増 加(%)	ha	ha	%	(年度) 戸		台 (O円/台)	PI	PI	P	円		
						(現状) 戸	(現状) ha	台	0 円	円	円	円		
		労働時間を削 減(%)	h	h	%			(〇円/台)						
		10 a 当たり収 量を増加 (%)	t/10a	t/10a	%									
		優良品種の作 付面積を増加 (%)	ha	ha	%									
合 計								1						

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別紙6 (以下「別紙6」という) Ⅲ-Ⅱ-Ⅱの第1の5の(1) に該当する目標を記入すること。 (2つ以上記入することも可能)。括弧内には対象作物(てん菜、かんしょ又はばれいしょ)を記入すること。
 - 2 事業の目標年度は事業年度の翌々年度とする。
 - 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合は、さらに前年のデータ又は過去 数ヶ年の平均を現状値とする。
 - 4 「目標数値」の欄及び「受益」の欄に記入した数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
 - 5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。また、品目がかんしょであり、かつでん粉原料用かんしょの作付がある場合には、全体の内数としてでん粉原料用かんしょの戸数及び面積を下段括弧書きで記載すること。
 - 6 「事業内容」の欄については、別紙6のⅢ—Ⅱ—Ⅱの第1の1に掲げる取組及びそれぞれに必要となる事業量(単価、台数、面積等)について記入すること。 なお、別紙6のⅢ—Ⅱ—Ⅱの第1の3 (1) に掲げる経費(導入の場合は購入価格、リース導入の場合はリース物件価格)を記入すること(対象となる農業機械等の種類ごとにそれぞれ 記入すること。)
 - 7 「備考」の欄については、総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。
 - 8 県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途費用を負担する場合には、「備考」の欄にその団体名及び補助率を記入すること。

第3 目標数値の具体的な内容

目標						
目標数値	現状値:		目標値:		増減(増減率等):	%
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法)					
1)現状	1) 現状値の	算出方法				
2) 事業内容	2) 目標値の	算出方法				
3) 事業成果	3) 検証方法	ŧ				

- (注) 1 「目標」が複数年ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 - 2 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを 記載すること。
 - 3 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第4 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の構成

名 称 (設立年月日)	構成員の名称又は氏名	備考

- 2 農業機械等の導入又はリース導入
- (1)規模決定の根拠

(注) 事業の規模を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)を決定した計算過程をその根拠となる機械等の具体的な数値を用いて記載すること。

(2)農業機械等の保管・設置場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

(3)農業機械の利用計画

	農業機械等名 (型 式)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	オペレーター数 (人)	台数 (台)	備考
本事業で導入する農業機械等						
既存の農業機械						

- (注) 1 「本事業で導入する農業機械等」の「備考」の欄については、事業の管理に当たる責任者を記入すること。
 - 2 「既存の農業機械」の欄については、事業実施主体が所有する対象品目の農業機械等を記入すること。「備考」の欄に導入年と導入手法(自己資金又は国庫補助、県補助、市町村補助 等の別)を記入すること。該当するものが無い場合、「無(今回導入予定、○○組合(○○地区)に委託、人力作業)」等を記入すること。

(4)) 動	産保	険等	\mathcal{O}	内	容

(5)農業機械のリース事業者選定方法の計画

(0) 展末域域のプログーク・手末有 医足力 仏の 計画	
リース事業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札における競争見積(いずれかに〇)
指名競争入札における競争見積の場合の指名業者選定の考え方	

(注) 一般競争入札、指名競争入札等、リース事業者の選定方法の計画を記載

(6) リース料助成額

農業機械等名	(型式)									
開始日~終了日(※1)			~		(日)	備考				
リース期間	リース借受日から○年間(※	2)					(年)			
リース物件取得予定価格 (消費税抜き)		1	①			(円)	消費税: 円			
リース期間終了後の	の残存価格(消費税抜き)	2			(円)					
リース料助成申請額	額(注2)	3					(円)	(リース諸費用内訳)		
リース諸費用(金利・保険料・消費税等)		4	4			(円)	保険料:	円 固定資産税:	円	
機械利用者負担リ	ース料(税込み)	5					(円)	金利:	円 消費税:	円

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 - 2 リース料助成申請額③は、A、Bいずれか小さい額を記入すること(千円未満は切り捨て)。
 - A: (①×(リース期間/法定耐用年数))×1/2以内
 - B: $((1)-(2)) \times 1/2$ 以内
 - 3 複数の農業機械等をリースする場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 - 4 機械納入業者の見積書の写し(2社以上)、リース事業者の見積書の写し(リース期間、残価設定額、リース諸費用、リース料金等が確認できるもの)を添付すること。

((7)オープンAPIへの対応(トラクタ	ーを導入又はリース導入する場合)				
	導入又はリース導入するトラクターの 確認の上、以下の該当する□にチェック	メーカーが、APIを自社webサイトや農業デー。	ータ連携基盤に表示す	うこと等を通じて、	データを連携できる	る環境を整備しているかどうか
	□ 整備している(又は整備する見込	こみである)				
	□ 整備していない					
	国内メーカー:井関農機株式会社、株式会社:	基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアク SSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH ind Lamborghini)	り株式会社			
	整備していないにチェックがついた場	たトラクターを製造していないメーカーの製品を合は、整備しているメーカーのトラクターに変す の導入を希望する場合は、別途その理由書を添作	見すること。農機データ		を備えたトラクターを	と製造し、データを連携できる環境を
第:	5 受益地域管内における畑作物及	び対象品目の生産振興方針				
第(6 関係する道県、市町村からの意 _。	見又は連携状況				
第	7 経費の配分及び負担区分					
		総事業費		負担区分		/
	区 分	(A) + (B) + (C)	国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	備考
1 -	·	1		1	1	

円

円

円

円

0

0

北海道・南九州畑作物農業機械等導入支援事業

計

合

⁽注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円 うち国費○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合 には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第8 収支予算(又は精算)

1 収入の部

1 100 (00)			比較	増減		
区分	本年度予算	前年度予算	増	減	備考	
1 国庫補助金	円	円	円	円		
2 その他						
슴 計	0	0				

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較	増減	備考
	平十尺了异	刊中及了异	増	減	"VIII ←5
北海道・南九州畑作物農業機械等導入支援事業	円	円	円	円	
合 計	0	0			

第9 事業実施主体の概要及び活動状況

(事業実施主体が、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体の場合のみ記入)

事業実施主体名	設立年月	構成農家戸数 うち担い手	経理担当 の人数	活動内容 (事業実施年度までの活動と今後の活動について記載する)

- (注) 1 「経理担当の人数は、最低1名は専任となるようにする。
 - 2 「活動内容」については、「規約」等を添付することにより、記載を省略できる。

第10 その他関係資料

- 1 関係する県、市町村において、過去(耐用年数の範囲内)、国庫事業により導入した農業機械等の実績及び地区を示した資料を添付すること。なお、 対象となる農業機械等は、今回導入するものと同種のものとする。
- 2 国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受け、評価年を迎えている場合は、当該事業の事業評価に関する資料を添付すること。評価年を迎えていない場合は、当該事業の事業計画の内容に関する資料にその時点における実施状況を追記したものを添付すること。なお、実績等の数字が把握できる資料も合わせて添付すること。

持続的生產強化対策事業

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (甘味資源作物等支援事業のうち さとうきび産地確立実証事業)

□事業実施計画書	
□事業実施状況報告	言書

事業実施年度 事業実施主体 県・市町村名 地 区 名 年度(○年目)

- (注) 1 当該資料を事業実施計画書として使用する場合は「■ 事業実施計画書」とし、事業実施状況報告書として使用する場合は「■ 事業実施状況報告書」とすること。
 - 2 事業実施計画の変更の場合は「■ 事業実施変更計画書」とし、変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書き)すること。
 - 3 事業実施年度の翌年度及び翌々年度に事業実施状況報告書として使用する場合は、当該表紙と次ページ(第1及び第2)を添付する。 次ページ第2の事業計画総括表の「1事業の内容」については、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の区分と変更後の事業内容及び経費の配分とを 容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、目標数値の欄の目標と増減及び受益の欄の戸数と面積も当該年度 の実績を記載すること。

第1 事業目的及び実証の概要

※産地において問題・課題となっていること、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。

||※産地の課題解決に向けて、本事業を活用して、どのような実証を行うのか。また、どのような産地の姿を目指すのかを具体的に記載。

※当該事業を行うことで得られる効果、産地の課題解決にどのように資するか等具体的に記載。

|※既存の機械等がある場合は、既存の機械等がありながら導入する理由を簡潔に記載。

第2 事業計画総括表

·	*,,, _								ı						
県名及び	事業実施 主体名	目標		目標数値		受	益	事業内容 農業機械等の種類、費用、規格、能力等			負担区分				
市町村名	及び 地区名		現状(年度)	目標(年度)	増減 (増減率等)	戸数	面積	及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	総事業費 (A)+(B)+(C)	国庫 補助金 (A)	事業実施 主体 (B)	その他 (C)	補助率	完了 年月日	備考
		10a当たり労 働時間を削減	h	h	%	戸 (年度)	110	検討会の開催	円	円	円	円	%		
		10a当たり収 量を増加	t/10a	t/10a	%	(現状) 戸	(現状) ha								
		作業受託面積 又は作付面積 を増加	ha	ha	%	(65歳未満)		・課題解決に向け た取組							
		適期適切に 行った春作業 の面積(又は 面積割合)を 増加	ha	ha	%										
		地域等におけ る会議での発 表等普及啓発 を実施		口	回			・実証結果の普及							
		実証成果の導 入面積(又は 面積割合)を 増加		ha	%										
合 計															

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別紙6 (以下「別紙6」という) \mathbf{III} $-\mathbf{IIII}$ の第1の8の(1)に掲げる目標を1つ以上記入すること(2つ以上記入することも可能)。
 - 2 「目標」の欄の目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。
 - 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、 更に前年のデータ又は過去数ヶ年の平均を現状値とすることができる。
 - 4 「目標数値」の欄に記載した作付面積及び収量並びに「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
 - 5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。

- 6 複数年に渡って実証に取り組む場合、「目標」、「目標数値」、「受益」の欄については、初年度の事業実施計画の数値等を転記すること。
- 7「事業内容」の欄については、別紙6のⅢーⅢの第1の1に掲げる取組及びそれぞれに必要となる事業量(単価、回数、基数、台数、面積等)について記入すること。 なお、実証を行う上で、農業機械等の導入・改良を伴う場合は、対象となる農業機械等の実勢価格及びリース諸費用を記入すること(対象となる農業機械等の種類ごとにそれぞれ記
- 8 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を (B) 及び (C) に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。
- 9 「備考」の欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額○円 うち国費○円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「備考」の欄に合計額(「除税額○円 うち国費○円」)を記入すること。
- 10 「備考」の欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、「備考」の欄に、その団体名及び補助率を 記入すること。

第3 目標数値の具体的な内容

成果目標

774014 E 1/41	
成果目標	
目標数値	現状値: (○年度) 目標値: (○年度) 増減(増減率等):
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法)
1)現状	1) 現状値の算出方法
2) 事業内容	2)目標値の算出方法
3) 事業成果	3)検証方法(実績値の算出方法)

- (注) 1 「成果目標」が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 - 2 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
 - 3 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。
 - 4 複数年に渡って実証に取り組む場合、初年度の事業実施計画の記載内容を転記すること。

1 事業実施主体の概要	(事業実施主体名、所在地、	代表者名)			
2 事業実施体制(1)申請者(事業代表)	(者)				
氏名 (ふりがな)					
所属 (部署名等)					
役職					
所在地					
電話番号			e-mail		
過去の類似事業の実績					
当該事業に関する 知見・知識					-
(2) 共同機関					
大学					
独法等					
民間企業					
公益法人					
その他					
その他 (注) 1 実証において、さとう	きびの新品種等を取り扱う場合は、 証を行う場合は、研究開発機関(*			生産者団体が構成員に含まれていること。	

第4 事業実施計画の詳細

(3)	事業責任者
(0)	尹 不 只 压 口

氏名(ふりがな)		
所属 (部署名等)		
役職		
所在地		
電話番号	e-mail	
当該事業に関する 知見・知識		
(4) 会計担当者		
氏名(ふりがな)		
所属(部署名等)		
役職		
所在地		
電話番号	e-mail	
過去の類似事業の実績		

(注) 1 事業実施体制が分かる図を添付すること。

会計に関する 知見・知識

- 2 過去の類似事業の実績の欄には、事業名、実施時期及び概要を記入すること。
- 3 事業責任者の欄は、調査、実証、試験等を行う実施責任者について記入すること。

3 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容
○年度(1年目)	※1年目の取組について概要を記載
月	※各月の取組について、概要を記載
月	
月	
月	
○年度(2年目)	※2年目の取組について概要を記載
月	
月	
月	
月	
○年度(3年目)	※3年目の取組について概要を記載
月	
月	
月	
月	

[・] (注)複数年に渡って実証に取り組むことを想定している場合は、事業開始年度から翌々年度までの3年以内の取組について記載すること。また、複数年に渡って実証に取り組んでいる場合は、 実績を記載すること。

4 過年度の取組内容と成果

(注)複数年に渡って実証に取り組んでいる場合は、1年目、2年目の取組内容と得られた成果を記載すること。なお、初年度の場合は記載不要とする。

5 事業内容

(1)検討会の開催

ア 検討会の構成

検 討 会 名	氏 名	所 属 ・ 役 職 名	備考

⁽注) 「所属・役職名」及び「氏名」の欄については、会員毎に記入すること。

イ 検討会の概要

開催時期	開催場所	参 集 範 囲	検 討 内 容	備考
年 月				

⁽注) 開催する検討会毎に記入すること。

(2) 課題解決に向けた取組

実 施 時 期	実 証 名	実 証 内 容 及 び 方 法	備考
年 月			

⁽注)「実証内容及び方法」の欄には、栽培や生産体制に係る実証内容や実証に必要となる現地試験・技術等の改良・調査、実証の導入効果・経営改善効果分析など、さとうきびの安定生産を 図る上での課題解決に向けた取組を具体的に記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

(3) 実証結果の普及

実 施 時 期	普及対象者及び人数	普及手法及び内容	備考
年 月			

⁽注) 「普及手法及び内容」の欄については、会議等における発表・報告やマニュアルの作成・配布など、地域等で実証成果の普及啓発を行うための手法について、具体的に記述すること。

6 費目別積算根拠

	取組項目	事業費(円) うち国庫 補助金(円)	経費の具体的内容と積算根拠 (取組ごとの単価、人数、回数、面積、台数等)	備考
1	検討会の開催	1110/20 1110/		
			(経費の具体的内容) ※「検討会の開催に必要な○○○○に要する経費」など、費目の使途が分かるように記載すること。 (積算根拠)	
費目				
	1の計			
2	課題解決に向けた取組			
費目	2の計			
3	実証結果の普及			
費目	3の計			
	合 計 (1+2+3)			

- (注 1 実施する取組項目のみを記入し、実施しない取組項目は削除すること。
 - 2 「取組項目」、「費目」の欄等が足りない場合には、適宜追加して記入すること。
 - 3 「費目」の欄は、本要領本体別表1の6に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。 「経費の具体的内容と積算根拠」の欄には、費目の具体的な内容が分かるように記載するとともに、積算根拠として、施用量・単価、記帳手当、謝金の時間単価等について 具体的に記入すること。

- 7 導入又はリース導入する農業機械等の内容(農業機械等の導入・改良を伴う場合は記載)
- (1) 事業実施主体の構成、受益する農家又は受益農業従事者の状況

	受益する農家又は受済	益農業従事者の状況		
名 称(設立年月日)	構成員の名称又は氏名	備考	人・農地プランの 中心経営体の位置づけ	備考
		・さとうきび増産計画又は フォローアップに導入予定 機械等の位置づけの有無 (有・無)	・経営体名 (○年○月認定済) ・経営体名 (○年○月認定予定)	

(2) 農業機械等の導入又はリース導入

ア 規模決定の根拠

(注) 事業の規模を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械等の具体的な数値を用いて記載すること。

イ 農業機械等の保管・設置場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

ウ 農業機械等の利用計画

	農業機械等名 (型 式)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	オペレーター数 (人)	台数 (台)	備考
本事業で導入する農業機械等						
既存の農業機械(収穫)						
既存の農業機械(植付)						
既存の農業機械(株出)						
既存の農業機械等 (その他)						

- (注) 1 「本事業で導入する農業機械等」の「備考」の欄に事業の管理に当たる責任者を記入すること。
 - 2 「既存の農業機械(収穫、植付、株出)」には、事業実施主体が所有するさとうきびの収穫、植付又は株出に係る農業機械等についてを記入すること。「備考」の欄に導入年と導入 手法(自己資金又は国庫補助、県補助、市町村補助等の別)を記入すること。該当するものが無い場合、「無(今回導入予定、○○組合(○○地区)に委託、人力作業)」等を記 すること。
 - 3 「既存の農業機械等(その他)」は、上記以外の農業機械等を国庫補助事業で導入(リース含む。)した場合記入し、併せて「備考」の欄に導入年と導入手法(国庫補助のみ)を記入 すること。

工 機械化一貫体系

作業	機械作業体制の有無	機械作業主体	適期作業に向けた考え方
収穫			
植付			
株出管理			
その他(

- (注) 1 「機械作業体制の有無」の欄には、受益地区における当該作業について機械による作業体制が整備されている場合には「有(使用機械名)」、本事業で整備される場合は 「有(本事業で導入予定)」、整備されていない場合は「無」と記載すること。
 - 2 「機械作業主体」の欄には、「機械作業を行う主体名(地区名)」を記載すること。なお、事業実施主体以外が機械を所有している場合、所有していることが把握できる 書類(当該作業を実施する生産組合等の機械管理台帳等)を添付すること。
 - 3 「適期作業に向けた考え方」欄には、今回導入する農業機械等を用いて、適期植付作業、適期株出管理作業等を行うためにどのような体制で行うかを記載すること。

オ 動産保険等の内容

カ 農業機械等の納入業者又はリース事業者選定方法の計画

農業機械の納入業者又はリース事業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札における競争見積(いずれかに〇)
指名競争入札の場合における競争見積の場合の指名業者選定の考え方	

キ 前処理施設又は精脱葉施設等の設置場所

施設等名(処理量:最大トン/日)	所有者・設置場所	導入時期		備考
		年	月	

- (注) 1 ケーンハーベスタを導入する場合、含みつ糖のみを生産する地区の事業実施主体は記載すること。
 - 2 設置場所がわかる地図を添付すること。

ク 農業機械等の購入助成額

農業機械等名(型式)			備考
購入価格 (消費税抜き)	1)	(円)	
購入価格(消費税込み)	2	(円)	
購入助成額(国庫補助金)	3	(円)	
消費税	4	(円)	

- (注) 1 「(購入助成額(国庫補助金)」の欄には、処分益を控除した上で②×6/10以内の額を記入すること。
 - 2 「備考」の欄には、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額(消費税込み)を記入すること。

なお、仕入れに係る消費税相当額については、これを減額した場合には「除税額○○○円のうち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業(農業機械の導入)を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名(制度・その他)」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

- 3 複数の農業機械等を購入する場合は、欄を適宜追加して記載すること。
- 4 納入事業者の見積書の写し(2社以上)等を添付すること。

ケ 農業機械等のリース料助成額

農業機械等名	」(型式)									
	開始日~終了	日 (※1)		~		(日)	-	備	考	
リース期間	リース借受日	から○年間(※2)				(年)				
リース物件取得予	リース物件取得予定価格(消費税抜き) ①				(円)					
リース期間終了後	の残存価格(消費	税抜き)	2			(円)	9)			
リース諸費用(消	費税抜き)		3			(円)	(リース諸費用内訳)			
リース料助成額(注2)		4			(円)	保険料:	円 匿	司定資産税:	円
消費税			5			(円)	金利:	円		
事業実施主体負担	リース料(消費税	事業実施主体負担リース料(消費税込み)①-②+③-④+⑤				(円)				

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 - 2 リース料助成額④は、A、Bいずれか小さい額を記入すること(千円未満は切捨て)。
 - A: (①× (リース期間/法定耐用年数) +3) ×6/10以内
 - B: $((1)-(2))+(3)\times 6/10$ 以内
 - 3 複数の農業機械等をリースする場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 - 4 リース事業者の見積書の写し(2社以上)、機械納入業者の見積書の写し(2社以上)等を添付すること。

\neg	オープンAPIへ	うななの	(トラクターを導入	マけリース道フ	(する場合)
	ZI ZZALITY	・マンスリから	しじ ノンク タ等八	・ メ ル よ ソ ・ ハ 今 テ /	(

導入又はリース導入するトラクターのメーカーが、APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備しているかどう か確認の上、以下の該当する□にチェック。

- □ 整備している(又は整備する見込みである)
- □ 整備していない

「【参考】APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー(令和3年12月1日時点農林水産省調

国内メーカー: 井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー: AGCO Corporation (Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra) 、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH, New Holland, Steyr) 、Deere & Company (John Deere)、SDF group (SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

- (注) 農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造していないメーカーの製品を導入する場合は、これに当たらない。 整備していないにチェックがついた場合は、整備しているメーカーのトラクターに変更すること。農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造し、データを連携できる環境を整備していないメーカーのトラクターの導入を希望する場合は、別途その理由書を添付するものとする。
- 第5 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況
- ※当該取組について意見を記載。

記載した県又は市町村の所属課名を記載。

第6 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費		負担区分		
	(A) + (B) + (C)	国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	備考
さとうきび産地確立実証事業	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円 うち国費○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額○○円 うち国費○○円」)を記載すること。

第7 収支予算(又は積算)(共通)

1 収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
	平十戌 ∫ 异 	刊十段 广 异	増	減	加持
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区分	本年度予算前年度予算		比較増減		備考
			増	減	1/用 与
さとうきび産地確立実証事業	H	円	円	円	
合 計					

第8 その他関係資料

- (1) 定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 本事業で取り組む内容の品種・技術等の概要が分かる資料、見積書
- (4) 取組のスケジュールが分かる資料
- (5) 複数年に渡って実証に取り組んでいる場合は、地方農政局長に提出している過年度の事業実施計画書及び事業実施状況報告書
- (6) その他地方農政局長が必要と認める資料

※農業機械等の導入・改良を伴う実証の場合は、併せて以下の資料を添付

- (1) 成果目標に関係する受益農家、受益面積等が分かる資料を送付すること。
- (2) 関係する県又は市町村において、過去(耐用年数の範囲内)、国庫事業により導入した農業機械等の実績及び地区を示した資料を添付すること。なお、対象となる農業機械等は、今回導入するものと同種のものとする。
- (3) 国庫補助事業により農業機械等のリース導入に対する支援を受け、評価年を迎えている場合は、農畜産業機械等リース支援事業(地域作物支援型)実施実施要領(以下「実施要領」という。)別記第5号及び5号別添(事業評価シート)等を添付すること(他事業の場合は、準ずるものを添付すること)。評価年を迎えていない場合は、実施要領別記様式第4号及び別記様式第1号に準じて作成したものを添付すること。なお、実績等の数字が把握できる資料も合わせて添付すること。
- (4) 堆肥散布車及び散水車を導入する場合は、1年間の使用計画を送付すること。

別添2(Iの第2の3(2)ウ(ア)、Iの第2の3(3)、IIの第2の3(2)ウ(ア)、IIの第2の3(3)、IIIーIIーI、IIIーIIの第3の1(2)関係)

番号年月

○○農政局長 殿

北海道にあっては、北海道農政事務所長 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 農林水産省農産局長 **1 殿

事業実施主体名 所 在 地代表者氏名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(○○○○^{*2})入札結果報告

このことについて、下記のとおり入札結果を報告します。

記

対象事業	
業者選定方法	
入札執行年月日	
入札立会者の	
所属・役職・氏名	
入札予定価格 (税抜)	円
	円
	円
	円
入札参加業者名及び	円
入札価格 (税抜)	円
	円
	円
	円

入札執行回数					
落札業者名 (契約業者名)					
契約価格 (税抜)					
契約年月日					
完了予定年月日					
備 考	年	月	日〇〇〇号	交付決定	

- 1 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。不落札随意契約の場合は 必ず記入する。
- 2 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最 終回の価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。)
- 3 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 4 「業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄 まで記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 5 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。
- 6 本報告に際しては、工程表を添付すること。
- 7 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。
- ※1:本別紙本体の第2の1(1)の事業の場合、農林水産省農産局長宛とする。
- ※2:本別紙本体の第2の1の事業名を記入。

別添3(Iの第3の1、IIIの第3の1、III- II 、III- II 、III- III 、III- III の第3の1(1)関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

北海道にあっては、北海道農政事務所長 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 農林水産省農産局長^{*1} 殿

事業実施主体名 所 在 地代表者氏名

持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(○○○ ○○*2) 事業実施状況報告書(令和 年度)

令和 年度において、持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(〇〇〇〇※2)を実施したので、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知)第29に基づき、関係書類*3*4を添えて報告する。

- ※1:本別紙本体の第2の1(1)の事業の場合、農林水産省農産局長宛とする。
- ※2:本別紙本体の第2の1の対象事業名を記載すること。
- ※3:関係書類として、本別紙本体の第2の1(1)の事業については別添3-1、(2)の事業については別添3-2を添付すること。また、本別紙の Π の第1の1(1)イ(ク) aに定める事業については別添19を、本別紙の Π の第1の1(1)イ(ケ)に定める事業については別添40を添付すること。
- ※4:関係書類として、本別紙のⅢのⅢ-Iの事業の場合は別添3-3、本別紙のⅢの Ⅲ-Ⅱの事業の場合は別添1-4又は別添1-5を添付すること。また、事業実 施目標年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度まで報告する場合は、別添 3-4を添付すること。なお、Ⅲ-Ⅲの事業の場合は別添3-5を添付する。

I 全国的な支援体制の整備事業

持続的生産強化対策事業

茶·薬用作物等地域特産作物体制強化促進 事業実施状況報告書

事業実施年度:令和	年度
目標年度:令和	年度
実施状況報告年度:令和	年度
事業実施主体名:	
都道府県名·市町村名:	
対 象 作 物 名:	

第1 事業概要

1 事業内容及び成果目標の達成状況

達成すべき成果目標	目標値(年度)	取組結果及び達成状況	備考

注:「達成すべき成果目標」及び「目標値」の欄は、事業実施計画書から転記すること。

第2 事業実施結果の概要(非実施の取組の欄は、削除すること。)

(1) 検討会の開催

ア 検討会の構成

検討会の名称	氏 名	所属・役職名	備	考

注:適宜、行を追加して記入すること。

イ 検討会の開催

開	催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年	月				
年	月				
年	月				
年	月				

注1:「参集範囲」の欄は、検討会の構成員以外の記2:開催する検討会ごとに記入すること。 3:適宜、行を追加して記入すること。	舒が参加する場合は、その者の所属・役職名、日	5名を併せて記入すること。	
(2) 事前相談窓口の設置			
ア 相談窓口の運営体制			
相談窓口名	氏 名	所属・役職名	備考
注:対象作物が複数の場合は、備考欄に対象となる			
イ 相談窓口の実施内容			
相談項目	課題内容	支援内容及び結果	備考
(3) 地域相談会等の実施			
ア地域相談会等の実施内容			
名 称		相談会等の具体的な実施内容	備考

注1:「名称」の欄は、仮称でも構わない。 2:開催する相談会等ごとに記入すること。

イ 地域相談会等の開催

開催時期		開催場所	参集範囲	相談会の具体的内容及び結果	備考
年	月				
年	月				
年	月				
年	月				
年	月				

注:開催する地域相談会等ごとに記入すること。

(4) 栽培技術研修会の実施

ア 研修の概要(研修課題、講師、対象者、定員など)

注:	開催す	る研修会は	ごとに記え	人する	こと。
----	-----	-------	-------	-----	-----

イ 栽培技術研修会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	具体的な内容及び結果	備考
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				

注:開催する研修会等ごとに記入すること。

(5) 産地動向・栽培技術等調査・分析等

ア 調査・分析等の内容

宇梅時期		調査名	宝施老	宇施内突	備考
		N/J-EL/LI	天旭有	天心 石	лн , д
年	月				
年	月				
年	月				

注:適宜、行を追加して記入すること。

イ	調査・	分析等の結果の概要
---	-----	-----------

注:実施した調査ごとに記入するとともに、調査結果を添付すること。

(6) 需要・消費動向等調査・検討の実施

ア 需要・消費動向等調査の実施内容

調査時期	調査名	実施者	調査内容	備考
年 月~ 月				

注:実施した調査ごとに記入するとともに、調査結果を添付すること。

イ 需要・消費動向等調査・検討の結果の概要

注:実施した調査ごとに記入するとともに、調査結果を添付すること。

(7) 課題解決実証の実施

ア 新たな作物又は品種の現地適応性試験の実施内容

実施時期	実施場所	作物名又は品目名	ほ場面積(a)	管理主体	試験内容及び結果	備考
年 目						
T 71						

注:実施した場所ごとに記入するとともに、試験結果を添付すること。なお、管理主体の欄は試験を管理した者を記入すること。

イ 栽培技術・加工技術の確立

(ア) 栽培技術・加工技術の試験内容

実施時期	実施者	作物名又は品目名	試験内容及U結果	備考
年 月				

注:評価結果を添付すること。なお、作成者の欄は試作品を作成した者を記入すること。

(イ) 加工技術の試験に必要な機械・機器の整備内容

整備する機械・機器の名称・内容	整備する機械・機器の使用方法	備考

注:「整備する機械・機器の使用方法」の欄は、栽培技術・加工技術の確立に必要な機械・機器の具体的な使用方法等について記入すること。

ウ新商品の開発等

(ア) 試作品の作製

実施時期	作製者	試作内容及び方法	備考
年 月			

注:試作品ごとに記入すること、「作製者」の欄は、試作品を作製する者を記入すること。

(イ) 新商品の商品性評価

開催時期	開催場所	新商品の主原材料名	試作品の内容及び結果	備考
年月				

注:試作品ごとに記入するとともに、評価結果を添付すること。なお、「評価内容及び結果」の欄は、実施方法、調査対象者及び員数、並びに主な評価項目等について記入すること。

エ 農業機械の開発・改良

(ア) 農業機械の開発・改良の内容

実施時期	機械の種類・形式	実施者	活用内容及び結果	保管·設置場所	備考
年 月					

注1:「実施者」の欄には、農業機械の改良を行う機関(又は担当者等)を記入すること。なお、改良を一体的に行う農機具メーカー名及びその部署、支店名(又は担当者名等)も記入すること。

2:「備考」の欄には、事業実施主体のうち事業の管理に当たる責任者を記入すること。

オ 農業機械等のリース

(ア) リース内容

機械名	仕様	台数	用途	金額	主として使用した者	設置場所	リース時期

注1:機械ごとに記入すること。

注2:「金額」の欄には、機械のリース料相当額を記入すること。また、リース契約内容のわかる資料を添付すること。

(イ) リースを行う農業機械の決定の根拠

機械の種類・ 形式	リース物件価格 (千円)	リースを行う農業機械の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1:「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

2:「リースを行う農業機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

3:リースする農業機械の価格が400万円以上の場合は、その機械をリースする理由を「リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄にあわせて記入すること。"

(ウ) リース事業者選定方法の結果

入札方法 (いずれかに○をする)	理由	備考
一般競争入札 • 指名競争入札		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(8) 需要拡大に資する取組の実施

(ア) 需要拡大に資する取組の実施内容

実施時期	実施者	実施内容及び結果	備考
年月			
一 开 月			

(9) 人材登録等の実施

(ア) 卓越技能人材選考会の構成

選考会名	所属・役職名	氏名	備考

注:所属・役職名及び氏名欄は、会員ごとに記入すること。

(イ) 選考会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	選考方法及び結果	備考
年 日				
+ A				

注::開催する選考会ごとに記入するとともに、配布資料を添付すること。

(ウ) 卓越技能人材に関する周知

実施時期	開催場所	周知内容及び方法	備考
年 月			

(エ) 卓越技能人材公開意見交換会の開催

開催時期	開催場所	参加人数及び主な参加者	意見交換会の内容	備考
年 月				

注:開催した意見交換会ごとに記入するとともに、配布資料を添付すること。

(オ) 技術アドバイザーの選考・登録

選考時期	選考方法及び結果	備考
年月		

(カ) 技術アドバイザーの派遣の実施

派遣先	派遣時期(回数)	派遣等の内容及び結果	備考
	年月~月 (回)		

(10) 情報発信ツールの構築

ア 情報発信ツールの内容

実施時期	情報発信内容	備考
年 月		

注:ポータルサイトを製作する場合には、サイトの設置予定場所や周知方法等を備考欄に記入すること。

(11) 技術拠点農場の設置

技術拠点農場の内容

(技術体系名) 技術拠点農	場						
【所	在 地】	【田・畑の区分】	【面積(a)】	【栽培期間(年)】	【土地利用体系】		
		田 • 畑					
		田·畑					
		田·畑					
			計				
【対象作物】	【技術体系に組み入れる新たな省力化・安定化技術等】						
	【技術拠点農場設置の目的、技術体系の考え方、実施内容】						

注1:技術拠点農場ごと	 に作成すること	 		
第3 取組の総合語	严価			

Ⅱ 地域の生産体制強化・需要創出事業

持続的生産強化対策事業

茶·薬用作物等地域特産作物体制強化促進 事業実施状況報告書

<u>事 業 実 施 年 度:令和</u>	<u>年度</u>	
目 標 年 度:令和	年度	
実施状況報告年度:令和	年度	
事業実施主体名:		
都道府県名·市町村名:		
対 象 作 物 名:		

第1 成果目標

ア 達成すべき成果目標

	達成すべき					
事業内容	成果目標	現状値	実績値①	目標値②	達成率 (①/2)	備考
		(○ 年)	(○ 年)	(○ 年)	%	

注1:複数作物に係る取組を行っている場合には、「事業内容」の欄に対象作物名を記載すること。

2:「達成すべき成果目標」及び「目標値」の欄は、事業実施計画書から転記すること。

イ 達成すべき成果目標

	達成すべき					
事業内容	成果目標	現状値	実績値①	目標値②	達成率 (①/2)	備考
		(○ 年)	(○ 年)	(○ 年)	%	

注1:複数作物に係る取組を行っている場合には、「事業内容」の欄に対象作物名を記載すること。 2:「達成すべき成果目標」及び「目標値」の欄については、事業実施計画書から転記すること。

第2 事業実施結果の概要(非実施の取組の欄は、削除すること。)

1 事業全体の実施概要

事業の実施時期	取組の内容
(年度)	
月	
月	

注:適宜、行を追加し、記入すること。

2 生産体制の強化に係る取組結果

ア 検討会の開催

(ア) 検討会の構成

検討会の名称	氏 名	所属・役職名	備考

注:適宜、行を追加して記入すること。

(イ)検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				
年月				
年 月				
年月				

注1:「参集範囲」の欄は、検討会の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

2: 開催する検討会ごとに記入すること。

3:適宜、行を追加して記入すること。

イ 栽培実証ほの設置

(ア) 栽培実証ほの内容

作物名	設置場所	ほ場面積 (a)	管理主体名	受益農業従事 者数 (戸)	栽培実証ほの内容	備考

注1:薬用作物を対象とする場合は、「備考」の欄に生薬名、栽培年数(植付から収穫までに要する年数)を記入すること。

- 2:「管理主体名」の欄は、実証ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。
- 3:「設置場所」の欄は、実証はを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。
- 4:1作物当たりの実証ほの面積が5アール未満の場合は、5アールに満たない理由を備考欄にあわせて記入すること。
- 5:適宜、行を追加して記入すること。

(イ) 栽培実証結果及び栽培技術の普及結果

注:栽培実証はの設置の結果とその評価、栽培技術の普及状況・結果等について記入すること。

ウ 種苗等増殖実証ほの設置等

(ア) 種苗等増殖実証ほの内容

作物名	設置場所	ほ場面積 (a)	管理主体	受益農業従事 者数 (戸)	栽培実証ほの内容	備考

- 注1:薬用作物を対象とする場合は、備考欄に生薬名、栽培年数(植付から収穫までに要する年数)を記入すること。
 - 2:管理主体名は、実証はに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。
 - 3:「設置場所」の欄は、実訊はを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。
 - 4:1作物当たりの実証ほの面積が5アール未満の場合は、5アールに満たない理由を備考欄にあわせて記入すること。
 - 5:適宜、行を追加して記入すること。

(イ) 栽培実証結果及び栽培技術の普及結果

注:栽培実証はの設置の結果とその評価、栽培技術の普及状況・結果等について記入すること。

(イ) 農業機械のリース内容 (農業機械のリースを行った場合に記入) 機械等名 仕様 台数 利用者 使用状況	備考
	備考
	P113 3
::対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。	
オー関連設備・農業機械の開発・改良	
以前の供・専業機械の	121.14
実施者 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	備考
	担当者名等)も記入すること。
2:「備考」の欄には、事業実施主体のうち事業の管理に当たる責任者を記入すること。	
カ 栽培マニュアルの作成 マニュアルの名称	
部	

キ 課題等解決のための調査・分析

(ア)分析の内容

実施時期		実施項目(課題・調査対象等)	調査内容	備考
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			

注:適宜、行を追加して記入すること。

(イ)	分析結果の概要
١,	. • /	

注:分析結果の概要及びその評価・活用等について記入すること。

ク マッチングの推進

開催時期	開催場所	参集範囲	実施内容及び結果	備考
年 月				
年 月				
年 月				

注1:「参集範囲」の欄は、検討会の構成員以外の者が参加する場合には、その者の所属機関名、氏名も併せて記入すること。

2:適宜、行を追加して記入すること。

ケ 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進(本別紙のⅡの第4を参照)

(ア) 取組結果の概要

注1:本別紙のIIの第1の1イ(ク) a 茶の改植等への支援を実施した場合は、別添19「実施状況―覧表」等を添付すること。

2:本別紙のⅡの第1の1イ(ク)b薬用作物の新植に対する支援を実施した場合は、薬用作物名及び対象作物の生育状況の概要を記入すること。

3:本別紙のⅡの第1の1イ(ク)c永年性工芸作物に対する支援を実施した場合は、永年性工芸作物名及び対象作物の生育状況の概要を記入すること。

※本別紙のⅡの第1の1イ(ク)bの「薬用作物の新植に対する支援」を実施した場合のみ、以下を記入

生産者グループ名	薬用作物名	栽培年数	支援を受けた 最初の年度	実施面積(m)	実施状況結果	備考
		年	○○ 年度			

- 注1:「栽培年数」の欄は、収穫年を除く栽培年数(未収益期間)を記入すること。
 - 2:「支援を受けた最初の年度」の欄は、本事業で同一の薬用作物について過去に未収益期間の補助を受けた場合のみ記入すること。
- 3:適宜、行を追加して記載すること。

7	農業機械等リース	支援の実施概要	(本別紙のⅡの第4	た 会昭)
_	長来(機/ ・マー/	、 又1友 (ソ) 天 川(以) 女	(44)が以り110/第4	と参照し

- 注1:農業機械等リース支援の取組概要及び結果を簡潔に記載すること。
 - 2:別添31「実施状況一覧表」及びリース契約が継続していることが分かる資料等を添付すること。

サ 人材確保策の検討の実施概要

(ア) 外部人材等の活用・連携の内容

外部人材・組織名	外部人材・組織の選定理由	活用・連携内容	備考

注:適宜、行を追加して記入すること。

3 需要の創出に係る取組結果

ア 消費者・実需者ニーズ等の把握

(ア) ニーズの把握の内容

実施時期		実施項目(課題・対象等)	実施内容	備考
年	月			
年	月			
年	月			

注:適宜、行を追加して記入すること。

(イ)	ニーズの把握結果の概要

イ 実需者等と連携した商品開発

(ア) 開発に必要な市場調査の実施

()						
調査名	実施者	実施項目(課題・対象等)	実施内容及び結果	備考		

注:実施する調査ごとに記入すること。

(イ) 商品開発に必要な試作、包装の改良

試作・包装の改良の時 期	実施者	試作、包装の改良内容及び結果	備考
年 月			

注: 実施した試作、包装の改良ごとに記入すること。

(エ) 試食会、商談会等の開催 開御時期 試食会、商談会等の名 開催場所 開催内容及び結果 備 : 年 月 主: 開催した試食会、商談会等でとに記入すること。 ウ 製造・加工技術の確立 (ア) 製造・加工技術の実証の内容 対象製品の名称・内容 実証結果 備 考 主: 「対象製品の名称・内容」の欄は、製造・加工技術の実証の対象となる製品の名称で内容について、記入すること。 (イ) 製造・加工技術の確立に必要な機械等の整備内容 整備した機械等の名称・内容 技術確立状況 備 考	作成時期	作成部数	内容	配布先及び活用結果		備 考
開催時期 試食会、商談会等の名 開催場所 開催内容及び結果 備 第 年 月	年 月	部				
開催時期 試食会、商談会等の名 開催場所 開催内容及び結果 備 3 「開催した試食会、商談会等ごとに記入すること。 ・関催した試食会、商談会等ごとに記入すること。 ・ 製造・加工技術の確立 (ア)製造・加工技術の実証の内容 対象製品の名称・内容 実証結果 備 考 「対象製品の名称・内容」の欄よ、製造・加工技術の実証の対象となる製品の名称や内容について、記入すること。 (イ)製造・加工技術の確立に必要な機械等の整備内容						
開催時期 試食会、商談会等の名 開催場所 開催内容及び結果 備 第 年 月	(工) 試食会、商詞					
年 月 :: 開催した試食会、商談会等ごとに記入すること。 ウ 製造・加工技術の確立 (ア) 製造・加工技術の実証の内容 対象製品の名称・内容 実証結果 備 考 :: 「対象製品の名称・内容」の欄よ、製造・加工技術の実証の対象となる製品の名称や内容について、記入すること。 (イ) 製造・加工技術の確立に必要な機械等の整備内容		試食会、商談	会等の名 開催場所	開催内容及び結果		備 考
ウ 製造・加工技術の確立 (ア) 製造・加工技術の実証の内容 対象製品の名称・内容 実証結果 備 考 E: 「対象製品の名称・内容」の欄よ、製造・加工技術の実証の対象となる製品の名称や内容について、記入すること。 (イ) 製造・加工技術の確立に必要な機械等の整備内容	年					
対象製品の名称・内容 実証結果 備 考 主:「対象製品の名称・内容」の欄は、製造・加工技術の実証の対象となる製品の名称や内容について、記入すること。 (イ) 製造・加工技術の確立に必要な機械等の整備内容	ク 製造・加工技術	所の確立				
注:「対象製品の名称・内容」の欄は、製造・加工技術の実証の対象となる製品の名称や内容について、記入すること。 (イ) 製造・加工技術の確立に必要な機械等の整備内容			T		借	
(イ) 製造・加工技術の確立に必要な機械等の整備内容	/小多/3/11/	TAN LINT		Д ШИЛ/К	VH	
	: 「対象製品の名称・内容	」の欄は、製造・加工技	 術の実証の対象となる製品の名称や内容について	- .、記入すること。		
整備した機械等の名称・内容 技術確立状況 備・考	(イ) 製造・加工技	支術の確立に必要が	は機械等の整備内容			
		の名称・内容		技術確立状況		考
	整備した機械等					

機械等名	仕様	台数	利用者	使用状況	備考

注:対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

エ 消費者に向けたコト体験の展開

(ア) 具体的な実施内容

実施内容	具体的方法

オ 消費者等への理解促進・情報発信

実施時期・作	F成時期	イベント・パンフレット・情報発信ツ	取組内容及び結果	備考
		ール等の名称		
年	月			

注:実施したイベント、作成したパンフレット及び情報発信ツールごとに記入すること。

(イ) 必要な農業機械等をリースする場合の内容(必要な農業機械等のリースを行う場合に記入)

機械等名	仕様	台数	用途	主として 使用する者	保管·設置場所	備考

注1:対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械毎に記入すること。

2:「3 農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等をリースする場合の決定根拠、事業者の選定方法及びリース助成額について」を記入すること

3:リース導入する農業用機械や機器等に関する資料を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち 甘味資源作物等支援事業 (国内産いもでん粉高品質化推進事業) 事業実施状況報告書

事業実施年度	:

事業実施主体名:

第1 事業計画総括表

事 業 名	地区数	事業費	助成金申請額	備考
世味資源作物等支援事業 (国内産いもでん粉高品質化推進事業) ①でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立 ②品質管理機器の整備		巴	P	
合 計	0	0	0	

注: 事業実施主体が事業協同組合又は協同組合連合会である場合は、組合に加入するでん粉製造事業者のでん粉工場ごとに地区数を1とし、一のでん粉製造 事業者が複数の事業を実施する場合は、地区数の計は重複してカウントしないものとする。

第2 事業実施により発現した効果

設定した成果目標の内容	基準年度	年度	目標年度	年度	目	標	
設定した事後評価の検証方法							
事業実施により発現した効果							

注1:「設定した成果目標の内容」及び「設定した事後評価の検証方法」の欄については、別添1-3「事業実施計画書」に準じて記入すること。

注2:「事業実施により発現した効果」欄には、事業実施年度末時点における状況を記入すること。

第3 事業の結果等の詳細

都道府県名 地区名	事業の内容	事業量(回数、面積、台数等)等	備考
	①でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立		
	②品質管理機器の整備		

注1:実施した事業に係る欄のみ記入し、実施しない事業に係る欄は削除すること。

注2:事業の内容・事業量には、別添1-3に準じて実績を記入し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の

添付に替えることも可能とする。

注3:①の事業については、当該技術実証試験に係る報告書等を添付すること。

第4	業者選定方法の結果	(契約による購入等の業者選定。	④品質管理機器の整備の事業を実施した場合は記入。
/ -			

契約対象物等名	業者選定方法

注:「業者選定方法」の欄には、一般競争入札、指名競争入札等の選定方法の結果を記載。

別添3-4

第1 本事業により導入した農業機械等の活用状況

1 受益面積

○○生産組合の受益面積の現状(○年)は、○○haだったものの、当該事業により○年にハーベスタを導入し、目標年度である○年までの受益面積を○○haまで拡大することとしている。

現在、○年目となる本年の受益面積は○○haまで増加した。これは、地区内の高齢化が進み、収穫作業を委託する者が増加したことによるものである。

2 労働時間等

○○生産組合の労働時間の現状(○年)は、○○hrだったものの、当該事業により○年にハーベスタを導入し、目標年度である○年までの労働時間を○○hrまで削減することとしている。

現在、〇年目となる本年の労働時間は〇〇hrと増加している。これは、本年は台風が襲来し、乱倒伏による収穫作業の難航、また地区内の高齢化が進み、収穫作業を委託する者が増加したことによるものである。今後、他地区でもハーベスタを導入していることから、委託を分散し効率的な労働時間となるよう〇〇町や〇〇協議会を通じて調整を行い、更なる労力の省力化、規模拡大を図れるよう引き続き事業を進めたい。

農業相	機械等	指標	現状 (○年)	1 年目 (○年)	2年目 (○年)	3年目(○年)	4年目 (○年)	5年目 (○年)	6年目(○年)	7年目 (○年)
ハー	ベスタ	受益面積 (○○ha)								
		労働時間等 (○○hr等)								

- (注) 1 導入した農業機械等が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 - 2 各指標の根拠資料も添付すること。
 - 3 リース契約が継続していることが分かる資料(リース会社からのリース料請求書の写し、リース料が引き落とされた通帳の写し)を添付すること。

別添3-5

第1 事業実施により発現した効果

設定した成果目標の内容	成果目標の達成状況の検証方法	以 果目標の達成状況の検証方法 事業実施による効果							

(注)「設定した成果目標の内容」の欄については、別添1-6で設定した成果目標について簡潔に記入すること。

第2 事業状況の詳細

- 1 検討会の開催
- (1)検討会の構成

検 討 会 名	氏 名	所 属 ・ 役 職 名	備考

(注) 「所属・役職名」及び「氏名」の欄については、会員ごとに記入すること。

(2) 検討会の概要

開催時期	開催場所	参 集 範 囲	検 討 内 容 及 び 結 果	備考
年 月				

- (注) 1:開催した検討会ごとに記入すること。なお、調査結果の取りまとめ、分析に関する会議についても記入すること。
 - 2:記入した検討会や会議における配布資料を添付すること。

2 課題解決に向けた取組

実 施 時 期	実証名	実 証 内 容 及 び 結 果	備考
年 月			

(注) 「実証内容及び結果」の欄には具体的な実証内容を記入し、必要に応じて補足資料を添付すること。なお、当該内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。

3 実証結果の普及

実 施 時 期	普及対象者及び人数	普及内容及び結果	備考

(注) 「普及手法及び内容」の欄については、会議等における発表・報告やマニュアルの作成・配布など、地域等で実証成果の普及啓発を行った内容とその結果について、具体的に記述すること。

番 号 日

○○農政局長 殿

北海道にあっては、北海道農政事務所長 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 農林水産省農産局長^{*1} 殿

事業実施主体名 所 在 地代表者氏名

持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(○○ ○○○*2) 事業評価報告*3 (令和 年度)

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省 農産局長通知)第7の規定により別添^{*4}のとおり報告する。

- ※1:本別紙本体の第2の1(1)の事業については、農林水産省農産局長宛とする。
- ※2:本別紙本体の第2の1の事業名を記入。
- ※3:本別紙本体の第2の1(1)の事業については、成果報告とする。
- ※4: 別添資料について、本別紙本体の第2の1(1)の事業の場合は別添4-1を、本別紙本体の第2の1(2)の事業の場合は別添4-2を、本別紙本体の第2の1(3)の事業の場合は別添4-3を添付する。
- ※5:本別紙本体の第2の1(2)の事業のうち、Ⅱの第1の1(1)イ(ク)の取組を 実施した場合は、別添20を添付し、Ⅱの第1の1(1)イ(ケ)の取組を実施した 場合は、別添41を添付する。

1 全国的な支援体制の整備事業

持続的生産強化対策事業

茶·薬用作物等地域特産作物体制強化促進成果報告書

<u>事</u>	業	<u>実</u>	<u>施</u>	年	度:	令和	年度		
成	果	報	告	年	度:	令和	年度		
且	;	標	年	<u>:</u>	度:	令和	年度		
		実が	包 主	: 体	: 名:				
都	道府	県名	· #	丁町村	寸名:				
44	多	4	⇇	坳	夕 ·				

第1 実施事業の成果目標

1 成果目標の達成状況の概要

達成すべき成果目標	目標値	取組結果及び達成状況	備考

注:「達成すべき成果目標」及び「目標値」の欄は、事業実施計画書から転記すること。

第2 事業の効果

1	具体的な取組内容

2 成果目標の達成状況

事後評価の検証方法	
成果目標の達成状況	
事業の実施による効果	
(取組の総評)	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

注:「達成すべき成果目標」及び「事後評価の検証方法」の欄は、事業実施計画書から転記すること。なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄は、可能な限り定量的に記入すること。

第3 事業の成果品等

注:事業実施の成果品(報告書等)又は、事業の効果が確認できる資料等を添付すること

持続的生産強化対策事業

2 地域の生産体制強化・需要創出事業

茶·薬用作物等地域特産作物体制強化促進 事業評価報告書

<u>事</u> _	業	<u> </u>	<u>実</u>	施	<u>į</u>	年		度	:	令和	年度		
										令和	年度		
<u>事</u>	業	評	価	報	告	- 左	Ē.	度	:	令和	年度		
事	業	実	旅	<u> </u>	主	体		名	:				
	道系												
対	į		1					名					

第1 成果目標の達成状況の概要

ア 達成すべき成果目標の達成状況

対象作物	達成すべき成果目標	目標値	目標値 現状値 (年)		2年目 目標年 実績値 実績値 (年) (年)		達成状況 (%等)	備考

イ 達成すべき成果目標の達成状況

対象作物	達成すべき成果目標	目標値	現状値 (年)		2年目 目標年 実績値 実績値 (年) (年)		達成状況 (%等)	備考

注1:ア及びイの内容については、事業実施計画書に基づき転記すること。

2:適宜、欄を追加し、記入すること。

第2 事業の効果

1	具体的な取組内容

2 成果目標の達成状況

	ア・達成すべき成果目標	イ 達成すべき成果目標
成果目標の具体的な内容 (目標値を含む)		
事後評価の検証方法		
成果目標の達成状況		
事業の実施による効果(取組全体の総評)		
事業計画の妥当性		
適正な事業の執行		

注:ア及びイの「成果目標の具体的な内容(目標値を含む)」並びに「事後評価の検証方法」の欄は、事業実施計画書から転記すること。なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄は、可能な限り定量的に記入すること。

第3 事業の成果品等

注:事業実施の成果品(報告書等)又は、事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

茶·薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業(甘味資源作物等支援事業) に関する事業評価シート

事業名	○○事業
事業実施主体名	○○生産組合(○○県○○市○○地区)
事業実施年度	○年度(○年度)
事業内容	0000
事業費(円) うち国庫補助金(円)	○○, ○○○, ○○○円 ○○, ○○○, ○○○円

事業内容			0000		
事業費(円) うち国庫補助金(円)		00), 000, 0), 000, 0	00円 00円	
 L 事業の効果 (1) 具体的な取組内容					
(2) 成果目標の達成状況	<u> </u>				
成果目標の具体的な内容 その達成状況の検証力					
成果目標の達成状況		指標		達用	龙率
目標値					
基準年 (年)					
目標年 (年)					%
改善計画実施結果					
(年)					%
事業の実施による効果					
事業計画の妥当性		(理由)			
適正な事業の執行		(理由)			

(注)

- [´]「事業名」の欄については、実施要領別紙6のⅢ-Ⅰ、Ⅲ-Ⅱ-Ⅰ、Ⅲ-Ⅱ-Ⅱ、Ⅲ-Ⅲの事業名 を記入すること。
- 「成果目標の具体的な内容及びその達成状況の検証方法」の欄については、事業実施計画書に 記載した内容を転記すること。
- 3
- 記載した付待を報記すること。 3 「成果目標の達成状況」の欄については、算出の根拠となる資料を添付すること。 4 「改善計画実施結果」については、成果目標が達成されず、地方農政局長から指導を受けた場合に 記入すること。なお、改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 「事業の実施による効果」の欄については、取組の総評を記入し、整備事業を実施した場合は 施設の活用状況についても記入すること。
- 「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合に は1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。

別添5 (Iの第3の2 (3) 関係)

持続的生産強化対策事業の茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(全国的な支援体制の整備事業)に関する事業評価

都道府県名		114	事業費				成果目標の過	達成状況			声类中穴	
(市町村 名)	事業実施 主体	対象 作物	(うち国費) (千円)	成果目標の具体的な 内容	基準年年	1 年目 年	2年目 年	目標年 (実績) 年	目標値	達成率 (%)	事業内容 具体的な 取組内容	意見

<記載要領>

- 1 「成果目標の具体的な内容」の欄は、事業実施主体ごとに記載する。
- 2 薬用作物の場合は品目名も併せて記載する。
- 3 事業実施主体の数及び目標年度により、欄を適宜記載する。

番 号 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名 所 在 地 代表者氏名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(全国的な支援体制の整備事業)における改善計画(目標年度:令和 年度)について

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶·薬用作物等地域特産作物体制強化促進(全国的な支援体制の整備事業)について、事業実施計画の目標の達成が図られるよう、改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 事業の実績(目標の達成状況)成果目標:

実績:

達成状況(達成率):

- 3 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 4 改善方法
- 5 改善計画を実施するための推進体制

注1:改善計画は1か年の計画を基本とすること。

注2:別添6-1に改善計画の詳細を記載し、4にその計画を達成するための具体的な方法を記載する。

注3:本別紙のIの第3の1に定める事業実施状況報告書の写し(評価対象年度)(別添3) を添付すること。

別添6-1

持続的生産強化対策事業の茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(全国的な支援体制の整備事業)の実績及び改善計画

	争来夫他	後の状況		改善計画				
具体的な内容 計画策定 時の現状 値 年	目標年年実績値	年 目標値 達成年		年目標値	達成率 (%)	(新目標年) 年 目標値	(新目標年) 達成率 (%)	
	学体的な内容 時の現状 値	マクログスグイグ 時の現状 日本語中 年 値 宝徳値	マストラグストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリス	マストラグストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリストリス		・時の現状 年 目標値 達成率 年 達成率値 宝績値 (%)	具体的な内容 時の現状 目標年	

<記載要領>

改善計画が必要な成果目標に応じて、適宜、欄を追加・削除して記載すること。

別添7 (Ⅰの第4の2 (1)、Ⅱの第4の6 (1)、Ⅲ—Ⅲの第4の8 (1) 関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

北海道にあっては、北海道農政事務所長 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 農林水産省農産局長*1 殿

> 事業実施主体名 所 在 地 代表者氏名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化 促進特許権等出願報告書

令和 年度において、持続的生産強化対策事業(茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(○○事業*²))の成果に係る特許権等を出願したので、特許権等出願の状況について、本別紙の○○○※3に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 技術開発課題名
- 2 出願した特許権等の内容
 - (1) 番号
 - (2) 出願日
 - (3) 発明の名称
 - (4) 種類
 - (5) 出願人
 - (6) 発明者
- ※1 本別紙本体の第2の1(1)の事業を実施する場合、宛先は農林水産省農産局長と する。
- ※2 本別紙本体の第2の1の対象事業名を記載すること。
- ※3 本別紙本体の第2の1(1)の事業の場合は「Iの第4の2の(1)」、2の事業の場合は「Ⅲの第4の6の(1)」、(3)の事業の場合は「Ⅲ一Ⅲの第4の8(1)」と記載すること。

別添8 (Ⅰの第4の3 (1)、Ⅱの第4の7 (1)、Ⅲ—Ⅲの第4の9 (1) 関係)

番 号 年 月 日

円

○○農政局長 殿

1 事業の内容

9 本年度収益納付額

北海道にあっては、北海道農政事務所長 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 農林水産省農産局長^{*1} 殿

> 事業実施主体名 所 在 地 代表者氏名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強 化促進(○○○○○○○○^{*2}) 収益状況報告書

記

	* 21*	
2	補助事業の実施により得られた収益額	円
3	補助事業の成果の企業化による収益額	円
4	補助事業に関連して支出された総額	円
5	企業化に係る総費用	円
6	企業化事業において利用される割合	%
7	補助金の確定額	円
8	前年度までの収益納付額	円

- (注) 各項目の算出の根拠となる資料を添付すること。
- ※1 本別紙本体の第2の1(1)の事業を実施する場合、宛先は農林水産省農産局長と する。
- ※2 本別紙本体の第2の1の対象事業名を記載すること。
- ※3 本別紙本体の第2の1 (1) の事業の場合は「I の第4の3 (1)」、2の事業の場合は「II の第4の7 (1)」、(3) の事業の場合は「III 一III」の第4の9 (1) と記載すること。

茶生産者グループ別事業実施(変更)計画一覧表

			未収益								実施面積(m)	7												補助金	(円)=ア×単個	i(円/㎡)										ı	
茶生産者グ ループ	実施農 家数 (戸)	茶園面積 (㎡) 注1	支援②合題へ解決取注か選(イ)の選		改他する国 積計	改植(m) に伴う未収 益支援(2)	棚施設を 用した栽 法への転 に伴う未 益支援 (㎡)	程培 云換 未収益支援 (㎡)	改植支援 (mi)	うち現在栽 培されてい る品種と異 なる品種を 強値する面 積計	新植支援 (㎡)	茶園整理① (㎡)	茶園整理(2) (m))	棚施設を利用した栽培 法への転換 に必要な済 材の導入 (㎡)	直接被覆栽 培への転換 に必要な資 材の導入 (㎡)	有機栽培へ の転換 (㎡)	輸出向け栽 培体系への 転換 (㎡)	合計 (m)	改植(mi) に伴う未収益 支援①	改植(m ⁱ) に伴う未収益 支援(2)	棚施設を利 用した栽培 法への転換 に伴う未収益 支援	台切りに伴う 未収益支援	改植支援	新植支援	茶園整理①	茶園整理②	棚施設を利用した栽培 法への転換 に必要な資 材の導入	直接被覆栽培への転換に必要なり、材の導入	有機栽培への転換	輸出向け栽培体系への 転換	合計 (円)	除税額(円)	計 (円)	年度内 事業実施 の確実性 注3	支援対象 面積の 事前精査 注4	農地中間 管理機構 との連携 の有無 注5	実質化された人・ 悪物に人・ラントを中の は整体の を関係した。 を可能に、
			択)		(m)					(m)									【単価141円/㎡】	【単価181円/ml】	【単価40円/ml】	[単価70円/ml]	【単価152円/ml]	【単価120円/ml] [単価50円/㎡]	【単価80円/㎡】	【単価100円/ml】	[単価100円/ml]	【単価100円/ml】] [単価50円/m]]						ļ!	7.20
																			0 0	0	(0	0) (0	0	0	0	0	0	0		0			<u> </u>	
																			0 0	0	C	0	0) (0	0	0	0	0	0	0		0			!	<u> </u>
																			0 0	0	C	0	0) (0	0	0	0	0	0	0		0			!	—
																			0 0	0	(0	0		0	0	0	0	0	0	0		0			!	
																			0 0	0	C	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0			<u> </u>	
																			0 0	0	C	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0			ļ!	
																			0 0	0	C	0	0	(0	0	0	0	0	0	0		0			ļ!	L
																			0 0	0	C	0	0	(0	0	0	0	0	0	0		0				
8†	0	C	0	0	0	C	D	0 0	C	0	0	0	0	0	C	0	0		0 0	0	C	0	0	(0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	注1 年生産者グループハの米園原物の合計、当該年度に事業を実施する生産者の茶園面積だけでな、当該年度に事業を実施しない生産者の茶園面積も含む。 2 本別施の10 第本の10(2(1つ 知恵に使い、改働に付予水理支援後のの機を行うこと (ア) 40アール以上又は改権実施商権の1割以上について異なら品種への改働を行うこと (イ) 次の7)~505項目は上途選択、最難解決に向けた規格を行うこと (1) 統出に向けた人指音機工業本学の適合に資する実践は、同志機工機工機工を対し、無限業を対等の取組の実施 (2) 新たに海人にた温色の栽培技術の確立に資する実践はの設置 (3) 生産コストの低減に資する主張力がに基づる運行の設置 (3) 生産コストの低減に資する主張力がに基づる機工の設定 (4) 性核化作業体系に受けるである。対象に対象に変称 (5) 世核化作業体系に受ける不成の政力の対象に対象に変称 (5) 世核化作業体系に受ける不成の政力の対象に対象に変称 (5) 世核化作業体系に受ける不成の政力の対象に対象に変称 (5) 世域化学体系の影規制出に向けた影響水・半規制を受けたが支援対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対																																				

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち茶の改植等

GFPコミュニティ サイトへの登録

有 • 無

品質向上(変更)戦略

策定年度:	令和	年度	計画年度:	令和	~	年度

計画区域名: (所在する都道府県・市町村名)

事業実施主体名:

地域の農業生産の概要			1	
地域の茶業生産の現状と課題				
	現状(年)			
战培農家戸数 栽培面積	荒茶生産量 生産額	荒茶加工施設数		
	a t 千円			
·				
L				
地域で生産する茶の需要の見込	み			
	·			
地域の茶業の展問すり				
地域の茶業の展開方向				

5 地域における改植等の実施時期

改植	~
新植	~
棚施設を利用した栽培法への転換	~
台切り	~
茶園整理	~
てん茶生産に向けた直接被覆栽培への転換	~
有機栽培への転換	~
輸出向け栽培体系への転換	~

6	関係団体	・機関間の連携体制			

7	その他必要な事項			

(参考) 地域における改植等の進捗状況と長期計画

事業実施主体の産地における茶園の状況別面積と将来計画

区分	現状	3 年後	備考
地区全域の茶園面積			
うち 樹齢30年以上			
樹齢30年未満25年以上			
樹齢25年未満20年以上			
樹齢20年未満10年以上			
樹齢10年未満			
うち 有機栽培認証取得茶園			
うち 棚栽培実施茶園			
うち てん茶生産茶園			
うち 発酵茶・半発酵茶等生産茶 園			

- 注1 事業実施主体が把握している範囲内で数値を記入すること。
 - 2 集計がない、又は集計できない場合には「備考」の欄にその旨を記載すること。また、部分的に把握できている場合は、その 数値を記入し、部分的に把握している数値である旨を「備考」の欄に明記すること。

番 号 日

○○○○(事業実施主体名)の長 殿

所 在 地 茶生産者グループ名 代表者氏名

令和 年度茶生産者グループ別事業実施(変更)計画書の提出について

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産 省農産局長通知)別紙6のⅡの第4の1(4)ア(イ)((4)ア(ウ))に基づき、関係書類を添えて提出する。

(添付資料)

・茶生産者グループ別事業実施(変更)計画書(別添11-1) (必要がある場合は別添11-2)

茶生産者グループ別事業実施(変更)計画書

			(A) 注 2	支援の対象 ([本要領の II (B) 改植に	伴うオ												上段:計画 下段:実施	面積(㎡) 面積(㎡)									(消	備 考 費税に関する 注5	5事項)	支援対 面積0 事前精 注6	象 農地中間 管理機材 との連打	実質化された人・農地プラン等には ける位置 付け
荒茶加工施設名 注1	生産者名	生産者番号	イ (ウ) 関係	a (a)		b (c)	係 (d) (e	合否)	茶園面積 (㎡)	改植に伴う未収益支援	うち現在栽 培されてい る品種種を な植する面 積計(㎡)	改植に伴う 未収益支援 ②	棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	台切りに伴 う未収益支 援	改植支援	うち現在栽 培されてい る品品品を な植する面 積計(㎡)	うち4月定植 予定茶園の 面積(㎡) (注4)	新植	茶園整理①	茶園整理②	棚施設を利 用した栽転換 法への要な 材の導入	直接被覆栽換培への要な資材の導入	有機栽培への転換	輸出向け栽培体系への転換	合計	補助金 (円) ア	消費税の有無	除税額 (円) イ	うち補助金 (円) ウ (アーイ)	2:支援 税の種類 1:支援 「免税」、 「免税」、 「本期」の いずれか を配入	対し対り事度地帯支にらに入った。	実たプログランでは、 実たプログランでは、 実たプログランでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
																									0	0			0			
																									0	0			0			
				Z																					0	0			0			
																									0	0			0		+	
																									0	0			0			
																									0	0			0			
																									0	0			0			
																									0	0			0		_	
																									0	0			0			
				/																					0	0			0			
																									0	0			0		+	
																									0	0			0			
																									0	0			0			
																									0	0			0		1	
ät		1/	0	$ \overline{/}$					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0			

- 注1:荒茶加工施設の構成員又は生薬出荷農家の中で、補助金の交付を受けない生産者の人数を「生産者名」の欄に「その他〇名」と記入すること。 また、荒茶加工施設名ことの「素園面積」の欄には、当然荒茶加工施設の素園面積(受益面積)を記入すること。なお、当該末園面積には、補助金の交付を受けない生産者の茶園面積も含めるものとする。 なお、記入した麹信については、その根拠となる資料の提出を求められた場合、提出できるようにしておくない。
- 2:「支援の対象となる生産者の状況の確認」の欄(A)については、「人・農地プラン」等への位置づけを記入。(該当する場合「O」を付すこと)

- 4・4月定植予定茶園の報告のある者については、当該4月定植予定茶園の面積を集計して合計値を記載する。なお、当該確認欄に面積が計上されている場合には、持続的生産強化対策事業実施要領別紙6のIIの第4の1(4)ア(ウ)の 規定に基づき前半度に提出された別添11-2の写しを添付すること。
- 5:「備考」の欄には、生産者が消費税の取扱いに関して「免疫」、「本則」、「簡易」のいずれの方式に該当するかを記入する。 また、仕入れに係る消費技術智識は、フレベ、これを減越し、場合には「除発機のO円 うち補助金OO円」を、同額が、出着らは「該当な」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すると ともに、同税軽を減退した場合にはけ近び総合性の機の機合物機(できれば、「終税をOO円) うち植物を入りつ円)うを指している。
- 6:「支援対象面積の事前精査」の確認欄については、以下の基準で該当する数値を犯入。 2 生産者がループの全ての発間において、実施、図施、公的資料等を活用に実際又は図測に相当する方法により支援対象面積が事前精査している場合。 1 過去の面積減少率から支援対象面積を推定する等、2以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。 0 農地基本台帳等の登記面積を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合。
- 7: 茶生産者グループの数に応じて、適宜上記の表を追加して記入する。なお、事業実施主体ごとに、各茶生産者グループの計画面積等を合計し、以下の2項目について要件を満たすか確認すること。

	項目	計画	異なる品種への転換	判定	実績	最終判定
支援対象面積の確認(全支援面積)	取組面積2000㎡以上	m			m'	
文拨对家面积(0)摊認(主义按面很)	茶園面積の1割以上	%			%	
改植に伴う未収益支援②の場合	異なる品種への改植実施面積4000㎡以上	m	m		m'	
以他に什 ノ木収量又接 200 場口	異なる品種への改植実施の合計が改植実施面積の1割以上	96			96	

次年度に事業実施する場合の茶生産者グループ別事業計画

						計画				実績	
					予定年	₹月日	計画面積(m²)		実施年	₹月日	実績面積(㎡)
荒茶加工施設名	生産者名	生産者番号	ほ場所在地	茶園面積(㎡)	作業 開始日	作業 終了日	改植	事業実施主体による事前確認日	作業 開始日	作業 終了日	改植
計				0	0	0	0	0			0

注1 茶樹の定植が次年度の4月以降の場合記入すること。

² 実績報告書提出時に、実績も記載したうえで添付して提出すること。

³ 別添11-2(1)「令和〇年度に事業実施する場合の茶生産者グループ別事業計画変更届」を提出する場合には、本様式の変更部分について、変更前の記載内容を()書き、変更後の記載内容を()書きの下段に二段書きして添付すること。

○○農政局長 殿

事業実施主体名所 在 地代表者氏名

令和 年度に事業実施する場合の茶生産者グループ別事業計画変更届

令和〇年〇月〇日付け〇〇農第〇号により事業採択を受けた茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業実施計画書に添付した別添11-2について、下記のとおり変更したいので、変更後の別添11-2を付して提出する。

記

1 変更事由

2 変更箇所

生産者別改植等事業実施(変更)計画書

改植等实施年度

上産者番号

1. 基礎情報

氏名	茶生産者グループ名	課税事業	「人・農地プラン」等への位置づけ (該当する場合「〇」を付すこと)	「実質化された人・腰地フラン」等への位置 づけ (該当する場合「O」を付すこと)
県·市町村名	茶園面積(㎡)	者の有無		

2. ほ場情報 (本事業で補助金の交付を受ける予定の全てのほ場について、必ず記入すること。)

				1	1	1	1		上段:計画 下段:実施 注:	i面積(㎡) i面積(㎡) i、2	1	1	1	1	1	1	1		実施前後 改植、新後)、茶園			農地中間管理
番号	ほ場所在地 (字地番) 注3	改植(㎡) に伴う未 収益支援 ①	つち場合は 表に を を は は は は は る は る は る は る は る は る は る	改植(㎡) に伴う未 収益支援 ②	棚施設を利用した 栽培転入の作う支 (㎡)	台切りに 伴う未収 益支援 (㎡)	改植支援(㎡)	つち現在 栽いは 種と と は る は る は る は る は る は る は る は る る る る	フラ4月上 植予定茶 園 注4 該当する 場合に 「O」を記	新植(㎡)	茶園整理 ① (m)	茶園整理 ② (㎡)	棚施設を 利用は 報転要の が が (m)	直接被覆 栽培への 転換に資 の導入 (㎡)	有機栽培 への転換 (㎡)	輸出向け 栽培体系 への転換 (㎡)	合計 [㎡]	実施時期	前)の	実施後	年度内 実施の 確実性 注5	間機連携のの注6
1																	0)				
2																	0)				
3																	0)				
合計		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					

- | 1 日本場面積の配入に当たっては、茶園のけい野や法面など茶樹が健康されていない面積は除いてください。
 このため、①実測又は②土地登記簿や固定資産課税台帳等の既存資料で面積を把握し、記入してください。
 なお、土地登記簿等の既存資料では、茶園のけい野や法面さんが面積として整理されている場合がありますので、その場合は、事業実施主体に面積の算出方法についてお問い合わせください。
 2 日本園面積の配入に当たっては、木浦へ加り機点以下は切り捨ててください。
 3 移動改植(改権を行う前と後で、ほ場が異なる場合)は、「は場所在地」の欄の上段に実施節のほ場(茶樹を伐採し、抜根するほ場)の所在地、下段に実施後のほ場(植敷を行ったほ場)の所在地を記入してください。また、ほ場所在地が複数ある場合は、全てのほ場所在地を連記してください。
 4 「うち4月定植予定米園」の配入側は、持続的生産進化対策等を実施更領別が低のⅡの第4の1(4)ア(ウ)の規定に基づき、前年度に事業計画を提出した米園に「〇」を記入すること。
 5 「毎度内実施の確実性」の欄の記入については、支援対象者が自己の責任の範囲で実施が確実と担保できる米園について〇を記載し、それ以外には×を配載する。
 6 「農地中間管理機構との連携の有無」の確認欄については、当該年度までに農地中間管理事業により支援対象者への貸し付けが確実に見込まれる米園において茶の改植等を実施する取組が行われる場合に〇を記入する。

3. 未収益支援②の場合の確認事項 [本別紙 II 第4の1(2)イ(エ)の取組:未収益支援②に関する確認]

					取組	計画						取組実績			
ほ場 番号	(ア)				(-	1)			(ア)			(イ)			
曲写		а	b	С	d	е	取組内容 (a~eに係る具体的な取組を記載)	実施時期		а	b	С	d	е	実施時期
合計															

- ロミリ (アラネ収益支援)2の場合は、次の取組を行うこととし、該当欄に「〇」を付すこと。
 (ア)40アール以上又は改場家施面籍の1割以上について異なる品種への改植を行うこと
 イ)次のからまでの5月目から2月目した勇振し、理解線決に向けた別継を行うこと
 ム ドローン、無人摘採機等を活用した免壊労働力削減技術の実証ほの設置
 ら 新に「導入した。最後の数性技術の確定でする多葉にの設置
 こ 生産コストの低減に資する上端分析に基づ、適正な態肥の実施や点滴施肥技術の導入
 は 機械化作業体系に資する本場の対所の統一化。
 国内マーケットの新規削出に向けた発酵系・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

4. 茶園整理に取り組む場合の確認事項

186 TEL - 88-1-7 TW-ED 1

				茶園整理	里後の土地利用計画			
ほ場 番号			取組	内容		酸度矯正前の	転換後の	転換後の
m · 3	(ア)	(イ)	(ウ)	(ウ) の場合の具体的な取組		削の pH値	品目名	ほ場管理者の氏名
					(イ)を選択し、茶園整理②として			
					他品目転換のための			
					酸度矯正に取り組む 場合は右欄を記載			
					W = 10. A IM C IIO W			
	整理の場合 担い手への		組を行うこ	ととし、該当欄に「〇」を付し、(ウ)の	の場合は具体的な取組	を記載するこ	٤.	
	担い手への 他品目への							
	その他	TMIA						

5. 有機栽培への転換に取り組む場合の確認事項 「本別紙のⅡの等4の1(1)クの取組・有機敷挟への転換に関する確認]

C+T+73749	(0) 1 (0) 分 (1) (1) (0) (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2	
ほ場 番号	取組計画 (転換に際して導入又は実践予定の栽培技術、管理手法、取組等)	取組実績 (転換に際して導入又は実践した栽培技術、管理手法、取組等)

6. 輸出向け栽培体系への転換に取り組む場合の確認事項

17.18	取組計画		取組実績	
ほ場 番号	取組内容 (転換に際して導入又は実践予定の取組)	対応可能な 輸出先国・地域名	取組内容 (転換に際して導入又は実践した取組)	対応可能な 輸出先国・地域名

7. 添付資料 事前確認資料

注1 「茶園面積(㎡)」の欄は、生産者が茶を栽培している面積(幼木園も含む。)の合計を記入すること。 2 「「実質化された人・農地プラン」等への位置づけ」の欄は、実質化された人・農地プラン等が策定されている又は工程表が公表され、中心経営体に位置付けられている場合に〇を記入すること。

確認計画(事業実施主体用)

女生产者	対象	確認 <i>0</i>	D時期	確認体制(関係機関	目の協力体制含む)	確認力	法	
茶生産者 グループ名	対象 生産者数	事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	備考

※新植の場合は、「事前確認」の欄は「一」とする。

確認野帳(事業実施主体用)

実施確認者	1所属·氏名	実施日	事前確認	〇年〇月〇日~△日(書類審査日又は現地確認日)
確認協力者	2所属·氏名	大 心口	事後確認	О年〇月〇日、△月△日
推設励力省	3所属·氏名	立会人		計名

1 「改植(移動改植を除く)」、「新植」、「棚施設を利用した栽培法への転換」、「台切り」、「茶園整理」、「棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入」、「直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入」、「有機栽培への転換」について記入

								農地情	報											事業実	施主体によ	る確認	
										取組	内容						事業実	施前後 種名 f植のみ記	事前 結	確認 課	Ę	¥後確認結!	果
生産者グルーフ	¹	ほ場番号	ほ場所在地	実施面積	改植(m³)	改植(m³)	棚施設を利用した	台切りに			女国教理	女團教理	棚施設を利用した	直接被覆栽培への	有機栽培	輸出向け	では植、新 フ	f植のみ記 し)	(記憶 実施前の	載例) 状況確認	(記載切)	(項目例)	(項目例)
工注目)ル	工注音句	10-9 E - J	ほ場所在地 (宇地番)	(m²)	に伴う未収益支援	改植(㎡) に伴う未 収益支援 ②	棚利用は大の伴が大きながある。 おいり	伴う未収 益支援 (㎡)	改植支援 (㎡)	新植(㎡)	茶園整理 ① (㎡)	余國登理 ② (m³)	棚施設を 利用は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	直接被覆 栽培への 転換に資材 のよう (㎡)	有機栽培 への転積 (㎡)	輸出向け 栽培体系 への転換 (㎡)	実施前	実施後	(記載例) 写真確認	(記載例) 確認資料	(記載例) 実施内容 の確認	(項目例) 支援対象 面積の測 定	(項目例) 特筆事項 (あれば 記録する)
	ı							I	<u> </u>				l	ı					I	ı	ı		-

2 移動改植について記入

					農家情報								事業実	施主体によ	る確認	
												事前確	認結果	=	¥後確認結果	Į.
茶生産者グループ	生産者名	ほ場番号	枝番号	茶樹を伐採し、抜根 する ほ場所在地 (宇地番)	改植の区別 (未収益支援①又は未収益支援②のいずれかに○をする)	面積(㎡)	品種名	枝番号	植栽を行う ほ場の所在地 (字地番)	面積(㎡)	品種名	(記載例) 事前の状 況確認	(記載例) 確認資料	(項目例) 実施内容 の確認	(項目例) 支援対象 面積の測 定	(項目例) 特筆事項 (あれば記 録する)
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援①・・ 未収益支援②											
					未収益支援①・・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											

番 号 年月日

○○○○(事業実施主体名)の長 殿

所 在 地 茶生産者グループ 代表者氏名

令和 年度茶改植等実績報告書兼補助金交付請求書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産 省農産局長通知)別紙6のⅡの第4の1(4)ウ(ア)に基づき、その実績を報告しま す。 なお、併せて、補助金〇〇〇円の支払を請求します。

(添付資料)

・茶生産者グループ別事業実績報告書 (別添11-1の茶生産者グループ別事業実施(変更)計画書に必要事項を記入し実績 報告書とすること。)

番 号 日

○○○○ (茶生産者グループ名) の長 殿

所 在 地 事業実施主体名 代表者氏名

令和 年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(茶の改植等)に係る 補助金の交付額の確定通知書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産 省農産局長通知)別紙6のⅡの第4の1(4)ウ(イ)に基づき、茶・薬用作物等地域特 産作物体制強化促進(茶の改植等)に係る補助金の交付額を確定します。

番 号 日

○○○○ (茶生産者グループ名) の長 殿

所在地事業実施主体名代表者氏名

令和 年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(茶の改植等)に係る 実施確認結果通知書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産 省農産局長通知)別紙6のⅡの第4の1(5)ア(カ)aに基づき、実施確認結果を通知し ます。

(添付資料)

・実施確認一覧表 (別添19の形式により作成)

号 番 年 月 日

○○○○(支援対象者名) 殿

所 在 地 茶生産者グループ名 代表者氏名

令和 年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(茶の改植等)に係る 実施確認結果通知書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産 省農産局長通知)別紙6のⅡの第4の1(5)ア(カ)bに基づき、実施確認結果を通知 します。 (添付資料)

・実施確認一覧表 (別添19の形式により作成) (実施確認結果を通知する支援対象者分の抜粋)

実施状況一覧表

事業実施主体名: 〇〇〇〇

								実施	i状況									
									取組	内容								
支援対象 年度	生産者名	ほ場番号	実施面積 (㎡)	改植 (㎡)に 伴う未収 益支援①	改植 (㎡)に 伴う未収 益支援②	棚利栽の伴益の出土のは、おります。	台切りに 伴う未収 益支援 (㎡)	改植支援 (㎡)	新植 (㎡)	茶園整理 ① (㎡)	茶園整理 ② (㎡)	棚利栽の必材 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	直接被覆の転換を導の必ができる。	有機栽培 への転換 面積 (㎡)	輸出向け 栽培体系 への転換 (㎡)	実施状況 結果	備	考

- 注1 有機栽培への転換に取り組んだ場合には、「備考」の欄に以下の内容を記載すること。
 - (1) 有機栽培への転換に際して取り入れた栽培技術、管理手法、取組を記載すること。
 - (2) 有機認証を取得した年度より、認証機関を記入するとともに、有機認証の取得を証明するもの(認定証等)の写しを添付すること。
 - 2 輸出向け栽培体系への転換に取り組んだ場合には、「備考」の欄に転換に際して導入又は実践した取組を記載するとともに、目標年度までに実施した残留農薬分析の分析結果の写しを添付すること。

成果報告書 (別添)

1 事業の成果

_1 事業の成果			_
改植に伴う未収益支援①	改植に伴う未収益支援②	棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	
1年目 2年目 3年目 4年目 ア (年) (年) (年) (年)	1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 (年) (年) (年) (年)	1年目 2年目 3年目 4年目 ウ ウ (年) (年)	
ha ha ha ha	ha ha ha ha ha	ha ha ha ha	
台切りに伴う未収益支援	改植支援	新植支援	
1年目 2年目 3年目 4年目 (年) (年) (年)	1年目 2年目 3年目 4年目 オ (年) (年) (年)	1年目 2年目 3年目 4年目 (年) (年) (年) (年)	
ha ha ha ha	ha ha ha ha	ha ha ha ha	
茶園整理①	茶園整理②	棚栽培を利用した栽培法への 転換に必要な資材の導入	
1年目 2年目 : : 年) (年) (年)	1年目 2年目 3年目 ク (年) (年)	1年目 2年目 3年目 4年目 (年) (年) (年)	
ha ha	ha ha ha	ha ha ha ha	
直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	有機栽培への転換	輸出向け栽培体系への転換	総合計 (アナイナウナエ
1年目 2年目 3年目 4年目 (年) (年) (年)	1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 (年) (年) (年)	1年目 2年目 3年目 4年目 シ (年)(年)(年)(年)	+
ha ha ha ha	ha ha ha ha ha		h

- 注 1 「1年目」の欄には事業実施年度の事業実施面積を記載する。実施状況確認において、各取組の態様が継続されている限り、 同一の数値を目標年度まで記載する。
 - 2 「総合計」の欄には、各メニューの目標年度における事業実施面積の合計値を計算する。

2 添付書類

地方農政局長等が必要と認める書類

令和 年度薬用作物生産者グループ別新植支援実施(変更)計画一覧表

生産者グループ名	(一件及)	栽培年数 (年)	事業実施年度にお ける栽培年数 (年目)	実施 農家数	実施面積(㎡)	補助金(円) ②=①×単価 (40円/㎡)	消費税額(円)	計(円) 支援対象 ②一③ 面積の引 前精査
	年度							0
	年度							0
								0
計				0	0	0	0	0
								0
								0
								0
計				0	0	0	0	0
								0
								0
								0
計				0	0	0	0	0
								0
								0
=1								0
計				0	0	0	0	0
								0
								0
=1								0
計				0	0	0	0	0
合計				0	0	0	0	0

- 注1:「作付開始年度」の欄は、生産者グループに属する生産者が本支援の対象となる契約品目の作付けを開始した年度を全て記入し、「事業実施年度における栽培年数」の欄は 各作付開始年度を1年目とした年数(栽培年数を超えない)を記載すること。
- 2:「栽培年数」の欄は、当該薬用作物の収穫年を除く栽培年数(未収益期間)を記入すること。
- 3:「消費税額」の欄は、課税事業者がいる場合に記入すること。
- 4:「支援対象面積の事前精査」の欄は、以下の基準で該当する数値を記入。
- 2 生産者グループの全てのほ場において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積が事前精査している場合。
- 1 2以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。
- 0 農地基本台帳等の登記面積を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合。
- 5: 適宜、行を追加するなどして記入すること。

番 号 日

○○○○ (事業実施主体名) の長 殿

所 在 地 薬用作物生産者グループ名 代表者氏名

令和 年度薬用作物生産者グループ別新植支援実施(変更)計画書の提出について

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号)別紙6のⅡの第4の2(3)ア(イ)に基づき、関係書類を添えて提出する。

(添付資料)

- ・薬用作物生産者グループ別新植支援実施(変更)計画書 (別添22-1)
- ·生產者別薬用作物新植支援実施(変更)計画書(別添23)

令和 年度薬用作物生産者グループ別新植支援実施(変更)計画書

(生産者グループ名・

					_					=	(工)	百クループ	□ .	,			
		支援(の対象とな	る生産者	が状況									備考			
生産者名	生産者番号	£ 11-A	取組 (第46	内容(該当I D2(1)アの	こO) 関係)	薬用作物名	栽培年数(年)	作付開始 年度 (〇年度)	事業実施年 度における 栽培年数 (〇年目)	計画面積(㎡)	実績面積(㎡)	補助金	W # 4V 0 + 6	消費税相当額額	補助金(円)	税の種類 (「免税」、 「本則」、「簡 易」のいず れかを記	支援対象面積 の事前精査
		年齢	(ア)	(1)	(ウ)		X (+)	(〇年度)	(〇年目)			(円) ①	消費税の有無	(円) ②	3=1-	易」のいず れかを記 入)	
															0		
															0		
計		//										0		0	0		
															0		
															0		
計		//										0		0	0		
							1								0		
															0		
計												0		0	0		
															0		
															0		
計												0		0	0		
															0		
															0		
計												0		0	0		
															0		
															0		
計												0		0			
合計							\perp					0		0	0		

- 注1:「年齢」の欄については、事業実施年度の4月1日時点の年齢を記入する。
- 2: 支援の対象となる生産者の状況については、次のアからウまでのうち該当する取組を選択すること。
 - ア 生産コスト低減や作付拡大に向けた農魚機械等の改良による機械化の推進
 - イ 栽培技術の確立に向けた実証ほの設置や栽培マニュアルの作成
 - ウ 収益向上に向けた薬用作物の未利用部分を活用した商品開発
- 3:「栽培年数」の欄は、収穫年を除く栽培年数(未収益期間)を記入すること。
- 4:「作付開始年度」の欄は、各生産者が本支援の対象となる契約品目の作付けを開始した年度(支援を受けた最初の年度)を記入し、事業実施年度における栽培年数は各生産者の作付開始年度を1年目とした年数(栽培年数を超えない)を記載すること。
- 5:「備考」の欄には、生産者が消費税の取扱いに関して「免税」、「本則」、「簡易」のいずれの方式に該当するかを記入する。
- また、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には 「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には「計」及び「合計」の欄の「備考」の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。
- 6:「支援対象面積の事前精査」の欄については、以下の基準で該当する数値を記入。
- 2 生産者グループの全てのほ場において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積が事前精査している場合。
- 1 2以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。
- 0 農地基本台帳等の登記面積を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合。
- 7:契約内容が確認できる資料(契約書の写し、実需者の証明書など)、未収益期間(収穫年を除く栽培年数)が確認できる資料、栽培予定のほ場の番地等が確認できる資料を添付すること。
- 8:適宜、行を追加して記入すること。

令和 年度生産者別薬用作物新植支援実施(変更)計画書

市町村名	
生産者番号	

1 生産者の基礎情報

氏 名	生産者グループ名	課税事業	有
年齢	栽培面積(m ²)	者の有無	無

- 注1:「栽培面積(㎡)」の欄は、生産者が栽培している全ての薬用作物の栽培面積の合計を記入すること。
 - 2:「年齢」の欄は、事業実施年度の4月1日時点の年齢を記入すること。
 - 3:「課税事業者の有無」の欄は、生産者が消費税課税事業者である場合は有に〇、そうでない場合は無に〇をすること。
- 2 ほ場等情報(補助金の交付を受ける予定の薬用作物の栽培ほ場及び栽培面積について必ず記入すること。)

	ほ場所在地(字番地)	作付薬用作物名	栽培年数	契約締結 年月	契約締結 予定年月	栽培(予 定)面積 (㎡)	ほ場への 播種又は 植付予定	農地中間 管理機構 からの農 地斡旋
1				年 月	年 月		年 月	
2				年 月	年 月		年 月	
3				年 月	年 月		年 月	
4				年 月	年 月		年 月	
5				年 月	年 月		年 月	
計						0		

- 注1:「栽培年数」の欄は、収穫年を除く栽培年数(未収益期間)を記入すること。
 - 2: ほ場面積の記入に当たっては、栽培ほ場のけい畔や法面など薬用作物が栽培されていない面積は除いてください。 このため、①実測又は②土地登記簿や固定資産課税台帳等の既存資料で面積を把握し、記入してください。 なお、土地登記簿等の既存資料では、けい畔や法面も含んだ面積として整理されている場合がありますので、 その場合は、事業実施主体に面積の算出方法についてお問い合わせください。
 - 3: ほ場内の一部で薬用作物を栽培している場合は、実測により栽培されている部分の面積を把握して下さい。
 - 4: ほ場面積の記入に当たっては、㎡未満の小数点以下は切り捨ててください。
- 5:「契約締結年月」の欄は、事業の対象となる薬用作物の所属する生産組合等と実需者との契約締結年月を記入すること。
- 6:「契約締結予定年月」の欄は、計画作成時点では契約締結が行われていない場合で、事業実施計画の実施年度内に契約締結が確実に行われる場合にその予定年月を記入すること。
- 7:「農地中間管理機構からの農地斡旋」の欄は、農地中間管理機構から斡旋された農地の場合は〇を記入すること。
- 8:適宜、行を追加して記入して下さい。
- 3 取組の確認(本別紙のⅡの第4の2(1)アの取組確認)

(1)生産コスト低減や作付拡大に向けた農業機械等の改良による機械化の推進	
(2) 栽培技術の確立に向けた実証ほの設置や栽培マニュアルの作成	
(3)収益向上に向けた薬用作物の未利用部分を活用した商品開発	

注: 事業実施主体の構成員(所属する生産組合等が構成員である場合も含む)として実施する(1)から(3)の取組に〇を記入する。

確認計画(事業実施主体用)

生産者グル ー プ 名	対象 生産者 数	確認	時期	確認	体制	関係機関の)協力体制	備考
11	数	事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	

注:適宜、行を追加して記入すること。

別添 25 (Ⅱの第4の2 (3) イ (イ) 関係)

確認野帳(事業実施主体用)

実施確認者	1 所属·氏名	## 	
4十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	2 所属·氏名	L L L	ベ 国のでは、 「日のでは、 「日のでは、 」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「
作品で「加ノノ石	3 所属·氏名	立会人	함 名

事業実施主体に よる確認結果					
未収益期間 (年)					
契約締結年年月					
薬用作物名					
実施面積(m)					
(宝場所在地(字地番)					
(玉場番号					
生産者名					
生産者グループ					

注1:未収益期間は、収穫年を除く栽培年数を記入すること。 2:適宜、行を追加して記入すること。

番 号 日

○○○○(事業実施主体名)の長 殿

所 在 地 薬用作物生産者グループ名 代表者氏名

令和 年度薬用作物新植支援実績報告書兼補助金交付請求書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付3農産第3175号農林水産省農産局長通知)別紙6のⅡの第4の2(3)ウ(ア)に基づき、その実績を報告します。なお、併せて、補助金○○○円の支払を請求します。

(添付資料)

- ・薬用作物生産者グループ別新植支援実績報告書(別添26-1)
- •薬用作物新植支援補助金交付請求明細書(別添26-2)

(生産者グループ名:

									,		,		E)	E産者クルーフ:	<u>位:</u>	
		支援0	の対象とな	る生産者	香の状況									備考		
生産者名	生産者番号	<i>t</i> 154	取組 (第46	内容(該当) の2(1)アの	にO))関係)	薬用作物名	栽培年数(年)	作付開始 年度	事業実施 年度にお ける栽培	計画面積(㎡)	実績面積(㎡)	補助金		消費税相当額 額	補助金(円)	税の種類(「免税」、
		年齢	(ア)	(1)	(ウ)		3 (+)	(O年)	年数 (〇年目)			(円) ①	消費税の有無	(円) ②	補助金(円) ③=①-②	税の種類(「免税」、「本則」、「簡易」のいずれかを記入)
															0	
							1								0	
計		//	$\backslash\!\!\!/$									0		0	0	
															0	
															0	
計		//	//									0		0	0	
															0	
							1								0	
計												0		0	0	
															0	
							<u> </u>								0	
計		\bigvee										0		0	U	
н															0	
															0	
計		$\overline{}$			$\overline{}$		\vdash					0		0	0	
П				$\overline{}$			+					0			0	
															0	
= ⊥															0	
<u></u>										<u> </u>		0		0	<u> </u>	
		_		-) ^+=77+7		_								U	

- 注1:「年齢」の欄については、事業実施年度の4月1日時点の年齢を記入する。
- 2: 支援の対象となる生産者の状況については、次のアからウまでのうち該当する取組を選択すること。
 - ア生産コスト低減や作付拡大に向けた農業改良による機械化の推進
 - イ 栽培技術の確立に向けた実証ほの設置や栽培マニュアルの作成
 - ウ 収益向上に向けた薬用作物の未利用部分を活用した商品開発
- 3:「栽培年数」の欄は、収穫年を除く栽培年数(未収益期間)を記入すること。
- 4:「作付開始年度」の欄は、各生産者が本支援の対象となる契約品目の作付けを開始した年度(支援を受けた最初の年度)を記入し、事業実施年度における栽培年数は各生産者の作付開始年度を1年目とした年数(栽培年数を超えない)を記載すること。
- 5:「備考」の欄には、生産者が消費税の取扱いに関して「免税」、「本則」、「簡易」のいずれの方式に該当するかを記入する。 また、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には 「計」及び「合計」の欄の「備考」の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。
- 6:適宜、行を追加して記入すること。

薬用作物新植支援補助金交付請求明細書

生産者グループ名	作付開始年度(年)	薬用作物名	栽培年数(年)	事業実施年度に おける栽培年数 (年目)	実施 農家数	実施面積(㎡) ①	補助金(円) ②=①×単価 (40円/㎡)	消費税額(円)	計(円) ②-③
	年								0
	年								0
									0
計					0	0	0	0	
									0
									0
計					0	0	0	0	ŭ
HI									0
									0
									0
計					0	0	0	0	
									0
									0
計					0	0	0	0	
Д					Ü	<u> </u>	U	U	0
									0
									0
計					0	0	0	0	0
合計					0	0	0	0	0

注1:「作付開始年度」の欄は、生産者グループに属する生産者が本支援の対象となる契約品目の作付けを開始した年度を全て記入し、事業実施年度における栽培年数は 各作付開始年度を1年目とした年数(栽培年数を超えない)を記載すること。

- 2:「栽培年数」の欄は、当該薬用作物の収穫年を除く栽培年数(未収益期間)を記入すること。
- 3:「消費税額」の欄は、課税対象事業者がいる場合に記入すること。
- 4: 適宜、行を追加するなどして記入すること。

番 号 年 月 日

〇〇〇〇(薬用作物生産者グループ名)の長 殿

所 在 地事業実施主体名代 表 者 氏 名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (薬用作物新植支援)補助金の交付額の確定通知書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長通知)別紙6のIIの第4の2(3)ウ(イ)に基づき、茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(薬用作物新植支援)補助金の交付額を確定します。

別添 28 (Ⅱの第4の2 (4) ア (カ) a 関係)

番 号 年 月 日

〇〇〇〇(薬用作物生産者グループ名)の長 殿

所 在 地事業実施主体名代 表 者 氏 名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (薬用作物新植支援)に係る実施確認結果通知書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局 長通知)別紙6のIIの第4の2(4)ア(カ)aに基づき、実施確認結果を通知します。

(別添資料)

〇 実施確認一覧表 (別添 28-1)

実施確認一覧表

薬用作物生産者グループ名:〇〇〇〇

生産者名	ほ場番号	実施面積	実施確認結果	備考

注:適宜、行を追加して記入すること。

番 号 年 月 日

〇〇〇〇(薬用作物生産者名) 殿

所 在 地 薬用作物生産者グループ名 代表者氏名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (薬用作物新植支援)に係る実施確認結果通知書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局 長通知)別紙6のIIの第4の2(4)ア(カ)bに基づき、実施確認結果を通知します。

(別添資料)

○ 実施確認一覧表 (別添 29-1) (実施確認結果を通知する生産者分の抜粋)

令和 年度永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施(変更)計画一覧表

生産者グループ名	生産者名	永年性工芸作物の 園地総面積(㎡)		実施面積(㎡)		補助金(円) ②=①×単価	消費税額(円)	計(円) ②一③	支援対象 面積の事
工座日ノルーノロー	工注口口	園地総面積(m)	改植	新植	合計①	(150円/m²)	3		前精査
								0	
								0	
				_				0	
計			0	0	0	0	0		
								0	
								0	
計				0	0	0	0		
- HI				Ü	Ü	- U	Ŭ	0	
								0	
								0	
計				0	0	0	0	0	
								0	
								0	
=1							_	0	
計				0	0	0	0	· ·	
								0	
								0	
計				0	0	0	0		
合計				0	0	_	0		

- 注1:「永年工芸作物の園地総面積」の欄は、生産者グループ内の当該永年性工芸作物の園地面積の合計。当該年度に事業を実施する生産者の園地面積だけでなく、当該年度に事業を実施しない生産者の園地面積も含む。
 - 2:「消費税額」の欄は、課税事業者がいる場合に記入すること。
 - 3:「支援対象面積の精査の確認」の欄については、以下の基準で該当する数値を記入。
 - 2 生産者グループの全てのほ場において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積が事前精査している場合。
 - 1 2以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。
 - O 農地基本台帳等の登記面積を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合。
- 4: 適宜、行を追加するなどして記入すること。

番 号 日

○○○○(事業実施主体名)の長 殿

所 在 地 生産者グループ名 代 表 者 氏 名

令和 年度永年性工芸作物生産者グループ別実施(変更)計画書の提出について

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号)別紙6のⅡの第4の3(3)ア(イ)に基づき、関係書類を添えて提出する。

(添付資料)

- ・永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施(変更)計画書 (別添31-1)
- ・生産者別永年性工芸作物改植等支援実施(変更)計画書(別添32)

令和 年度永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施(変更)計画書

(生産者グループ名:

										フルーフロ	/					
生産者名	生産者番号	年齢	永年性工芸 _ 作物の 園地総面積 (㎡)	計画面積(m²)			実績面積(㎡)			備考						
				改植	新植	合計	改植	新植	合計	補助金(円) ①	消費税の有無	消費税相当 額 (円)②	補助金 (円) ③=①- ②	税の種類 (「免税」、「本 則」、「簡易」 のいずれか を記入)	実施時期	支援対象面積 の事前精査
													0			
													0			
													0			
													0			
		·											0			
													0			
<u>=</u>				0	0	0	0	0	0	0		0	0			

- 注1:「年齢」の欄については、事業実施年度の4月1日時点の年齢を記入する。
- 2:「備考」の欄には、生産者が消費税の取扱いに関して「免税」、「本則」、「簡易」のいずれの方式に該当するかを記入する。 また、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には 「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には「計」の欄の「備考」の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。
- 3:「支援対象面積の精査の確認」の欄については、以下の基準で該当する数値を記入。
 - 2 生産者グループの全てのほ場において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積が事前精査している場合。
 - 1 2以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。
- 0 農地基本台帳等の登記面積を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合。
- 4: 適宜、行を追加して記入すること。

令和 年度生産者別永年性工芸作物改植等支援実施(変更)計画書

市町村名	
生産者番号	

1 生産者の基礎情報

氏 名	生産者グループ名	課税事業者	有
年齢	栽培面積(m²)	の有無	無

- 注1:「栽培面積(㎡)」の欄は、生産者が栽培している当該永年性工芸作物の栽培面積の合計を記入すること。
 - 2:「年齢」の欄は、事業実施年度の4月1日時点の年齢を記入すること。
 - 3:「課税事業者の有無」の欄は、生産者が消費税課税事業者である場合は有に〇、そうでない場合は無に〇をすること。
- 2 ほ場等情報(補助金の交付を受ける予定の栽培ほ場及び栽培面積について必ず記入すること。)

	ほ場所在地(字番地)	改植	等(予定)面積	∯(m³)	ほ場への 播種又は 植付予定	農地中間 管理機構 からの農 地斡旋
		改植(㎡)	新植(㎡)	合計(m²)		地料灰
1					年 月	
2					年 月	
3					年 月	
4					年 月	
5					年 月	
計						

注1: (正場面積の記入に当たっては、栽培ほ場のけい畔や法面など作物が栽培されていない面積は除いてください。 このため、①実測又は②土地登記簿や固定資産課税台帳等の既存資料で面積を把握し、記入してください。 なお、土地登記簿等の既存資料では、けい畔や法面も含んだ面積として整理されている場合がありますので、 その場合は、事業実施主体に面積の算出方法についてお問い合わせください。

- 2: ほ場内の一部で栽培している場合は、実測により栽培されている部分の面積を把握して下さい。
- 3: ほ場面積の記入に当たっては、㎡未満の小数点以下は切り捨ててください。
- 4:「農地中間管理機構からの農地斡旋」の欄は、農地中間管理機構から斡旋された農地の場合は〇を記入すること。
- 5:適宜、行を追加して記入して下さい。

(添付資料)

○改植の場合には、改植前の園地の写真を、新植の場合には栽培予定園地の番地等が確認できる資料を添付するこ

確認計画(事業実施主体用)

生産者グル ー プ 名	対象 生産者 数	確認	即時期	確認	体制	関係機関の	関係機関の協力体制		
<u>石</u>	数	事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	事前確認	事後確認		

注:適宜、行を追加して記入すること。

別添34(Ⅱの第4の3(3)イ(イ)関係)

確認野帳(事業実施主体用)

実施確認者	1 所属・氏名	実施日	〇年〇月〇日 ~ 〇日(書類審査又は現地確認)		
確認協力者	2 所属・氏名	天旭口			
作品が加力有	3 所属·氏名	立会人		計	名

生産者グループ	生産者名	ほ場番号	ほ場所在地(字地番)	実施面積(m³)	うち改植面積 (㎡)	うち新植面積 (㎡)	事業実施主体による 確認結果

注1:適宜、行を追加して記入すること。

番 号 日

○○○○ (事業実施主体名) の長 殿

所 在 地 生産者グループ名 代表者氏名

令和 年度永年性工芸作物改植等支援実績報告書兼補助金交付請求書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号)別紙6のⅡの第4の3(3)ウ(ア)に基づき、その実績を報告します。 なお、併せて、補助金○○○円の支払を請求します。

(添付資料)

- ・永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実績報告書(別添35-1)
- ・永年性工芸作物改植等支援補助金交付請求明細書(別添35-2)

令和 年度永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実績報告書

(生産者グループ名:

			> = W = #	į	計画面積(㎡))		実績面積(㎡)			-	備考			
生産者名	生産者番号	年齢	永年性工芸 作物の 園地総面積 (㎡)	改植	新植	合計	改植	新植		補助金(円)	消費税の有無	ッか 毎 ₹₹ † ロ ハ/	補助金 (円) ③=①- ②	税の種類 (「免税」、「本 則」、「簡易」 のいずれか を記入)	実施時期
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		
計				0	0	0	0	0	0	0		0	0		

注1:「年齢」の欄については、事業実施年度の4月1日時点の年齢を記入する。

3:適宜、行を追加して記入すること。

^{2:「}備考」の欄には、生産者が消費税の取扱いに関して「免税」、「本則」、「簡易」のいずれの方式に該当するかを記入する。 また、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には 「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には「計」の欄の「備考」の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。

令和 年度永年性工芸作物改植等支援補助金交付請求明細書

生産者グループ名	生産者名	永年性工芸作物の		実施面積(㎡)		補助金(円) ②=①×単価	消費税額(円)	計(円)
<u> </u>		園地総面積(㎡)	改植	新植	合計①	(150円/m²)	3	2-3
								0
								0
-L			0	0	0	0	0	0
計			0	0	0	0	0	0
								0
								0
計				0	0	0	0	0
								0
								0
計				0	0	0	0	0
ĀΙ				U	U	0	U	0
								0
								0
計				0	0	0	0	0
								0
								0
計				0	0	0	0	0
合計				0	0		0	0

注1:「永年工芸作物の園地総面積」の欄は、生産者グループ内の当該永年工芸作物の園地面積の合計。当該年度に事業を実施する生産者の園地面積だけでなく、当該年度に事業を実施しない 生産者の園地面積も含む。

^{2:「}消費税額」の欄は、課税事業者がいる場合に記入すること。

^{3:}適宜、行を追加するなどして記入すること。

番 号 年 月 日

〇〇〇〇(生産者グループ名)の長 殿

所 在 地事業実施主体名代表者氏名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (永年性工芸作物改植等支援)補助金の交付額の確定通知書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長通知)別紙6のIIの第4の3(3)ウ(イ)に基づき、茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(永年性工芸作物改植等支援)補助金の交付額を確定します。

別添 37 (Ⅱの第4の3 (4) ア (カ) a 関係)

番 号 年 月 日

〇〇〇〇(生産者グループ名)の長 殿

所 在 地事業実施主体名代 表 者 氏 名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (永年性工芸作物改植等支援)に係る実施確認結果通知書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局 長通知)別紙6のIIの第4の3(4)ア(カ)aに基づき、実施確認結果を通知します。

(別添資料)

〇 実施確認一覧表 (別添 37-1)

実施確認一覧表

生産者グループ名:〇〇〇〇

生産者名	ほ場番号	実施面積	実施確認結果	備考

注:適宜、行を追加して記入すること。

番 号 年 月 日

〇〇〇〇(生産者名) 殿

所 在 地生産者グループ名代表者氏名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (永年性工芸作物改植等支援)に係る実施確認結果通知書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局 長通知)別紙6のIIの第4の3(4)ア(カ)bに基づき、実施確認結果を通知します。

(別添資料)

○ 実施確認一覧表 (別添 37-1) (実施確認結果を通知する生産者分の抜粋

品目: ()

茶·薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち 茶·いぐさ農業機械等リース支援実施計画書

第1 事業の目的

<u>本欄には、事業実施地区における近年の品目〇〇の概要、本事業により導入を希望する農業機械等の活用を踏まえた今後の展開方向について記述すること。</u>

第2 事業計画総括表

1 事業の内容

				目標数値		受						負担区分								
県名及び	~ * * * * *	D.1=		ᄓᅑᄶᇛ			ш.	事業内容(導入する農業機械等 の種類)及び事業量(単価、台 数)		事業内容(導入する農業機械等		事業内容(導入する農業機械等		事業内容(導入する農業機械等		総事業費	国庫補	白己負	- - 11	備考 (燃油の種類
県名及び 市町村名	受益者名	目標	現状	目標	増減 (増減率)	農業 従事者	面積				助金	担	その他	(燃油の種類 等)						
			(年度)	(年度)	%		ha		致()		円	円	円	417						
		1kg当たりの燃 油使用量を削 減(%)								0										
		10a当たりの労 働時間を削減 (%)								0										
		1戸当たりの栽 培面積を増加 (%)								0										
合計						0	0			0										

- (注) 1 「目標」の欄については、「茶」は「荒茶1kg当たり燃油等使用量を削減」、「いぐさ」は「原草1kg当たりの燃油等使用量の削減」、「10a当たりの労働時間の削減」、「1戸当たりの栽培面積の増加」のいずれかを選択し、記入する。
 - 2 「目標数値」の「現状」については、直近3か年の平均値(ただし、新規参入等により現状値を算出できない場合は、当該品目の地域内の類似経営の平均的な燃油使用量を基準 として
 - 3 「事業内容」の欄については、Ⅱの第4の4の農業機械等、「事業量」の欄には、その単価、台数等を記入すること。
 - 4 「備考」欄の「燃油の種類等」については、「A重油」、「灯油」、「LPガス」等を記載する。
 - 5 A重油への換算は、以下の比率をもとに計算する。(算定に当たっては、経済産業省の「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」に基づく)
 A重油: 1.000、灯油: 0.939、LPG: 1.299、原油: 0.977(ただし、LPGで使用量が(m3)単位で示されている場合は、供給業者にt(トン)に換算する係数を確認し 算出すること。)
 - 6 「備考」欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。
 - 7 「備考」欄に県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、その団体名及び補助率を記入すること。
- 2 事業完了予定(又は完了) 令和 年 月 日

第3 事業実施計画の詳細

1 農業機械等の保管・設置場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

(注)「備考」の欄に事業の管理に当たる、責任者を記入する。

2 農業機械等の利用計画

受益者名	本事業で導入する 農業機械等名(型式)	受益農業 従事者 (名)	受益面積 (ha)	台数 (台)	茶セーフティネット の加入	人・農地プランへ の位置づけ	備考

⁽注) 1 「茶セーフティネットの加入」及び「人・農地プランへの位置づけ」欄は、該当する場合は「〇」をつけること。

^{2 「}備考」欄は、いぐさの場合、導入している品種又は今後導入予定の品種を記載すること。

3 リース助成額

農業機械等名(型式)					
リース期間	開始日~終了日	(※1)	~	(日)	備考
ラーへ 期 间	リース借受日から	○年間(※2)			
リース物件取得予定価格(消費税抜き	き)	1		(円)	
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き)		2		(円)	
リース料助成額(注2)		3		(円)	
リース諸費用(消費税抜き)		4		(円)	
消費税		5		(円)	
事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①-②-③+④+⑤					

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 - 2 リース助成額③は、A、Bいずれか小さい額を記入すること(千円未満は切り捨て)。
 - A: (①×(リース期間/法定耐用年数))×1/2以内
 - B: (1)-(2) × 1/2以内
 - 3 本様式には事業実施主体のリース助成額を記入すること。なお、本リース助成額の根拠となる、受益者ごとのリース助成額も本様式を活用して算出し添付すること。
 - 4 リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

4 リース事業者に機械を納入する業者の選定方法の計画

事業者選定方法	一般競争入札 ・ 指名競争入札 における競争見積 (いずれかに〇をつける)
指名競争入札における競争見積の場合の指名業者選定 の考え方	

第4 その他関係資料

- (1)組織及び運営についての規約等の写し、財務諸表(又は収支予算書、収支決算書等)
- (2)本事業で取り組む内容のパンフレット、見積書
- (3)事業実施場所、現況写真等
- (4)その他、地方農政局長が必要と認める書類

実施状況一覧表

農業機械等利用者	農業機械等	成果目標指標	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	農業機械等 の活用状況

- 注1)「成果目標指標」の欄は、事業実施主体毎に設定した指標を記入する。
- 注2) 適宜、必要に応じて行を追加すること。
- 注3) リース契約が継続していることが分かる資料を添付すること。

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち農業機械等リース支援に関する事業評価シート

県名	市町村名	事業実施主体名	事業実施 年度	目標年度	成果目標の 具体的な内容	現状	目標数値 目標	結果	事業評価の 検証方法	事業計画 の妥当性	適正な事業 執行	地方農政局長 等の意見
〇〇県	〇〇市	(例) ○○農協	○年度	○年度	労働時間を20% 削減			10hr/10a		1	2	71 -> JEV > D

⁽注) 1 「業計画の妥当性」の欄は、計画が妥当な場合には1を、計画が不適切な場合には0を記入すること。

^{2 「}適正な事業執行」の欄は、事業が適正に実施された場合には1,適正に実施され、更に競争入札を実施した場合には2を、それ以外の場合には0を記入すること。

	年	月	\Box
組織名又は法人名			
チタ (法人の場合け代表者名)			

みどりのチェックシート

 農薬の適正な使用保管 農薬の使用状況等の記録を保存 帰料の使用状況等の記録を保存 病害虫・雑草発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等) 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等) 【温室効果ガス・廃棄物排出削減】 電気・燃料の使用状況の記録を保存 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等) 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等) 農作業安全に配慮した適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等) 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等) 機械・器具の操作方法確認等) 	【化学合成農薬の使用量低減】	【化学肥料の使用量低減】
病害虫・雑草発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等) 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等) 【温室効果ガス・廃棄物排出削減】 電気・燃料の使用状況の記録を保存 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、	農薬の適正な使用保管	肥料の適正な保管
(健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等) 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等) 【温室効果ガス・廃棄物排出削減】 電気・燃料の使用状況の記録を保存 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、) 【機作業安全】 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等) 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、)	農薬の使用状況等の記録を保存	肥料の使用状況等の記録を保存
病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等) 【温室効果ガス・廃棄物排出削減】 電気・燃料の使用状況の記録を保存 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、 「作物特性データに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等) 【農作業安全】 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等) 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、	── 病害虫・雑草発生しにくい生産条件の整備	有機物の施用
(発生予察情報の活用による防除等) 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等) 【温室効果ガス・廃棄物排出削減】 【農作業安全】 電気・燃料の使用状況の記録を保存 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、 【第3土壌診断、前作の収量等) 【農作業安全】 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等) 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、	―― (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)	(堆肥や有機質肥料の利用、緑肥・作物残渣のすき込み等)
● 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等) 【温室効果ガス・廃棄物排出削減】 【農作業安全】 電気・燃料の使用状況の記録を保存 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、 【農作業安全】 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等) 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、	── 病害虫·雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断	「一」作物特性データに基づく施肥設計
(物理防除・生物防除の活用等) 【温室効果ガス・廃棄物排出削減】 【農作業安全】 電気・燃料の使用状況の記録を保存 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、 【農作業安全】 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等) 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、	―― (発生予察情報の活用による防除等)	(簡易土壌診断、前作の収量等)
【温室効果ガス・廃棄物排出削減】	→ 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除	
電気・燃料の使用状況の記録を保存	(物理防除・生物防除の活用等)	
電気・燃料の使用状況の記録を保存	【温室効果ガス・廃棄物排出削減】	【農作業安全】
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施
(省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、		(定期メンテナンス、点検記録作成等)
	温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入	 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善
	(省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、	(作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、
	― 農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)	 機械・器具の操作方法確認等)

(注) 取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管(5年間) が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。